

「医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に 関する計画」について

令和2年4月17日
医療介護計画課
医療介護人材課

1 趣 旨

医師偏在対策の強化や、地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応を図るため、「医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画」を策定した。

2 計画の位置付け

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づき、広島県保健医療計画の一部に位置付けられるもの。

【医師確保】広島県保健医療計画第5章「保健医療体制を支える人材の確保・育成」を拡充

【外来医療】広島県保健医療計画第2章「安心できる保健医療体制の構築」に追加

3 計画期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間

4 基本理念及び目指す姿

広島県保健医療計画を補完するものであるため、現行の第7次広島県保健医療計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の基本理念及び目指す姿を踏襲することとする。

なお、目指す姿については、広島県保健医療計画の中間評価・見直し時（令和2年度）において、必要に応じて見直しを行う。

【基本理念】

県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、質が高く安心できる保健医療提供体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築します。

【目指す姿】

- 疾病予防から治療、再発防止まで質が高く適切な保健医療提供体制が確保されています。
- “いざ”というときに安心できる医療提供体制が確保されています。
- 県内どこに住んでいても自分らしく暮らすことができる地域包括ケアシステムが機能しています。
- 生涯にわたって生活習慣病に対する理解と疾病予防・重症化予防・再発予防に取り組むことにより健康寿命が延伸され、いきいきと暮らし続けることができます。
- 医師や看護師等が働きやすい環境が整い、地域に必要な医療・介護人材が確保されています。

5 検討経緯

日 程	広島県医療審議会	保健医療計画部会 (県単位地域医療構想調整会議)	関連する検討会議等
H31. 3. 25	知事から諮問		
H31. 3. 25	◆計画部会に検討を指示		
R1. 8. 5			■広島県へき地医療支援機構運営委員会 ・「医師確保計画」骨子の検討
R1. 8. 9			■広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会 ・「医師確保計画」骨子の検討
R1. 8. 20			■広島県医療対策協議会 ・「医師確保計画」骨子の検討
R1. 8. 26	◆検討状況の報告		
R1. 9. 9		○計画（骨子）の検討	
R1. 12. 10			■広島県周産期医療協議会 ・「医師確保計画（産科）」素案の審議
R1. 12. 27		○計画（素案）の審議	
			(1～2月) ■圏域地域医療構想調整会議 外来医療計画の検討 ・地域で不足する外来医療機能 ・医療機器の共同利用方針
R2. 1. 20			■地对協小児医療体制検討専門委員会 ・「医師確保計画（小児科）」素案の審議
R2. 2. 28			■広島県へき地医療支援機構運営委員会 ・「医師確保計画」素案の審議
R2. 3. 5			■広島県医療対策協議会 ・「医師確保計画」素案の審議
R2. 3. 26		○計画（案）の調整	
R2. 3. 26	◆答申案の審議		
R2. 3. 27	知事に答申		

◆：広島県医療審議会，○：保健医療計画部会，■：関連する検討会議等

広島県医師確保計画について【概要】

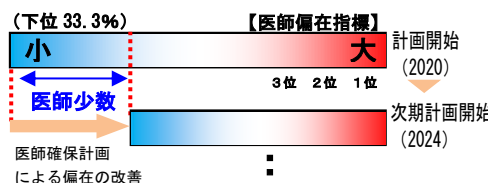
1 趣旨(背景等)

医師の“地域偏在”を全国ベースで段階的に是正する国の新たな施策方針（法改正）を踏まえて、本県の医師確保対策を一層推進するための推進方針等を改めて定める。
 （「広島県保健医療計画」に挙げている“医師の確保に関する事項”に法改正に対応する内容を盛り込む。）

区分	盛り込む内容等
医師偏在指標	<ul style="list-style-type: none"> ●全国ベースで地域ごとの医師の多寡を相対比較する指標を導入。 ●全国の序列を基に「医師多数」（上位 33.3%）, 「医師少数」（下位 33.3%）を設定。
医師少数スポット	<ul style="list-style-type: none"> ●局所的に医師が少なく“医師の確保を特に図るべき区域”として「医師少数スポット」を設定。
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ●医師偏在指標による評価結果を基に, ①「医師確保の方針」, ②「確保すべき目標医師数」, ③「目標を達成するための施策」を定める。
産科・小児科	<ul style="list-style-type: none"> ●各診療科の偏在指標による評価結果を基に, 同様に, 医師確保方針・施策等を定める。

※医療法改正～今後の医師偏在対策～

- 全国ベースで医師数の多寡を統一指標で評価・比較して医師少数（下位 33.3%）の医療圏に対して対策を重点実施し, 医療計画期間を経る毎に, 全国の偏在を段階的に縮小。
- 長期的な目標年「2036年」を設定。



2 県内医師数の現況等

(1) 医師偏在指標による評価 ※各地域における医師の絶対的な充足状況を示すものではない

地域区分	医師偏在指標 (全国平均：239.8)	「産科医」偏在指標 (全国平均：12.8)	「小児科医」偏在指標 (全国平均：106.2)	
広島県	241.4 (20位)	12.2 (22位)	95.7 (35位) ▲	
(二次医療圏)	広島	286.0 (37位) ◎	14.1 (74位)	99.9 (138位)
	広島西	233.4 (73位) ◎	8.5 (207位) ▲	133.2 (32位)
	呉	264.6 (51位) ◎	16.4 (44位)	117.6 (72位)
	広島中央	192.9 (123位)	7.7 (228位) ▲	72.0 (256位) ▲
	尾三	181.3 (155位)	14.4 (68位)	96.4 (165位)
	福山府中	186.4 (142位)	8.8 (198位) ▲	72.6 (252位) ▲
	備北	197.5 (111位)	11.1 (130位)	108.0 (102位)

◎…上位 33.3% (医師多数), ▲…下位 33.3% (医師少数)

(2) 医師数の概況等(課題)

区分	現状・課題
地域別	○県内医師数は増加しているが, 都市部等 (中山間地域以外) に集中。キャリア形成に係る勤務環境や子育て等の生活環境に対する不安等が中山間地域が避けられる要因。⇒ 中山間地域の医療を担う医師の確保と就業継続
性・年齢階級別	○39歳以下が減少, 60歳以上が増加傾向。平均年齢は全国平均超。臨床研修制度開始 (H16～) による県内研修医の減が要因。 ⇒ 後の世代交代を見据えた若手医師の就業・定着促進 ○全国と同様に女性医師は増加傾向。 ⇒ ライフイベント等での就業継続できる勤務環境, 離職防止等への支援
診療科別	○産科等の一部診療科で, 全国平均 (人口比) を下回る。特に産科は, 勤務負担が大きい実態にある等から専門医の確保が一層困難な状況。 ⇒ 周産期医療提供体制を維持するための産科医確保
その他	○「医師の働き方改革」による時間外労働規制の導入 (R6～) ⇒ 時間外規制に対応できる職場体制・人材の確保と育成

3 「医師確保計画」の内容

(1) 医師の確保の方針

【三次医療圏(県内全域)】

- 将来にわたって県内の医療提供体制を維持するために、若手医師をはじめとする次代を担う医師の確保・定着促進策を推進

【二次医療圏(7圏域)】

- 上位3圏域の水準は維持しつつ、他の4圏域に介在する偏在縮小を目指して、医療関係団体・機関等の連携協力体制の下で若手医師等の誘致・就業促進策等を推進。
- また、『医師少数スポット』を定め、県育成医師の配置等により、医療提供体制を維持。

(2) 医師偏在指標に基づく確保すべき目標医師数

- 長期的な目標年「2036年」に向けて偏在指標による乖離を段階的に縮小していく国の方針を踏まえて、全国平均に満たない県内4圏域の偏在指標が全国平均(239.8)に達するために、本計画期間中において最低限必要となる医師数を目標として設定。

二次医療圏	設定の考え方	本計画における目標医師数
「広島」、「広島西」、「呉」 《医師多数》	将来時点(2036年)に至るまで、 全国平均以上である「現在の水準を維持」	(現在の水準を維持)
「広島中央」、「尾三」、 「福山・府中」、「備北」	将来時点(2036年)に至るまでに、 「全国平均に達する水準」を目指す。	・広島中央：437人以上 ・尾三：559人以上 ・福山・府中：1,051人以上 ・備北：221人以上

(3) 施策内容

区分	主な取組内容
医師偏在の 是正	<ul style="list-style-type: none"> ○自治医科大学・地域枠(ふるさと枠)等奨学金貸与医師の育成・配置 <ul style="list-style-type: none"> ・医師少数スポット等への派遣・配置による中山間地域医療提供体制の維持 ・産科等比較的少ない診療科への地域枠医師の誘導 ○広島大学医学部寄附講座(地域医療システム学講座) <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療に関する教育やふるさと枠医学生への進路指導、キャリア形成支援 ○広島県地域医療支援センターによる県内就業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県内外医師の就業相談対応、求人・求職者間の紹介・あっせん
次代を担う 若手医師等 の確保・ 育成	<ul style="list-style-type: none"> ○臨床研修医の県内誘致 <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修病院合同説明会への出展、広報・誘致活動の展開等への支援 ○専攻医の県内就業促進(専門医制度への対応) <ul style="list-style-type: none"> ・採用状況検証・関係者間の意見交換等による運用円滑化、県内情報提供の充実 ○高度・専門医療を担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・若手医師等が多くの症例を経験できる高度専門人材育成プログラムの構築 ○中山間地域等での医師確保と人材育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的医療機関による中山間地域の医療提供体制維持や研修機会提供等への支援 ○地域枠制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠制度・定員をR3年度まで継続実施(R4年度以降は国制度見直しに対応)
勤務環境の 改善等	<ul style="list-style-type: none"> ○女性医師の就業等支援 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間正規雇用の処遇改善、院内保育の整備・運営、保育サポーター派遣への支援 ○医療勤務環境の改善支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・県医療勤務環境改善支援センターによる医療勤務環境の改善の働きかけ。 着手している医療機関への継続的支援 ・看護師の特定行為研修への支援(タスク・シフティング、タスク・シェアリングの促進) ・「医師の働き方改革」時間外労働規制の導入周知

4 「産科」・「小児科」医師確保計画の内容

(1) 医師の確保の方針

- 本県の産科・小児科医師の状況を踏まえれば、医師少数区域以外の圏域についても、充足しているとは言えないため、県全体の周産期医療体制や小児医療体制を維持するため、現在の医師数の水準を向上するための取組を実施。
- 「相対的医師少数区域」に該当する圏域等については、この計画期間終了時に偏在指標の下位 33.3%を脱する目安（基準値）を設け、県全体の産科及び小児科の医師数の底上げを図ることにより、医師の確保に努める。

(2) 施策内容

区分	取組内容（主なもの）
医師の確保	<ul style="list-style-type: none">○広島県地域医療支援センターを中心とした産科・小児科医師の確保○「広大ふるさと枠」医師等の産婦人科・小児科選択への動機付けに係る制度の検討○研究や研修についての支援を充実するなど、県内で高度な医療を学べる環境を整備することによる、県内外からの若手医師の確保
医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none">○医療機能に応じた役割分担による医療機関の連携体制の強化と、限られた医療資源の有効活用による、必要なときに適切な医療を受けられる体制の維持・確保<ul style="list-style-type: none">・周産期母子医療センター等の高次医療施設の重点化の検討・初期小児救急医療体制強化・二次救急医療体制の充実と三次救急医療との連携強化
勤務環境の改善等	<ul style="list-style-type: none">○女性医師の就業継続や定着支援、「医師の働き方改革」を踏まえた勤務環境の改善○県民の適切な受療行動を促すための小児救急医療電話相談事業の利用促進○医療提供体制の現状を理解するための県民への情報提供

広島県外来医療計画について【概要】

1 趣旨(背景等)

- これまで、入院機能については、広島県保健医療計画に定める基準病床数や広島県地域医療構想(平成 28 年3月策定)により、病床数の適正化や病床機能の再編について計画的に進めているところであるが、外来医療については、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられてきた。
その結果、外来医療の中心的な役割を担う診療所の地域偏在が顕著になっている。
- 平成30年7月の医療法等の改正に伴い、広島県保健医療計画に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(以下、「外来医療計画」という。)を新たに追加する。

《外来医療計画の目的》

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指す。
- 併せて、医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

2 外来医療機能の現況等

(1) 外来医師偏在指標

地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うため、医師偏在指標と同じ要素を考慮した偏在指標を作成

※ 外来医師多数区域の設定

外来医師偏在指標の全国上位 33.3%に該当する二次保健医療圏を外来医師多数区域に設定する。

医療圏	外来医師偏在指標	全国順位 (335 圏域中)	備考
広島	131.3	27	上位 33.3%
広島西	114.5	68	上位 33.3%
呉	127.5	33	上位 33.3%
広島中央	107.4	101	上位 33.3%
尾三	107.9	96	上位 33.3%
福山・府中	94.8	185	
備北	100.3	147	

(2) 地域で不足する外来医療機能

外来医療の中心的な役割を担っている市郡地区医師会や外来患者に最も身近な基礎自治体である市町に対して実施したアンケート調査の結果や国から示された各種データ等を元に、各圏域の地域医療構想調整会議における協議結果を踏まえて、二次保健医療圏ごとに「不足する外来医療機能」を設定した。

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			へき地医療
			学校医	予防接種	健康診断	
広島	●	●	●			
広島西	●	●	●			
呉	●	●				
広島中央	●	●	●		●	
尾三	●	●		●	●	
福山・府中	●	●	●		●	
備北	●	●	●		●	●

※ 不足する機能に●を付している。

3 「外来医療計画」の内容

(1) 新たに開業する場合の手続き（外来医師多数区域の場合）

- ① 県ホームページ等により、二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標や地域で不足する外来医療機能、医療機関のマッピングに関する情報を公表する。
- ② 新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出を求める。
- ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、合意が無い場合や申出書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規開業希望者の出席を要請する。

※ 合意の有無や合意内容により、診療所の開設が妨げられるものではない。

(2) 新たに医療機器を購入・更新する場合の手続き（全ての圏域）

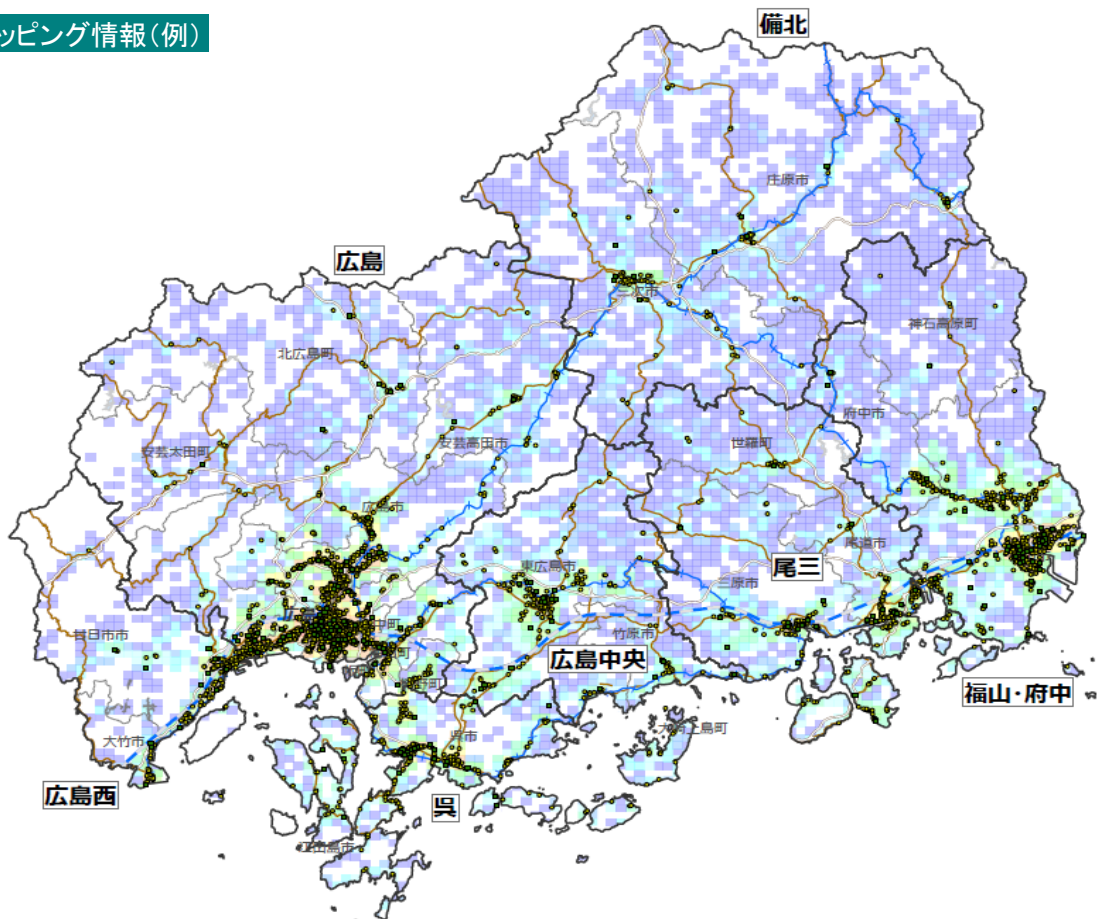
- ① 県ホームページ等により、二次保健医療圏ごとの医療設備・機器等の配置情報や共同利用方針を公表する。
- ② 新規購入希望者が保健所に許可申請書を提出する際に、共同利用を行うことについての計画の有無や内容に関して共同利用計画書の提出を求める。
- ③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、共同利用を行わない場合や共同利用計画書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規購入希望者の出席を要請する。

※ 共同利用の有無や計画内容により、対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではない。

(3) 目標

全圏域で「不足する外来医療機能」を解消する。

4 マッピング情報(例)



医師の確保及び外来医療に係る 医療提供体制の確保に関する計画

令和2（2020）年3月
広島県

目次

I 基本的事項

1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 策定のプロセス	3

II 医師確保計画（医師の確保に関する事項）

第1 「提供される医療全体」についての計画

（現状）

1 県内の医師数（医療施設従事医師数）	8
2 医師偏在の地域比較（医師偏在指標）	12
3 本県の医師確保対策の取組	13

（課題）

1 医師の偏在	17
2 次代を担う医師の確保・育成	17
3 勤務環境の改善等	19

（目標）

1 第7次計画の進捗状況を測る指標	21
2 医師偏在指標に基づく目標医師数	22

（施策の方向）

1 医師の確保の方針	23
2 医師少数スポットの設定	24

（施策内容）

1 医師偏在の是正	25
2 次代を担う若手医師等の確保・育成	27
3 勤務環境の改善等	31

第2 産科医師確保計画

（現状）

1 産科医師及び産婦人科医師の数	33
2 産科医師偏在指標	33

（課題と施策の方向）

1 課題	34
2 医師の確保の方針	34

（施策内容）

1 医師の確保	35
2 周産期医療体制の確保	35
3 勤務環境の改善	35

第3 小児科医師確保計画

(現状)		
1 小児科医師の数	36
2 小児科医師偏在指標	36
(課題と施策の方向)		
1 課題	37
2 医師の確保の方針	37
(施策内容)		
1 医師の確保	38
2 小児救急医療体制の確保	38
3 勤務環境の改善と県民の理解・行動	39

Ⅲ 外来医療計画（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）

(現状)		
1 県内の外来医療の状況	42
2 区域単位（対象区域）	47
3 外来医師偏在指標	47
4 医療機器の配置状況	49
(二次保健医療圏ごとの状況)		
1 広島圏域	50
2 広島西圏域	53
3 呉圏域	56
4 広島中央圏域	60
5 尾三圏域	64
6 福山・府中圏域	67
7 備北圏域	70
(施策の方向)		
1 外来医療に係る医療提供体制	75
2 医療機器の効率的な活用	76
3 住民の理解促進	77

Ⅳ 計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制	80
2 施策の評価と評価結果の公表	80
資料編 参考資料（データ集）	83

I 基本的事項

I 基本的事項

1 計画の趣旨

本県では、質が高く安心できる保健医療提供体制と地域包括ケアシステムの一体的な構築を目指し、「第7次広島県保健医療計画」（平成30（2018）年度から令和5（2023）年度の6年間）」（以下「広島県保健医療計画」という。）を推進しています。

住み慣れた地域で必要な医療を受けられる体制を整備する上で、医師の地域偏在や診療科偏在が課題となっています。地域における医療提供体制を確保するためには、これらの偏在を解消し、必要な医師を確保することが求められます。

また、外来医療が入院医療や在宅医療と切れ目なく提供されるよう、外来医療の状況を可視化し、共通認識を形成することで、医療機関の自発的な取組や地域の医療関係者間の協議等による連携を進めていく必要があります。

一方、地域における医療提供体制については、令和7（2025）年の地域医療構想の実現に向けた医療機能の分化・連携に係る取組が進められていることや、診療に従事する医師に対する時間外労働規制の適用が令和6（2024）年度に予定されていることなど、これらの取組との整合性や勤務環境の改善の重要性にも留意していく必要があります。

こうした中、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）が平成30（2018）年7月に成立し、平成31（2019）年4月1日から施行されました。この改正により、医師の確保に関する事項及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項など、各都道府県が定める医療計画の項目の見直しが行われました。

このため、国の「医療提供体制の確保に関する基本方針」を踏まえつつ、平成31（2019）年3月に国から示された「医師確保計画策定ガイドライン」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」等を参考に、広島県保健医療計画の一部として、「医師確保計画」（医師の確保に関する事項）及び「外来医療計画」（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）として、取りまとめました。

2 計画の位置付け

この計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく広島県保健医療計画を補完するものです。

3 計画の期間

令和2（2020）年度から広島県保健医療計画の終期である令和5（2023）年度までの4年間とします。それ以降は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

ただし、令和2（2020）年度は、広島県保健医療計画の中間評価・見直しの年度に当たるため、必要に応じて、他の関連施策（5疾病 5事業及び在宅医療等）の見直しに連動した修正を行い、整合性を確保します。

4 策定のプロセス

この計画については、広島県医療審議会に諮問し、同審議会保健医療計画部会（県単位の地域医療構想調整会議）において具体の検討を行いました。

医師の確保に関する計画の策定にあたっては、厚生労働省から提供された医師偏在指標等のデータを基に「広島県医療対策協議会」、「広島県へき地医療支援機構運営委員会」等の関係会議において、現状及び課題を踏まえた上で、現在の医師数や医療提供体制の水準を維持・向上するための取組について、協議を行い、その意見を反映させています。

外来医療計画の策定にあたっては、外来医療の中心的な役割を担っている市郡地区医師会や外来患者に最も身近な基礎自治体である市町に対して、外来医療提供に関するアンケート調査を実施し、外来医療提供体制に関する現状を把握するとともに、課題の抽出を行いました。

当該計画は、アンケート調査による市郡地区医師会や市町からの意見や厚生労働省から提供のあった各種データ等を元に、各圏域の地域医療構想調整会議において、現状と将来見通しを踏まえた外来医療提供体制に関する課題について協議を行い、その意見を反映しています。

【参考】

医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 「第4次中間とりまとめ」について（概要）

- 平成 30 年通常国会において「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、今後の医師偏在対策に係る基本的な枠組みが定められました。
- 改正法の施行に当たって、国会議（医師需給分科会）において医師偏在対策の実効性確保のための具体的な制度設計について検討がなされ、その結果が「第4次中間とりまとめ」として公表されました。
- その概要は次のとおりで、挙げられている内容の多くが本計画を策定する背景等となっています。

【都道府県における医師偏在対策の実施体制の強化】

- 医師偏在指標：全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価可能な指標を設計
 - ・ 全国の二次保健医療圏の上位 33.3 %を「医師多数区域」、下位 33.3%を「医師少数区域」と設定。医師少数区域には重点的な医師確保対策を実施。
 - ・ 局所的に医師が少ない場所を「医師少数スポット」とし、同様に対策実施の対象。
- 医師確保計画：都道府県は、主体的・実効的に医師確保対策を行うための計画を策定
 - ・ 定量的な現状分析に基づいて計画を定め、3年（初回のみ4年）ごとにその内容を見直し。
 - ・ 地域枠の効果等を踏まえ、2036年を長期的な医師偏在是正の目標年と設定。
 - ・ 医師確保計画には、①都道府県内における医師確保の方針、②確保すべき医師数の目標（目標医師数）、③目標の達成に向けた施策内容、を定める。 など
- 産科・小児科における医師偏在対策：
 - ・ 産科・小児科について、暫定的に診療科別の医師偏在指標を算定。下位 33.3%を「相対的医師少数区域」と呼称。
 - ・ 産科・小児科の医師確保計画を策定。

【医師養成過程を通じた地域における医師確保】

- 医学部：医学部における地域枠・地元出身者枠の設定
 - ・ 都道府県知事は、大学に対して地域枠や地元出身者枠の設置・増設の要請が可能。
 - ・ 2022 年度以降の臨時定員数は今後設定。地域枠や地元出身者枠の大学への要請数等について検討が必要。
- 専門研修等：診療科ごとの将来必要な医師数の見通しの明確化
 - ・ 診療科ごとの将来必要な医師数の見通しについて、国全体・都道府県ごとに提示。

【地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応】

- 外来医療機能の不足・偏在等への対応：
 - ・ 外来医師偏在指標を算定し、上位 33.3%の二次保健医療圏を「外来医師多数区域」と設定。
 - ・ 外来医師多数区域についての情報や開業に当たっての参考データを、新規開業希望者等へ情報提供。
 - ・ 地域で不足する外来医療機能についての議論の実施。
- 医療機器の効率的な活用等について：
 - ・ 地域ごとの医療機器の配置状況を指標化し可視化。
 - ・ 医療機器の効率的活用のための協議の実施。

【医師の少ない地域での勤務を促す環境整備の推進】

○医師少数区域等で勤務した医師を厚生労働大臣が認定する制度

- ・医師派遣・環境整備機能を有する地域医療支援病院の管理者要件として設定。
(2020年度以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に管理させる場合等を除く。)
- ・認定医師や医療機関に対する経済的インセンティブについて検討。

【地域医療構想と医師の働き方改革との関連】

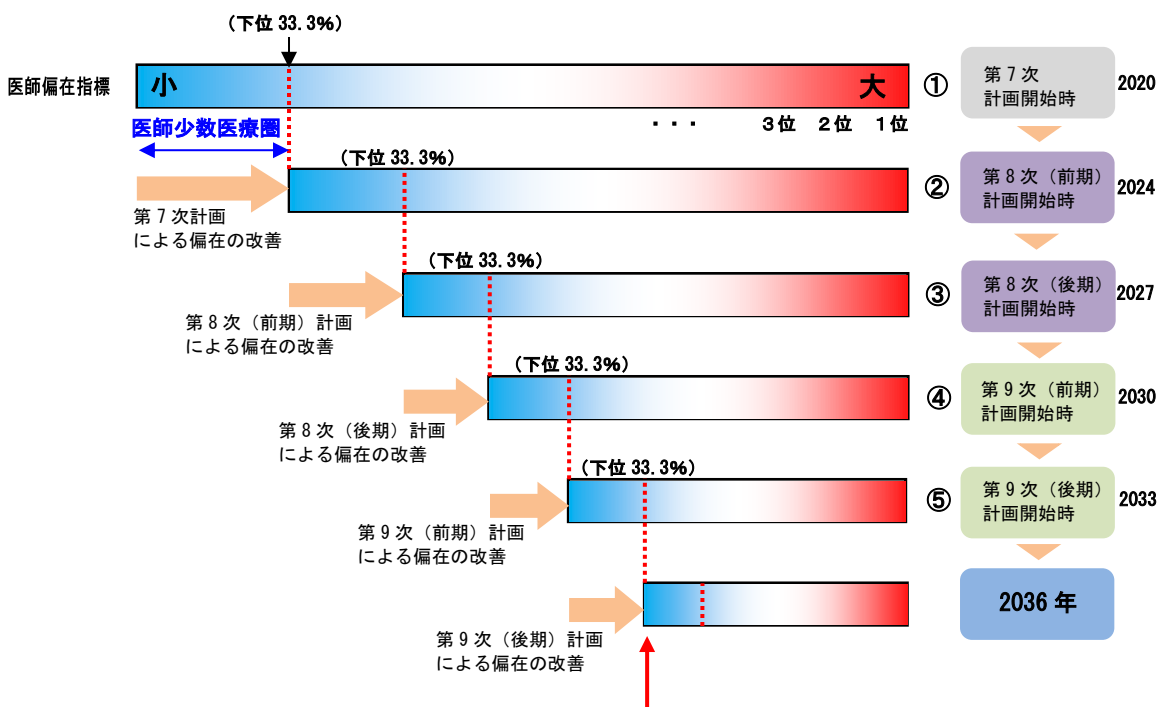
○地域医療構想と医師の働き方改革及び医師偏在対策は、三位一体で進めることが重要

- ・医師確保対策を実施するに当たっては、地域医療構想の推進に係る医療機関ごとの具体的な対応方針に留意することが必要。
- ・マクロ医師需給推計は、医師の働き方改革の内容を踏まえ、再度推計を行う。
その結果を踏まえて、医師養成数の増減を伴う長期的な医師偏在対策について検討。
- ・2024年度から、医師に対する時間外労働規制が適用される。医師の働き方改革の実現に向け、医師確保対策の早急な着手が必要。

－ 「医師偏在指標」と偏在対策について －

「第4次中間とりまとめ」で示された医師偏在対策は、地域ごとの医師の多寡を統一指標（医師偏在指標）により全国ベースで比較し、医師が少数とされる下位33.3%の医療圏（三次・二次）に対して医師確保対策を重点的に実施し、医療計画の期間を経る度に地域間の偏在を段階的に縮小して、全国規模で偏在解消を進めていくことが主なねらいです。

長期的な目標年とされる2036年では、医師偏在指標が最も下位の医療圏においても、地域内の医療需要を満たすだけの医師が確保されることを目指すとされています。



2036年時点における医師の需要を満たすために必要となる医師偏在指標の水準

Ⅱ 医師確保計画

(医師の確保に関する事項)

II 医師確保計画

第1 「提供される医療全体」についての計画

現 状

1 県内の医師数（医療施設従事医師数）

（1）地域別の状況

平成30（2018）年「医師・歯科医師・薬剤師統計」によると、県内の医師数（医療施設従事医師数。以下同じ。）は7,286人で、前回調査（2016年）より増加していますが、増加率は+0.9%で、全国ベースの増加率（+2.4%）を下回っています。

二次保健医療圏別でみると、前回調査から5圏域で増加し、1圏域で減少しています。

過疎市町・その他市町別でみると、過疎市町は前回調査より減少しており、都市部等のその他市町では増加しています。

人口比（10万人対医師数）でみると、人口減少による増加要因がありますが、前回調査と比較した場合、全ての圏域で増加しています。

図表1 医師数の推移（地域別）

（単位：人）

区分	医師数				人口10万人対医師数				
	平成26年 (2014)	平成28年 (2016)	平成30年 (2018)	前回比	平成26年 (2014)	平成28年 (2016)	平成30年 (2018)	前回比	
全 国	296,845	304,759	311,963	+7,204 (+2.4%)	233.6	240.1	246.7	+6.6 (+2.7%)	
広 島 県	7,145	7,224	7,286	+62 (+0.9%)	252.2	254.6	258.6	+4.0 (+1.6%)	
二次保健医療圏	広島	3,778	3,844	3,891	+47	278.3	281.2	284.4	+3.2
	広島西	359	387	387	0	254.9	271.5	272.1	+0.6
	呉	789	767	749	▲18	310.2	306.2	307.7	+1.5
	広島中央	413	432	448	+16	183.0	190.1	196.8	+6.7
	尾三	547	550	554	+4	216.6	221.1	228.9	+7.8
	福山・府中	1,047	1,029	1,040	+11	204.9	200.5	204.0	+3.5
	備北	212	215	217	+2	231.9	240.5	250.8	+10.3
過疎市町(※)	460	457	452	▲5	188.7	190.5	195.1	+4.6	
その他市町	6,532	6,767	6,834	+57	258.2	260.4	264.0	+3.6	

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（統計）」（各年）から広島県作成（県内の地域別の人口10万人対医師数は、各年10月1日現在の推計人口を基に算出したもの）

※ 過疎市町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域として公示された市町のうち、管内全域が過疎地域とされる市町（三次市、庄原市、府中市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）

平成 26（2014）年の「無医地区等調査」では、本県の無医地区は54地区あり、全国で2番目に多い状況となっています。

平成 21（2009）年の前回調査と二次保健医療圏別で比較すると、2圏域で減少し、1圏域で増加しており、県東部・北部地域への偏りが大きくなっています。

図表 2 県内の無医地区数

二次保健医療圏	平成 21 年 (2009)	平成 26 年 (2014)	増減	《所在市町別数》 計：54 地区
広島	7	6	▲1	
広島西	1	0	▲1	
呉	0	0	±0	
広島中央	0	0	±0	
尾三	4	4	±0	
福山・府中	6	9	+3	
備北	35	35	±0	
計	53	54	+1	

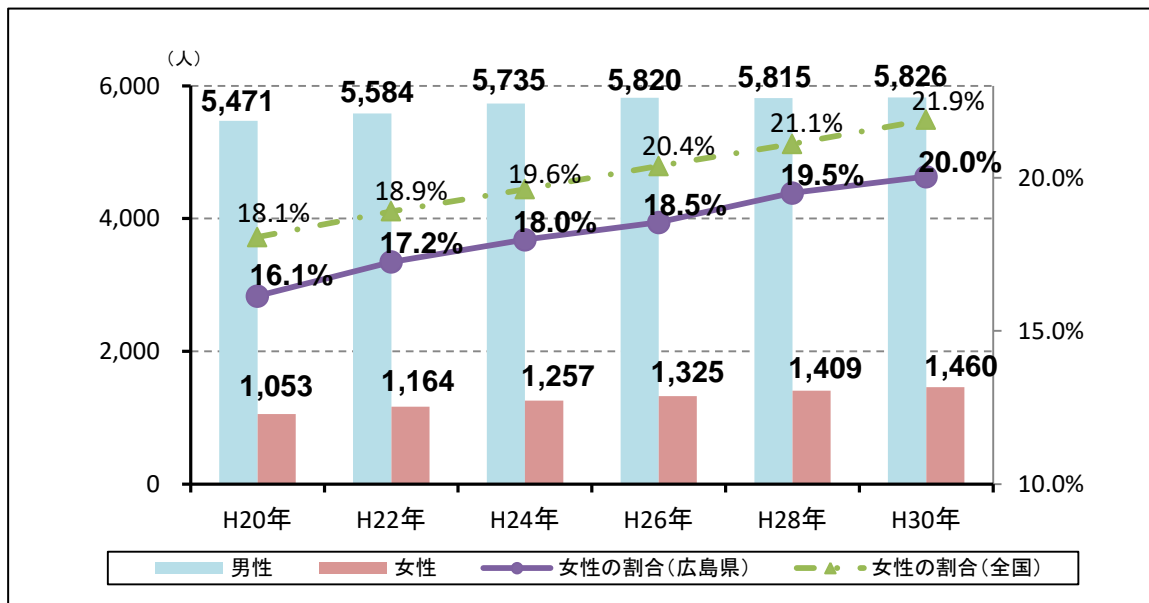
※無医地区：概ね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区で、医療機関が無く、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区

※過疎市町：過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域として公示された市町のうち、管内全域が過疎地域とされる市町（三次市、庄原市、府中市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）

（2）性・年齢構成別の状況

県内医師数の推移を性別でみると、全国の傾向と同様に、女性の割合は年々増加しており、平成 30（2018）年では 20.0% となっています。

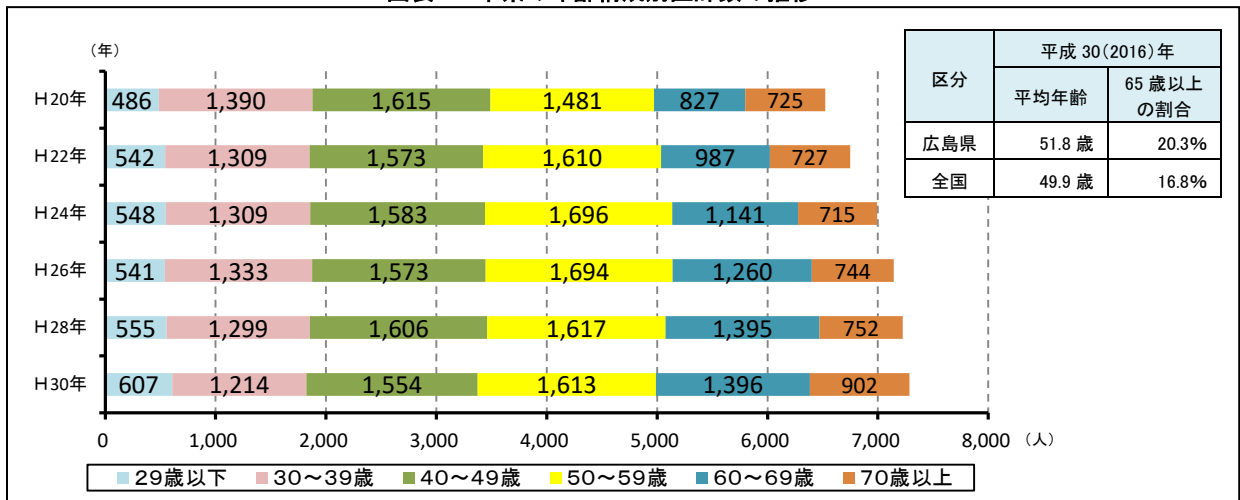
図表 3 本県の男女別医師数の推移



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」

年齢構成別の推移をみると、60歳代以上が増加しており、また、平成30（2018）年の平均年齢は51.8歳で、全国平均（49.9歳）を上回っています。

図表4 本県の年齢構成別医師数の推移



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」

全県及び二次保健医療圏別の年齢構成割合を全国と比較すると、平成28（2016）年では、39歳以下の若年層の割合は、全ての地域で全国平均（30.4%）を下回っており、65歳以上の割合は、全ての地域で全国平均（15.9%）を上回っています。

図表5 本県の年齢構成別医師数（二次保健医療圏別）

平成28年 (12.31 現在)	39歳以下	40～64歳	65歳以上	合計	構成割合		
					39歳以下	40～64歳	65歳以上
広島県	1,854	3,997	1,373	7,224	25.7%	55.3%	19.0%
広島	1,080	2,099	665	3,844	28.1%	54.6%	17.3%
広島西	100	212	75	387	25.8%	54.8%	19.4%
呉	201	415	151	767	26.2%	54.1%	19.7%
広島中央	77	263	92	432	17.8%	60.9%	21.3%
尾三	110	322	118	550	20.0%	58.5%	21.5%
福山・府中	224	574	231	1,029	21.8%	55.8%	22.4%
備北	62	112	41	215	28.8%	52.1%	19.1%
全国	92,603	163,721	48,435	304,759	30.4%	53.7%	15.9%

出典：平成28年「医師・歯科医師・薬剤師調査」結果から広島県作成

(3) 診療科別の状況

本県の診療科別の医師数を、人口比（10万人対医師数）で全国と比較すると、一部の診療科で全国平均を下回っています。

図表6 本県の診療科別医師数(平成30(2018)年)

(人)

診療科	医療施設 従事医師数	人口10万人対医師数		
		広島県	全国	全国との差
内科(注1)	2,834	99.8	90.1	9.7
皮膚科	207	7.3	7.3	0.0
精神科	358	12.6	12.5	0.1
心療内科	20	0.7	0.7	0.0
外科(注2)	768	27.1	21.8	5.3
泌尿器科	152	5.4	5.9	▲0.5
脳神経外科	194	6.8	5.9	0.9
整形外科	532	18.7	17.2	1.5
形成外科	40	1.4	2.2	▲0.8
眼科	312	11.0	10.5	0.5
耳鼻咽喉科	217	7.6	7.3	0.3
婦人科	17	0.6	1.5	▲0.9
リハビリテーション科	58	2.0	2.1	▲0.1
放射線科	147	5.2	5.3	0.2
麻酔科	222	7.8	7.6	0.2
病理診断科	39	1.4	1.6	▲0.2
臨床検査	12	0.4	0.5	▲0.1
救急科	63	2.2	2.8	▲0.6
※産科・産婦人科(注3)	238	42.2	43.9	▲1.7
※小児科(注4)	378	102.5	109.9	▲7.4

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年)から広島県作成

※医師数は、同調査の「主たる従業地による都道府県」・「主たる診療科」による。

(注1)内科：内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、神経内科、糖尿病内科、血液内科、アレルギー、リウマチ、感染症内科の計

(注2)外科：外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科の計

※算出基礎人口は、住民基本台帳人口(H31.1.1)による。

(注3)「産科・産婦人科」の人口比は、15-50歳未満女性人口を用いて算出。

(注4)「小児科」の人口比は、0-15歳未満人口を用いて算出。

図表7 本県の診療科別医師数(平成30(2018)年)

(取得している広告可能な医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格医師数)

区分	医師数	区分	医師数	区分	医師数
総合内科	709	消化器病	551	透析	119
小児科	322	腎臓	95	老年病	40
皮膚科	132	肝臓	164	消化器内視鏡	402
精神科	248	神経内科	104	臨床遺伝	25
外科	563	糖尿病	84	漢方	34
整形外科	441	内分泌代謝科	21	レーザー	3
産婦人科	215	血液	72	気管支鏡	44
眼科	236	アレルギー	98	核医学	15
耳鼻咽喉科	190	リウマチ	91	大腸肛門病	56
泌尿器科	127	感染症	20	婦人科腫瘍	19
脳神経外科	173	心療内科	13	ペインクリニック	31
放射線科	152	呼吸器外科	36	熱傷	4
麻酔科	171	心臓血管外科	40	脳血管内治療	35
病理	32	乳腺	36	がん薬物療法	30
救急科	94	気管食道科	29	周産期(新生児)	30
形成外科	34	消化器外科	167	生殖医療	8
リハビリテーション科	70	小児外科	15	小児神経	25
呼吸器	160	超音波	51	一般病院連携精神医学	9
循環器	293	細胞診	46	麻酔科標榜医	284

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年)

※2つ以上の資格を取得している場合は、重複計上している。

2 医師偏在の地域比較（医師偏在指標）

医師の地域偏在を測る指標としては、これまで、地域ごとの医師数の人口比（10万人対）を用いた比較が一般的に用いられてきましたが、新たに『医師偏在指標』が定義され、この統一指標を基に全国ベースで「三次保健医療圏（都道府県）」・「二次保健医療圏」ごとの医師の多寡を比較する方法が導入されました。

厚生労働省が、平成28年の医師数等調査を用いて算定した医師偏在指標では、本県は、三次医療圏単位では241.4ポイントで全国20位とされ、二次保健医療圏単位では、3圏域が上位33.3%の順位にあるとされています。

全国順位が上位33.3%の順位にあるとされる県内の3圏域（図表8中〈※〉）は、比較的医師が多いとされる地域として、医療法第30条の4第7項に該当する区域（医師多数区域）とします。

なお、医師偏在指標による評価（算定数値及び順位）は、あくまで全国ベースで地域間の医師数の多寡を比較するものであって、各々の地域内における医師の絶対的な充足状況を表すものではありません。

図表8 広島県における医師偏在指標

区分	地域	医師偏在指標（全国順位）	全国状況
三次保健医療圏 （都道府県）	広島県	241.4（20位）	全国平均値：239.8
二次保健医療圏	広島	286.0（37位）〈※〉	
	広島西	233.4（73位）〈※〉	
	呉	264.6（51位）〈※〉	
	広島中央	192.9（123位）	
	尾三	181.3（155位）	
	福山・府中	186.4（142位）	
	備北	197.5（111位）	

◀ 医師偏在指標の算出式 ▶

（引用：第66回社会保障審議会医療部会資料）

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 従来の人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数}}{\text{地域の人口} \div 10 \text{万} \times \text{地域の標準化受療率比} (\times 1)}$$

$$\text{標準化医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化受療率比} (\times 1) = \frac{\text{地域の期待受療率}}{\text{全国の期待受療率}} (\times 2)$$

$$\text{地域の期待受療率} (\times 2) = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

（出典）性年齢階級別医師数：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

平均労働時間：「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」

（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）

性年齢階級別受療率：平成26年患者調査及び平成27年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

人口：平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

※患者流出は、流出発生後のデータ（診療行為発生地ベース）を分母で用いることにより、加味している（平成26年患者調査より）

3 本県の医師確保対策の取組

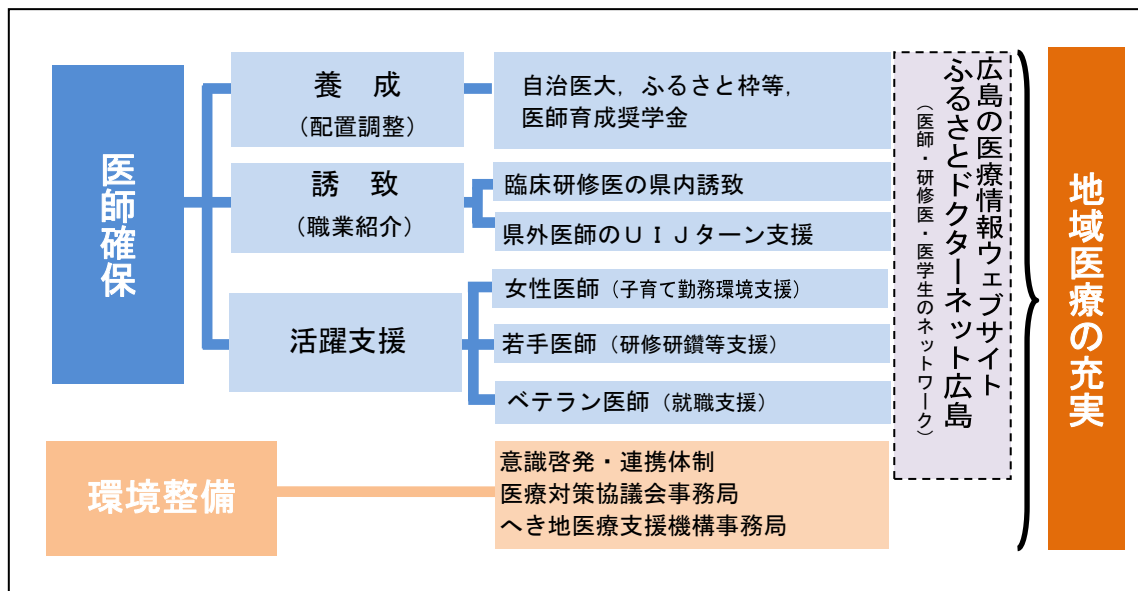
(1) 医師確保対策等の推進体制（広島県地域医療支援センター）

本県では、平成23（2011）年7月に、広島県医師会、広島大学、県、市町等の参画により、「財団法人広島県地域保健医療推進機構」（平成25（2013）年4月から「公益財団法人」に移行）を設立し、県内関係者の連携・協力体制の下で、医師の確保・定着促進や人材育成等を推進しています。

同機構内に「広島県地域医療支援センター」（県委託事業）を設置し、臨床研修医の誘致や県内外医師への就業紹介・あっせん、過疎地域における県育成医師の配置調整、女性医師の職場環境の向上支援など、医師の確保と定着促進につなげる各種取組を進めています。

また、地域医療支援センターは、県内の医師確保対策に係る推進組織（広島県医療対策協議会）と、へき地医療対策の推進組織（広島県へき地医療支援機構）の事務局を併せて担うことで、地域医療の確保と、それを担う医師の確保・育成を一体的な体制の下で緊密に連携させながら、総合的に進めています。

図表9 広島県地域医療支援センターの事業概要



(2) 地域医療を担う医師の育成・配置

全都道府県が共同で設置している自治医科大学を卒業した本県出身医師を県職員として採用し、中山間地域等の公立医療機関等へ派遣することで、地域の医療提供体制を支えています。現在（平成31（2019）年4月時点）、中山間地域等に所在する13医療機関へ、20名の医師を派遣しています。

また、大学医学部の臨時定員増等による「地域枠」を広島大学（医学部ふるさと枠）及び岡山大学（医学部地域枠広島県コース）に設定し、各大学との連携・協力体制の下で、県内の地域医療を担う医師の育成を進めています。

現在（平成31（2019）年4月時点）、臨床研修（医師免許取得後2年間の法定研修）を修了した地域枠卒業医師のうち、中山間地域での勤務者は17名、指定診療科（病理診断科）では2名が勤務しており、県内各地の医療現場で活躍しています。

その他、本県出身の全国の医学生等を対象に、地域枠と同様に奨学金を貸与し、将来、県内の地域医療等を支える医師の育成を進めています。

図表 10 県育成医師の地域別勤務者数 (人)

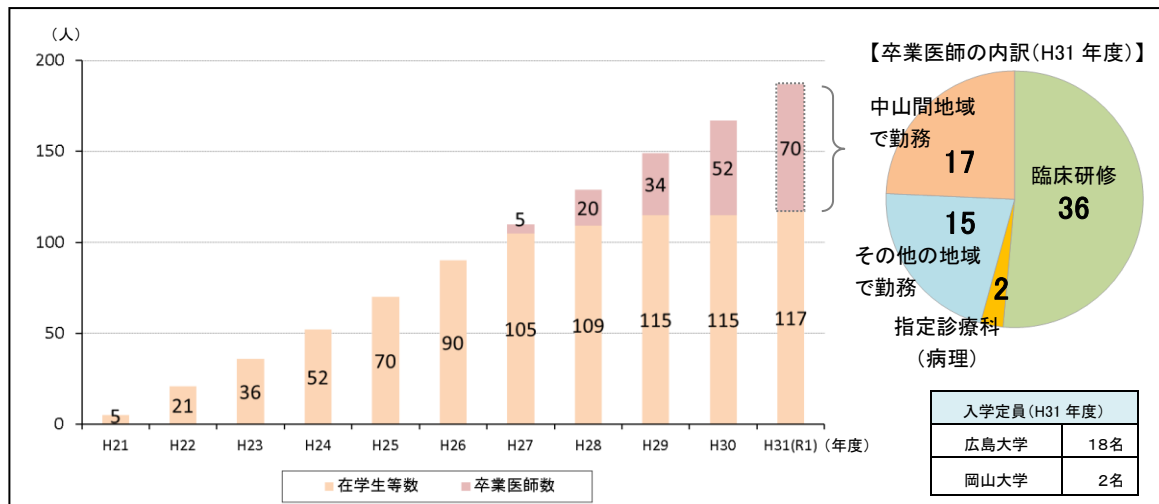
勤務地域等	自治医科大学 卒業医師 (県職員派遣)	地域枠卒業医師 (広島大学・岡山大学)	奨学金貸与医師 (一般募集)
中山間地域	20	17	6
その他の地域	4	15	8
指定診療科(病理)	-	2	
計	24	34	14

出典：広島県健康福祉局(平成31年4月時点)

※医師数は、臨床研修後(医師免許取得後3年以上)の数

※指定診療科：奨学金貸与医師の勤務要件(奨学金の返還免除要件)において、中山間地域での勤務と同等の扱いとする診療科

図表 11 本県の「地域枠」在学学生・卒業医師数の推移



出典：広島県健康福祉局(各年度4月1日現在)

(3) 勤務環境改善支援等

本県では、平成27(2015)年10月から医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートする「広島県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医業経営アドバイザーの派遣や医療勤務環境セミナーの開催等を行っています。

図表 12 医療勤務環境セミナー参加医療機関数

年度	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	計
病院	38 (38)	67 (67)	41 (12)	43 (13)	189 (130)
診療所	0	0	1 (1)	9 (8)	10 (9)
計	38 (38)	67 (67)	42 (13)	52 (21)	199 (139)

出典：広島県健康福祉局

()は新規参加医療機関数で内数。

医師の業務は、昼夜問わず、患者対応を求められる仕事であり、他の職種より長時間労働が顕著であることに加えて、医療技術の発達や、より質の高い医療ニーズの高まり、患者本人や家族へのきめ細かい対応が求められる等の業務内容の特殊性から、長時間労働に拍車がかかっている実態があります。

このため、令和6（2024）年度から、「医師の働き方改革」による新たな時間外労働規制の導入が予定されています。

制度導入に向けては、国会議「医師の働き方改革に関する検討会」において、医師の労働時間短縮・健康確保と必要な医療の確保の両立という観点から、医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討が進められ、医師の業務の特殊性を踏まえた時間外労働の上限水準が定められるとともに、医療機関のマネジメント改革（管理者・医師の意識改革、業務の移管・共同化（タスク・シフティング、タスク・シェアリング）、ICT等の技術を活用した効率化等）など労働時間を短縮するための具体的方向性なども示され、制度導入に係る議論が、国において現在も進められています。

図表 13 本県の診療科別医師数（病院-診療所別・平成 30（2018）年）

診療科	医療施設従事医師数(人)		
	病院	診療所	計
内科(注 1)	1,505	1,329	2,834
皮膚科	76	131	207
小児科	209	169	378
精神科	276	82	358
心療内科	5	15	20
外科(注 2)	611	157	768
泌尿器科	111	41	152
脳神経外科	151	43	194
整形外科	329	203	532
形成外科	26	14	40
眼科	90	222	312
耳鼻咽喉科	89	128	217
産科・産婦人科	129	109	238
婦人科	7	10	17
リハビリテーション科	55	3	58
放射線科	128	19	147
麻酔科	209	13	222
病理診断科	35	4	39
臨床検査	12	0	12
救急科	63	0	63
臨床研修医	359	0	359
その他	68	51	119
計	4,543	2,743	7,286

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

※医師数は、同調査の「主たる従業地による都道府県」・「主たる診療科」による。

(注 1)内科: 内科, 呼吸器内科, 循環器内科, 消化器内科, 腎臓内科, 神経内科, 糖尿病内科, 血液内科, アレルギー, リウマチ, 感染症内科の計

(注 2)外科: 外科, 呼吸器外科, 心臓血管外科, 乳腺外科, 気管食道外科, 消化器外科, 肛門外科, 小児外科の計

図表 14 病院常勤医師の診療科別勤務時間の比較（全国）

○週当たりの病院常勤医師の「勤務時間」及び「勤務時間 60 時間以上である医師の割合」

診療科	勤務時間	週 60 時間以上勤務者の割合	診療科	勤務時間	週 60 時間以上勤務者の割合
内科系	56:41	39.9%	精神科	51:14	27.5%
外科系	60:18	46.6%	放射線科	53:29	28.5%
産婦人科	61:42	53.3%	臨床研修医	60:56	48.0%
小児科	57:42	44.6%	その他	52:48	31.2%
救急科	60:16	47.5%	(全体)	(57:10)	(40.6%)
麻酔科	53:54	32.9%			

出典:「第2回医師の働き方改革検討会議」(厚生労働省)会議資料から引用

【参考】「医師の働き方改革」による時間外労働規制について(検討中の内容)

(「医師の働き方改革に関する検討会報告書」より)

		(A)水準	(B)水準	(C)水準
36 協定で締結できる時間数の上限	①通常の時間外労働(休日労働を含まない。)	月 45 時間以下・年 360 時間以下		
	②「臨時的な必要がある場合」(休日労働を含む。)	月 100 時間未満(例外あり)		
③36 協定によっても越えられない時間外労働の上限時間(休日労働を含む。)		年 960 時間以下	年 1,860 時間以下	
		月 100 時間未満(例外あり)		
		年 960 時間以下	年 1,860 時間以下	

(A)水準:医療機関で患者に対する診療に従事する勤務医の時間外労働の上限水準

(B)水準:地域医療提供体制の確保の観点から、やむを得ず(A)水準を超えざるを得ない場合を想定した「地域医療確保暫定特例水準」

(C)水準:①臨床研修医・専門研修中の医師の一定期間集中的に知識・手技の習得、②高度な技能を有する医師を育成する必要がある分野において新しい診断・治療法の活用・普及等が図られるようにするための「集中的技能向上水準」

課 題

1 医師の偏在

県内のどこに住んでいても安心して医療が受けられる体制が維持されるには、県全体として必要な医師が継続して確保されるとともに、無医地区に代表される中山間地域等の医師が少なく、また医療へのアクセスが容易ではない地域においても、適切に必要な医療が提供される体制や仕組みが構築され、また維持されることが必要です。県内の医師数は増加していますが、その増加は主に都市部等に集中しており、医師としてのキャリア形成に係る勤務環境や、子育てなどの生活環境に対する不安や懸念が、中山間地域等での就業と定着を阻む要因となっています。

本県では、中山間地域等への医師確保対策として、自治医科大学による医師育成や、大学医学部医学科に「地域枠」を設けて地域医療を担う医師の育成を進めています。地域枠の卒業医師が、順次、県内各地で勤務を開始していますが、地域の実情やニーズを踏まえて、また本人の希望する進路やキャリア形成を考慮しながら、大学や関係機関の協力を得て計画的に配置を行っていくことが必要です。

また、診療科別の本県の状況をみると、産科・小児科などの医師が、全国と比較して少ない状況にあります。特に産科は、勤務時間が長時間にわたり、医師一人当たりの負担が特に大きい勤務環境にある実態などから、専門医の確保が一層困難な状況となっており、県内の周産期医療提供体制を維持していくための喫緊の課題です。

2 次代を担う医師の確保・育成

高齢・過疎化の進展や人口構造の変化に加え、今後、「地域医療構想」に基づく医療機関の役割分担等や、「医師の働き方改革」による労働時間規制が進められていく中で、地域の実情等に応じて医療資源が適切に配置され有効に機能していくように、将来を見据えて、医師の確保を進めていくことが必要です。

本県では、若年層の医師が減少傾向にあるとともに、65歳以上の割合が比較的高い状況から、今後、医師の世代交代が進んでも、将来にわたって、安心して医療が受けられる体制が維持されるために、医師の年齢構成のバランスが保たれるよう、若手医師等の県内就業と定着を図ることが求められます。医師臨床研修制度が、平成16（2004）年度から導入されて以降、減少していた県内の臨床研修医は徐々に増加傾向にあります。臨床研修を修了した地域で、引き続き勤務を継続する研修医の割合が高いことから、臨床研修医が安定的に確保されることが望まれます。

また、県内就業への誘致や定着促進を図るには、就業のきっかけとなる各種情報が得られやすい環境を広く提供するとともに、本人の希望やニーズに応じたきめ細やかな支援が行える体制が不可欠です。

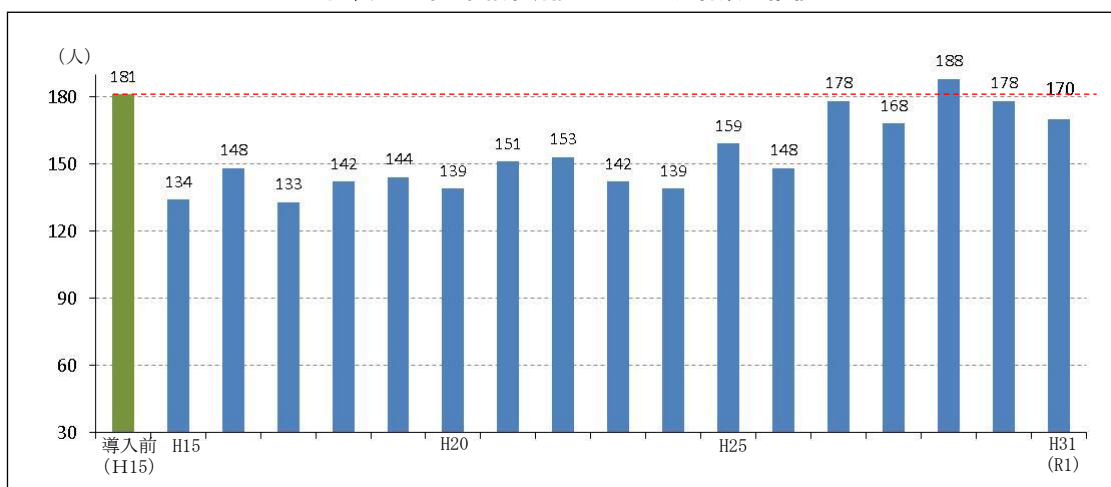
平成30（2018）年度から開始された新たな「専門医制度」は、若手医師の就業に直接影響するため、県内への定着につながる制度・機会となりうる反面、地域・診療科の偏在悪化を招きかねないことが懸念されます。

また、令和2（2020）年度に開始する専門研修に係る専攻医登録から、一部の診療科に

において都道府県ごとの採用上限数（シーリング設定）が導入され、また、基本 19 診療科の先にあるサブスペシャリティ領域に係る国等での議論も進められていることから、これらの動向等を注視しつつ、専攻医の確保と就業促進を進めていく必要があります。

県内の医療機関等が提供する専門研修プログラムが、臨床研修後の目指す進路や希望に合うものとして選択されて、県内就業につながるように、研修医療機関相互の協力と緊密な連携体制の下で、県全体の取組として、将来の広島県の医療を担う専攻医の確保と育成を進めていくことが求められます。

図表 15 医師臨床研修マッチング者数の推移



出典：医師臨床研修マッチング協議会調べ

※医師臨床研修制度：
医師が将来専門とする分野に関わらず、基本的な診療能力を身に付けることができるよう、医師免許取得後の2年間に
行う研修のこと。
※医師臨床研修マッチング：
医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と、臨床研修を実施する病院との間で、各々の希望を踏まえて、その組み
合わせを決めるもので、全国一斉に就業（初任）先を決める仕組み。
※グラフのうち、導入前(H15)は、平成 15 年 4 月 1 日の県内新卒採用者数。H15 以降は、翌年 4 月 1 日採用に向けたマッチングによる県
内マッチ者数。

図表 16 県内の臨床研修修了者（出身別）の就業先（県内外別数）

出身地	出身大学	臨床研修病院 (全て県内)	卒後3年目勤務先 (専攻医としての勤務先)	該当人数	計
県内	県内	広島県内 (県内出身:91人)	県内	45	◎県内就業 110人(80%)
			県外	2	
	県内		38		
	県外		6		
県外	県内	広島県内 (県外出身:46人)	県内	15	○県外へ転出 27人(20%)
			県外	5	
	県内		12		
	県外		14		

出典：広島県地域医療支援センター調べ(平成 30 年度)

図表 17 専門研修プログラム専攻医の新規就業者数（二次保健医療圏別）

二次保健医療圏	専門研修プログラム専攻医数		差
	H30年度研修開始 (新規就業医師数)	R元年度研修開始 (新規就業医師数)	
広島	105 (64%)	92 (61%)	▲13
広島西	9 (5%)	10 (7%)	+1
呉	19 (12%)	22 (14%)	+3
広島中央	6 (4%)	3 (2%)	▲3
尾三	8 (5%)	6 (4%)	▲2
福山・府中	8 (5%)	6 (4%)	▲2
備北	8 (5%)	12 (8%)	+4
計	163 (構成割合)	151 (構成割合)	▲12

出典：広島県地域医療支援センター調べ(各年度4月時点)

3 勤務環境の改善等

全国状況と同様に、県内の女性医師数・割合は、年々増加しています。医師業務は夜間勤務や長時間勤務が多いことから、出産・育児や家族介護等との両立が難しいことを理由として、女性医師が離職に至るケースも発生しています。また、一度離職すると、医療の知識・技術は日進月歩で進むため、医療現場に戻りづらいという業務の特殊性も影響しています。このため、出産・育児等のライフイベントや家族介護等を担う状況となっても、安心して勤務を継続できる環境や職場づくりを進めていく必要があります。

また、診療科別の女性医師の割合を全国状況でみると、産科等の一部の診療科で高い割合となっています。女性医師が働きやすい環境づくりを進めて就業が継続されていくことは、診療科偏在の悪化を防ぐことにも資するものです。

県内の医師確保対策を推進していく上では、勤務の内容や職場環境による影響が大きい女性医師をはじめ、若手医師、高齢医師等を含めて、様々な事情等に応じて、きめ細やかな対応・支援を行い、就業の継続と定着、また離職者の復職につなげていくことが重要です。

図表 18 診療科別の女性医師の割合（全国）

診療科	女性医師の割合	診療科	女性医師の割合
内科	18.2%	眼科	38.8%
皮膚科	48.5%	耳鼻咽喉科	21.4%
小児科	35.1%	産科・産婦人科	37.6%
精神科	22.9%	婦人科	38.4%
心療内科	24.8%	リハビリテーション科	24.0%
外科	9.5%	放射線科	24.3%
泌尿器科	6.6%	麻酔科	40.1%
脳神経外科	5.9%	病理診断科	29.4%
整形外科	5.2%	臨床検査科	21.2%
形成外科	32.0%	救急科	14.8%

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」（平成30年）から広島県作成

※広島県において、医療施設従事医師数(人口比)が全国平均を下回る診療科(図表6)

小児科、泌尿器科、形成外科、婦人科、産科・産婦人科、リハビリテーション科、病理診断科、臨床検査科、救急科

本県では、「広島県医療勤務環境改善支援センター」において、勤務環境改善に取り組む医療機関の支援等を行っていますが、県内には、改善の取組に着手等した医療機関（病院）は半数程度で十分進んでいない状況から、自主的な勤務環境改善の取組が進むよう、継続して働きかけを行っていく必要があります。

令和6（2024）年度から「医師の働き方改革」による新たな時間外労働規制の導入が予定されていますが、医療の質の維持・向上を担保しつつ、医師の働き方改革を進めていくためには、県内の全ての地域において、提供される医療の内容等に応じた必要な医師が適切に確保され、また維持されることが不可欠です。

また、労働時間の短縮を図るには、医師の業務の効率化や、タスク・シフティング、タスク・シェアリングによる他の職種も含めた勤務環境改善等を進めることが必要となります。それを実現するには、医療機関・当事者の取組だけではなく、行政による支援等や医療を受ける地域住民の意識・行動を含めて、全ての関係者が各々の立場から、「医師」と、医師から受ける「医療」の両方を社会全体で守っていくという共通の認識と理解をもって進めていかなければなりません。

目 標

1 第7次計画の進捗状況を測る指標

第7次計画全体の進捗状況の把握や振り返り等に用いる成果指標として、引き続き、次の項目を医師確保対策に係る指標として定めます。また、第7次計画で設定する指標の共通事項として、各指標の関連性を捉える観点から、3つの区分（S、P、O）に分類します。

図表 19 第7次計画における進捗状況を測る成果指標

区分	指標等	目標の考え方	現状値	目標値（R5）	指標の出典
S	10万人当たり医療施設従事医師数	現状の水準を維持・向上させます。	[H30] 258.6人	[R4] 264.6人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
S	過疎地域の対10万人当たり医療施設従事医師数	現状の水準を維持・向上させます。	[H30] 195.1人	[R4] 203.4人以上	〃
S	30歳代までの医療施設従事医師数	現状の水準を維持・向上させます。	[H30] 1,821人	[R4] 1,977人以上	〃
P	初期臨床研修医のマッチ者数	マッチ者数の安定的確保を目指します。	[過去10年平均] 162.3人 (H31:170人)	181人	医師臨床研修マッチング協議会調べ
O	自治医大卒業医師県内定着率	県内定着率を増加させます。	[H30末] 71.6%	75%	県健康福祉局調べ
S	ふるさとドクターネット広島登録者数	毎年120人ずつ増やします。	[H30末] 2,829人	3,137人	〃
O	短時間正規雇用による女性医師数（支援医師数）	女性医師の就業環境の向上を支援し、維持します。	[H30] 延155人	延155人以上	〃

S：ストラクチャー指標，P：プロセス指標，O：アウトカム指標

2 医師偏在指標に基づく目標医師数

医師偏在指標の算定結果に基づく全国規模の偏在是正を進める観点から、本計画期間中における「確保すべき目標医師数」（厚生労働省の算定結果）は、下表（イ）のとおりです。

この目標医師数の定義は、医師偏在指標の算定において、各地域が下位 33.3%の順位に達する場合の医師数であって、本県では、この下位 33.3%以下の地域は存在しないことから、全ての地域において、現状値（ア）が上回っている状況にあります。

将来時点（2036 年）に向けて、計画を重ねるごとに段階的に、全国規模での地域偏在の解消を進めていく上での令和 5（2023）年度に向けた目標設定である趣旨を踏まえて、本県における医師数の目標は、県内二次保健医療圏間に介在する地域偏在を改善していくための目安として設定し、各医療圏において次のとおりとします。

- 比較的医師が多いとされる 3 圏域（広島、呉、広島西）では、将来時点（2036 年）に至るまで「全国平均以上である現在の水準を維持すること」を目標とします。
- その他の 4 圏域（広島中央、尾三、福山・府中、備北）では、上記 3 圏域との偏在が計画を重ねるごとに改善に向かい、将来時点（2036 年）に至るまでに「全国平均に達する水準となる」ことを目標とします。

なお、医師偏在指標は、医療計画の改定又は見直しの度に算定されて改められることから、目標設定の基準となる全国平均も変動することとなります。このため、後年の計画改定等を行う度に、医師偏在指標の算定結果に基づいて目標数を改めます。

また、将来時点（2036 年）において必要となる医師数の目標は、今後、国において医師のマクロ需給推計の議論が進められる予定であり、その動向等を注しつつ検討していきます。

図表 20 医師偏在指標に基づく本県の目標医師数等

区分	厚生労働省算定結果				現状値と参考値の差	医師偏在指標に基づく本計画期間における医師数の目標 (2023 年)
	医師偏在指標	現状値 (標準化医師数) (2016 年)	確保すべき目標医師数 (2023 年)	参考値 (全国平均に達する医師数) (2023 年)		
	-	(ア)	(イ)	(ウ)		
三次保健医療圏 (都道府県)	241.4	7,144	6,160	-	-	-
二次保健医療圏	広島	286.0	3,817	2,166	3,215	602 (現在の水準を維持)
	広島西	233.4	383	259	384	1 "
	呉	264.6	764	411	610	154 "
	広島中央	192.9	419	344	510	▲91 437 以上
	尾三	181.3	538	433	643	▲105 559 以上
	福山・府中	186.4	1,003	840	1,246	▲243 1,051 以上
	備北	197.5	217	158	235	▲18 221 以上

(ア)現状値：平成 28 年「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)による圏域内医師数を基に、性・年齢階級別の平均労働時間による係数を乗じて算定(標準化)した医師数で、医師偏在指標の算定に用いられた人数(小数点以下の端数切捨て。)

(イ)確保すべき目標医師数：医師偏在指標の算定結果が、下位 33.3%の順位より上位(偏在指標：161.6)となる場合の医師数

(ウ)参考値：医師偏在指標が、全国平均(239.8)となる場合の医師数

施策の方向

1 医師の確保の方針

医師偏在指標の算定結果に基づく医師の多寡の状況を踏まえて、現在の医師数の水準を維持又は向上するための本計画期間中における医師確保の方針を「三次保健医療圏」・「二次保健医療圏」単位で次のとおりとします。

(1) 三次保健医療圏（県内全域）

医師偏在指標による都道府県間の比較によると、現時点では、本県は、概ね全国平均並みとされていますが、若年層の医師が減少傾向にあるとともに、65歳以上の割合が比較的高い状況から、今後、世代交代が進んだ場合には医師が不足し、現状の体制が維持できなくなることが懸念されます。

また「医師の働き方改革」の導入による人材確保の必要性なども踏まえ、将来にわたって県内の医療提供体制を維持するために、若手医師をはじめとする次代を担う医師の確保・定着促進策を推進します。

(2) 二次保健医療圏（県内7圏域）

医師偏在指標の算定結果による県内状況は、7つの二次保健医療圏のうち、比較的医師が多いとされる3圏域（医師多数区域）と、その他の4圏域に分かれる状況にあります。

地域生活を支える医療提供体制は、各地域での医療資源の所在状況をはじめ、提供される医療の内容やアクセスの利便性など、様々な要因が影響するため、地域内の医師数のみで、その充足度を測ることは困難ですが、県内のどこに住んでいても安心して適切な医療が受けられる体制が実現されるには、地域によらず、その中心を担う医師が継続して適切に確保されることが必要です。

そのため、現在、比較的上位とされる3圏域の水準は維持しつつ、他の4圏域に介在する偏在を縮小することを目指して、医療関係団体・機関等の連携協力体制の下で、地域医療支援センターによる若手医師等の誘致・就業促進策等を継続して推進します。

また、無医地区に代表されるように、二次保健医療圏内での地域間（都市部と過疎地域等）の偏在は、医師偏在指標では表面化しないことから、これらの医師確保対策を進める必要がある局所的な地域を“医師の確保を特に図るべき区域”（医師少数スポット）として定め、スポットに対して県育成医師の配置等による医師確保対策を推進します。また、へき地医療対策で実施している医療活動や環境づくりへの支援等を含めて、地域の実情やニーズを踏まえながら、受療機会の確保と医療提供体制の維持を図ります。

2 医師少数スポットの設定

二次保健医療圏より小さい単位で、地域内の医療提供体制を維持するために医師の確保が特に必要な状況下であり、地域の実情等を踏まえた細やかな対策実施が求められる地域を“医師の確保を特に図るべき区域”（医師少数スポット）として、次の方針等に基づいて設定します。

- 第7次計画におけるへき地医療対策の実施地域（過疎地域自立促進特別措置法・離島振興法の適用地域）を対象として、設定単位を次のとおりとします。
 - ・「市町村介護保険事業計画」（介護保険法第117条）において県内市町が定める『日常生活圏域』（地域包括ケアシステムの構築を目指す地域単位と同じ。）
 - ・医療へのアクセスに大きな制限がある『離島』
- 上記に該当する地域のうち、「無医地区」等の所在の有無や、地域医療の提供又は地域内の医療提供体制を維持する拠点的功能を担う医療機関（へき地医療拠点病院、へき地診療所、救急告示医療機関等）の所在状況、医師偏在指標による地域偏在の状況などを踏まえて、対象地域を選定します。

図表 21 「医師少数スポット」設定地域

二次保健医療圏	所在市町	設定地域（日常生活圏域名等）	備考 (医師偏在指標・全国順位)
広島	安芸高田市	吉田町, 美土里町, 高宮町	286.0 (37位)
	安芸太田町	加計	
	北広島町	芸北, 大朝	
広島西	廿日市市	吉和	233.4 (73位)
呉	呉市	安芸灘	264.6 (51位)
尾三	三原市	三原市北部	181.3 (155位)
	尾道市	北部, 瀬戸田, 百島※	
	世羅町	世羅町	
福山・府中	福山市	南部2	186.4 (142位)
	府中市	南部, 北部	
	神石高原町	神石高原町	
備北	三次市	北部, 中部, 東部	197.5 (111位)
	庄原市	庄原, 西城, 口和, 高野, 総領	

※百島：「離島」単位

施策内容

医師確保の方針に基づき、現在の医師数及び医療提供体制の水準を維持又は向上するための各種の取組を推進します。

取組を進めるに当たっては、若手医師等の県内就業・定着促進や県育成医師の配置調整などの短期的に成果につなげる施策と、大学医学部地域枠の設定による長期的な視点に立った施策を組み合わせることによって、県内のどこに住んでいても、安心して医療が受けられる体制が、将来にわたって維持されるよう、医師の確保・育成に取り組めます。

また、中山間地域等への医師確保対策は、へき地医療拠点病院等への支援等（へき地医療対策）と一体的に推進することで、地域で必要とされる医療提供体制の維持を図ります。

1 医師偏在の是正

(1) 自治医科大学での医師育成・派遣

毎年2名程度、自治医科大学へ本県出身学生を入学させ、中山間地域等において地域医療の中心を担う医師を育成し、医師少数スポット等へ派遣することで、医療提供体制の維持を図ります。

また、派遣初任時には人材育成を重視して、専門医制度の研修プログラムを提供している基幹的なへき地医療拠点病院等の協力を得て、派遣のローテートを通じて専門医認定が得られる勤務につなげるなど、医師としてのキャリア形成を踏まえた派遣調整を行うとともに、定期的な研修機会の確保や研修派遣の充実など、地域からの要請に応えながら専門医療が学べる機会・環境を提供することで、義務年限終了後においても、引き続き、県内での勤務を希望し継続されるよう定着促進を図ります。

(2) 地域枠卒業医師等の育成・配置

本県が設定している地域枠（広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠広島県コース）の医学生や、全国の大学を対象に一般募集した医学生に対して「広島県医師育成奨学金」を貸与し、地域医療を担う本県出身の医師を育成して、医師少数スポット等の医師不足に悩む地域のニーズを踏まえて配置することで、地域の医療提供体制の維持を図ります。

地域枠卒業医師については、「キャリア形成プログラム」に沿って、将来の進路やキャリア形成も考慮しながら関係調整を行い、「広島県医療対策協議会」での議論を経て、配置先を決定します。地域医療への従事と、専門医療を学ぶ機会の両立が図られるように、定期的な研修機会が得られる勤務環境の提供や、専門研修プログラムの履修等の本人の目指す進路を踏まえて中山間地域等への配置方法・期間を工夫するなど、大学、配置先医療機関、行政とが連携・協力した体制の下で配置を進めます。

また、県奨学金の貸与による医師育成制度が、診療科偏在への対応にも資する機能も担い、産科等の比較的少ないとされる診療科への誘導等につながるよう、その仕組・方法等について関係者間での議論を深めながら進めていきます。

このほか、独自の奨学金貸与制度を設けて医師育成に取り組む県内市町の主体的な取組に対して、県内就業と定着促進が図られるよう、協力・支援に取り組みます。

(3) 大学医学部寄附講座の設置

広島大学医学部への寄附講座「地域医療システム学講座」において、地域医療に係る医学生への教育の他、地域卒在学生の将来の勤務に向けた進路教育と一体感の醸成、地域卒卒業医師のキャリア相談などを行い、県内の地域医療を担う医師の育成と活躍を支援します。

(4) 「広島県地域医療支援センター」による求職者・求人者間のあっせん

若手医師やベテラン医師等をはじめとする様々なニーズに応じた就業相談や求人・求職者間の紹介・あっせん等を行い、就業・定着を支援することで、県内に広く医師の確保を図ります。

(5) プライマリ・ケア医の育成等

総合内科医、総合診療医、家庭医などを目指して、地域医療への従事を希望する医師を県で採用し、中山間地域等の公的医療機関においてプライマリ・ケアを実践する県職員採用制度を継続して、地域医療で活躍する医師育成に取り組めます。

また、医師少数区域や医師の確保を特に図るべき区域（医師少数スポット）で勤務した医師を認定する制度（厚生労働大臣認定）が令和2（2020）年4月から開始されることから、認定取得に意欲のある医師が、医師少数スポット内での勤務を通じてその認定が受けられるよう、関係機関の協力の下で制度の周知等に努めます。

(6) 偏在解消に向けた調査・研究等

今後の過疎・高齢化の進展や人口構造の変化をはじめ、地域医療構想や医師の働き方改革による制度改正、需給推計等の動向を注視しつつ、県内各地域の医師数や若手医師の就業状況、世代交代等による影響等の実態把握と医療に関するデータ収集・分析等を継続して行い、医師の確保・育成に係る各種取組の進捗状況等を継続的に検証しながら、県内の地域・診療科偏在の解消に取り組めます。

2 次代を担う若手医師等の確保・育成

(1) 臨床研修医等の確保

広島県地域医療支援センターと県内臨床研修病院が共同して、臨床研修病院合同説明会へ出展し、医学生に対する県内研修施設のPRなどの広報・誘致活動を、広くかつ積極的に展開するとともに、臨床研修病院による誘致活動への支援や、研修環境の向上等を図る関係会議の開催などを通じて、将来の医療を担う臨床研修医の効果的な誘致と確保に取り組みます。

また、広島県地域医療支援センターのホームページ「ふるさとドクターネット広島」やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用して、県内研修施設情報の紹介や、各種相談、地域医療の現場で活躍する医師の紹介など、医師・医学生等に対して、広く県内での就業や地域医療の魅力等を発信するとともに、関係者間の情報共有・ネットワーク構築につながる環境づくりに努めます。

(2) 専攻医の県内就業促進（専門医制度への対応）

平成30（2018）年度からスタートした「専門医制度」に対して、「広島県医療対策協議会」や、「広島県地域保健対策協議会」等の場において、診療科ごとの採用上限数（シーリング設定）やサブスペシャリティ研修に係る制度設計の動向等を注視しつつ、県内の専門研修プログラム情報の共有や関係者間の意見交換、採用状況の検証等を行いながら制度運用の円滑化を図るとともに、関係団体や研修施設が一体となって“ALL広島”体制で、県内の専門研修プログラムへの専攻医誘致を推進します。

また、「ふるさとドクターネット広島」において、臨床研修と併せて県内の専門研修プログラム内容やその魅力等をPRし、県内での専門研修に対する興味・関心が高まり、専攻医の県内就業につながるよう、情報提供の充実に努めます。

(3) 高度・専門医療を担う人材の育成

若手医師等が多くの症例を経験できる高度専門人材育成プログラムを構築し、効率的なキャリア形成を支援することで、広島県内で高度・専門医療を担う人材の育成・確保を図ります。

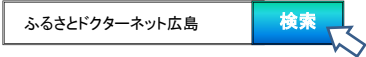
— 「広島県地域医療支援センター」による広報・情報発信 —

○広島県地域医療支援センターホームページ「ふるさとドクターネット広島」

県内の臨床研修病院や専門研修プログラムの情報、医療機関の求人情報等、県内の医療現場に係る各種情報を広く発信しています。



- (紹介内容)
- 県内の臨床研修病院
 - 専門医研修病院・プログラム内容
 - 研修医・指導医インタビュー
 - 女性医師インタビュー
 - 県内医療機関の求人情報
 - イベント情報
 - 相談コーナー など
- ※ ホームページへ登録いただいた方には、メールマガジン等で、県内の医療情報や地域情報などを提供しています。



○広報紙「ETTO」

医学生・研修医・若手医師向けに広島県の医療現場の取組等を広く PR するため、年 2 回、発行しています。



(4) 中山間地域等での医師確保と人材育成支援

本県のへき地医療対策の主要な推進方針として、中山間地域をグルーピングし、各ブロック内で、基幹的なへき地医療拠点病院等が、他の中小規模の拠点病院等へのバックアップ（医師派遣など）や広域的な人材育成、地域の医療機関のネットワーク機能の中心を担うことで、医療提供体制を維持していくことを推進しています。



基幹的な医療機関が中心となって、広域的に医療提供体制を維持するとともに、地域内での研修機会を広く提供する等の地域ぐるみの取組を支援することにより、中山間地域の医療を担う若手医師等がモチベーションを高めて、自己研鑽の機会も得ながら地域医療に従事できる環境づくりや、地域内連携体制の充実と発展を図ります。

【「広域支援」と「人材育成」の取組状況】

基幹的医療機関	取組内容等
<p>【芸北】 ◎安佐市民病院</p>	<p>○「広島県北西部地域医療連携センター」を設置して、芸北地域内の広域支援と人材育成を一体的に推進</p> <p>【活動参加・協力等の共同実施機関】 吉田総合病院，安芸太田病院，佐々部診療所，津田医院，豊平診療所，雄鹿原診療所，八幡診療所，公立邑智病院（島根県）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療拠点病院等への診療応援（安芸太田病院，豊平診療所，雄鹿原診療所等） ・地域内医療機関を繋ぐ合同Webカンファレンスの実施 ・自治医大・ふるさと卒医師等のキャリア形成支援（内科専門医研修プログラム等） ・安芸太田病院勤務医（自治医大，ふるさと卒）の院外研修受け入れ
<p>【東部】 ◎福山市民病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地医療拠点病院への診療応援（神石高原町立病院） ○県境を越えた広域合同研修の定期開催 ○岡山大学地域卒医師等の臨床研修受け入れ
<p>【備北】 ◎市立三次中央病院 ◎庄原赤十字病院</p>	<p>○「地域医療連携推進法人備北メディカルネットワーク」を設立して、地域内医療機関の相互協力・連携等を推進</p> <p>【備北メディカルネットワーク構成医療機関】 市立三次中央病院，三次地区医療センター，庄原赤十字病院，西城市民病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域内の医療機関をテレビ会議システムで繋ぐ広域合同研修の開催 ○自治医大・ふるさと卒医師等のキャリア形成支援（市立三次中央病院：内科専攻医研修プログラム，庄原赤十字病院：総合診療専門研修プログラム） ○無医地区等への巡回診療や，へき地診療所の代診業務にふるさと卒卒業医師を派遣（庄原赤十字病院）

(5) 次代を担う人材育成の取組

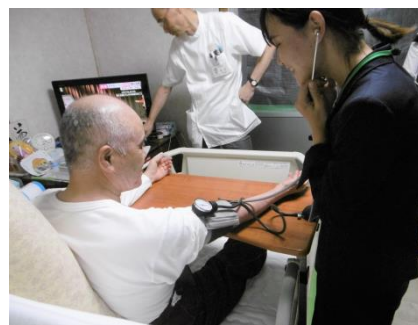
広島県地域医療支援センターや広島大学地域医療システム学講座、県内の医療機関等が実施する地域医療への動機付けや体験活動等の学習機会の提供など、次代を担う若者を育成する取組に対して協力・支援等を行います。

○「地域医療セミナー」

中山間地域等の医療機関の協力を得て、自治医科大学の本県学生や地域卒学生等を対象に、地域医療への理解を深めるための現地実習の機会を設けています。

(広島県地域医療支援センター・

広島大学地域医療システム学講座の共同開催)



訪問診療の様子（大和診療所）

○「ふるさと枠セミナー」（通称：ふるセミ）

広島大学地域医療システム学講座が主催して、広大ふるさと枠1～4年生を対象に、概ね週1回程度、昼食をとりながらミーティングを行っています。

診療の実技実習や臨床知識のミニ講義、地域医療をテーマとした話し合いなどを、学生（主に3学年）が相談して進めています。

学年を超えて、将来につながる人間関係や絆をつくる機会ともなっています。



「ふるさと枠セミナー」の様子

○「高校生医療体験セミナー」

医療への関心・理解促進やチーム医療の重要性を認識する機会、また、将来の進路選択への動機付け等を目的として、県内の高校生を対象とした体験セミナーを、夏休み等の時期に、県内各地の医療機関で開催しています。

【令和元年度開催・20 医療機関】

安佐市民病院、広島共立病院、安芸太田病院、福島生協病院、
広島総合病院、中国労災病院、呉医療センター、
県立障害者リハビリテーションセンター、八本松病院、
三原病院、興生総合病院、公立みつぎ総合病院、
尾道市立市民病院、福山市民病院、福山医療センター、
脳神経センター大田記念病院、府中北市民病院、
神石高原町立病院、市立三次中央病院、庄原赤十字病院

(※医療圏順)



縫合体験の様子（興生総合病院）



内視鏡体験の様子（市立三次中央病院）

(6) 地域枠制度の運用

地域枠を設定する入学定員枠である大学医学部の臨時定員増（広島県：15名）は、令和3（2021）年度まで暫定的に再度の設定が可能となったことから、引き続き、これまでの地域枠入学定員数（広島大学：18名、岡山大学：2名）を令和3年度まで継続して、各大学の協力の下で、将来の本県の医療を支える医師の育成に取り組みます。

令和4（2022）年度以降の入学定員については、今後、医師のマクロ需給推計と将来の医療需要に見合う必要医師数の検討等が国において進められる予定であり、その動向や制度見直し等の新たな方針に対応して、関係者との議論・調整を行いながら、将来を見据えて必要となる養成数を勘案等した上で、計画的な制度運用を図ります。

3 勤務環境の改善等

(1) 女性医師等の就業等支援

育児や介護等のための勤務負担軽減を図る短時間正規雇用の実施や、保育サービス利用費の負担、宿日直勤務の負担軽減等の処遇改善や院内保育の施設整備・運営などに取り組む医療機関を支援することにより、出産・育児等を行いながら勤務が継続できる環境づくりを推進します。

また、就業の継続や、離職した女性医師の復職、仕事と育児の両立が図られる環境・仕組みづくり（保育サポーター派遣）等の取組を支援します。

広島県地域医療支援センターにおいて、広島大学や広島県医師会等の関係団体とも連携して女性医師からの相談支援等に取り組みます。

(2) 医療勤務環境の改善支援等

「広島県医療勤務環境改善支援センター」による医療勤務環境の改善への動機付けやセミナーへの勧誘等の働きかけ、医業経営アドバイザーによる支援等を引き続き行うとともに、勤務環境改善に向けた取組に着手している医療機関に対して、継続的な支援を実施します。

令和6（2024）年度から「医師の働き方改革」による新たな時間外労働規制が施行されることから、国の検討状況・動向を注視しつつ県内状況の把握に努めるとともに、労働関係機関とも協力して制度の周知を進めます。

また、看護師の特定行為研修など、医療を支える関係職種との役割分担と協働が図られる人材育成への支援を通じて、タスク・シフティングやタスク・シェアリングの促進に努めます。

広島県地域医療支援センターは、医師の就業支援を担う立場から、広島県医療勤務環境改善支援センターとの定期的な情報交換等を通じて、連携を図ります。

(3) 住民理解の促進

県内の医療人材の確保・定着促進を図るには、県・市町・関係団体・医療機関等の取組だけではなく、住民を含めて地域全体の理解と協力が必要です。「医師の働き方改革」の導入は、医療に関わるすべての人が、地域の医療機関が果たす役割や、その重要性を改めて認識する契機でもあります。

地域の医療を守るための市町や住民等の主体的な取組に対して協力するとともに、健康の維持増進や早期受診、適正受診等への意識と行動が、地域の医療を守ることにもつながるという認識が共有されて、地域に関わるすべての人が、医療提供体制を支える担い手であるという理解を広げていくことで、医師の就業や定着しやすい環境づくりに努めます。

第2 産科医師確保計画

医師確保計画のうち、産科については、政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことなどから、個別に対策を取りまとめます。

この計画は、第7次広島県保健医療計画の「周産期医療対策」を補完するものとして、当該計画の一部として策定したものです。当該計画と本計画を合わせてご確認ください。

現 状

1 産科医師及び産婦人科医師の数

本県の産科医師（産婦人科医師を含む。以下同じ。）の数は238人で、減少を続けていた平成18（2006）年以降、回復傾向にありましたが、前回調査から6人減となり、再び減少に転じています。

また、15歳～49歳の女性人口10万人あたりの診療所に勤務する産科医師については19.1人（全国平均16.0人）と全国平均を上回っていますが、病院に勤務する産科医師の数では22.6人（全国平均27.4人）と、全国平均を下回っています。

表 22-1 本県における産科・産婦人科医師数（人）

区分	平成18年 (2006年)	平成20年 (2008年)	平成22年 (2010年)	平成24年 (2012年)	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	平成30年 (2018年)
総数	229	237	245	245	240	244	238
病院	122	126	132	135	134	144	129
診療所	107	111	113	110	106	100	109

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（統計）」

2 産科医師偏在指標

厚生労働省が算定した産科医師偏在指標によると、全国平均値は12.8であり、本県は12.2で全国22位に位置しています。

地域（医療圏）別では、広島西圏域、広島中央圏域、福山・府中圏域、備北圏域の4圏域が全国平均を下回っており、そのうち広島西圏域、広島中央圏域、福山・府中圏域の3圏域が下位33.3%の範囲にあり、産科医師が比較的少ない地域であるとされています。

表 22-2 本県における産科医師偏在指標

区分	地域	医師偏在指標 (全国順位)	全国状況
三次 保健医療圏 (都道府県)	広島県	12.2 (22位)	全国平均値：12.8
二次 保健医療圏	広島	14.1 (74位)	
	広島西	8.5 (207位)	
	呉	16.4 (44位)	
	広島中央	7.7 (228位)	
	尾三	14.4 (68位)	
	福山・府中	8.8 (198位)	
	備北	11.1 (130位)	

産科医師偏在指標では、順位付けによる下位 33.3%以内の都道府県または地域（医療圏）が「相対的医師少数都道府県」、「相対的医師少数区域」として設定します。

なお、これらの指標は、産科における地域偏在対策に関する検討を行うため、暫定的に算定された指標であって、地域内の充足状況を表すものではありません。また、診療科間の医師偏在を是正することを目的とするものでもありません。

◀ 産科における医師偏在指標の算出式 ▶

（引用：医師確保計画策定ガイドラインより）

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。

$$\text{産科における医師偏在指標} = \frac{\text{標準化産科・産婦人科医師数（※）}}{\text{分娩件数（※）} \div 1,000 \text{ 件}}$$

$$\text{（※）標準化産科・産婦人科医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

注）医療施設調査の分娩数は9月中の分娩数であることから、人口動態調査の年間出生数を用い調整

課題と施策の方向

1 課題

本県は、「相対的医師少数都道府県」には該当していませんが、地域（医療圏）別では、「相対的医師少数区域」に、広島西圏域、広島中央圏域、福山・府中圏域の3圏域が該当しており、特に対策が必要な地域となっています。

しかしながら、上位に位置する圏域であっても、総数として産科医師が充足しているとは言えないため、これらの相対的に少数とされる圏域に配慮しつつ、県全体での産科医師の確保や地域偏在の解消を始めとする対策を進めていくことが必要です。

2 医師の確保の方針

産科医師偏在指標の状況を踏まえて、県全体として、現在の医師数の水準を維持又は向上するための取り組みを本計画期間中において実施します。

また、「相対的医師少数区域」に該当する圏域については、この計画期間終了時に産科医師偏在指標の下位 33.3%を脱する目安（基準値）を設け、県全体の産科医師数の底上げを図ることにより、医師の確保に努めます。

【基準値】

指標名	現状値	基準値
産科医師偏在指数	広島西圏域：8.5 広島中央圏域：7.7 福山・府中圏域：8.8	9.2 (計画期間終了時の下位 33.3%に達する値)

施策内容

医師の確保の方針に基づき、以下の取組を推進します。

1 医師の確保

- (1) 広島県地域医療支援センターによる医師の相談支援や地域の実情に応じた求人・求職者間の紹介・あっせん、臨床研修や専門研修プログラムの県内外へのPRなど、センターを中心とした医師確保対策を総合的に実施し、産科医師及び小児科医師（小児外科及び小児感覚器科に従事する医師を含む）の確保・県内定着を図ります
- (2) 将来、県内で医療に従事する医師を養成する「大学医学部地域枠」等において、産科・産婦人科選択への動機付けを行うための制度を設けるとともに、地域枠医師を相対的医師少数区域に計画的に配置できるように、大学・市町・医師会等の関係者と合意形成を図ります。
また、大学等と連携して、産科医師や小児科医師を育成するための魅力ある専門研修プログラムを実施するなど、地域で周産期医療を担う医師を育成します。
- (3) 他県と比較して医師が少ない産科医師について、医療機関が支給する分娩手当等へ支援する処遇改善等の取組により、産科医の確保と定着を図ります。

2 周産期医療体制の確保

ハイリスク妊娠・分娩に対応する周産期母子医療センター等の高次医療施設について、限られた医療資源を有効に活用するため、重点化に向けた具体的な検討に着手します。

また、日ごろからリスクに応じた患者紹介などが円滑に行われるよう、周産期医療機関相互における連携体制を維持・確保します。

3 勤務環境の改善

産科医師及び小児科医師は女性の割合が高いことから、短時間勤務や宿直・休日勤務等の免除など、家庭と仕事の両立ができる柔軟な働き方が選択できるよう、相談体制や短時間勤務制度を導入する病院への支援を充実させることにより、就業継続や定着を図るとともに、未就業の女性医師の就業促進など勤務環境の改善を図ります。

第3 小児科医師確保計画

医師確保計画のうち、小児科については、政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことなどから、個別に対策を取りまとめます。

この計画は、第7次広島県保健医療計画の「小児医療（小児救急医療を含む）対策」及び「周産期医療対策」を補完するものとして、当該計画の一部として策定したものです。当該計画と本計画を合わせてご確認ください。

現 状

1 小児科医師の数

本県の小児科医師の数は378人で、平成20（2008）年以降増加傾向にあります。

また、小児人口（15歳未満）10万人あたりの診療所に勤務する小児科医師については45.2人（全国平均42.1人）と全国平均を上回っていますが、小児医療にかかる病院勤務医の数は56.0人（全国平均66.5人）と、全国平均を下回っています。

表 23-1 本県における小児科医師数（人）

区分	平成18年 (2006年)	平成20年 (2008年)	平成22年 (2010年)	平成24年 (2012年)	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	平成30年 (2018年)
総数	336	332	346	362	368	365	378
病院	166	169	169	185	198	198	209
診療所	170	163	177	176	170	167	169

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（統計）」

2 小児科医師偏在指標

厚生労働省が算定した小児科医師偏在指標は、全国平均値は106.2であり、本県は95.7で全国35位に位置しており、下位33.3%の範囲に含まれています。

地域（医療圏）別では、広島圏域、広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域の4圏域が全国平均を下回っており、そのうち広島中央圏域、福山・府中圏域の2圏域が下位33.3%の範囲にあり、小児科医師が比較的少ない地域であるとされています。

図表 23-2 本県における小児科医師偏在指標

区分	地域	医師偏在指標 (全国順位)	全国状況
三次 保健医療圏 (都道府県)	広島県	95.7 (35位)	全国平均値：106.2
二次 保健医療圏	広島	99.9 (138位)	
	広島西	133.2 (32位)	
	呉	117.6 (72位)	
	広島中央	72.0 (256位)	
	尾三	96.4 (165位)	
	福山・府中	72.6 (252位)	
	備北	108.0 (102位)	

小児科医師偏在指標では、順位付けによる下位33.3%以内の都道府県または地域(医療圏)を「相対的医師少数都道府県」、「相対的医師少数区域」として設定します。

なお、これらの指標は、小児科における地域偏在対策に関する検討を行うため、暫定的に算定された指標であって、地域内の充足状況を表すものではありません。また、診療科間の医師偏在を是正することを目的とするものでもありません。

◀ 小児科における医師偏在指標の算出式 ▶

(引用：第66回社会保障審議会医療部会資料)

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 医療需要は、15才未満の年少人口に、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

$$\text{小児科における医師偏在指標} = \frac{\text{標準化小児科医師数}}{\text{地域の年少人口} \div 10 \text{万} \times \text{地域の標準化受療率比}(\ast 1)}$$

$$\text{標準化小児科医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化受療率比}(\ast 1) = \text{地域の期待受療率} \div \text{全国の期待受療率}(\ast 2)$$

$$\text{地域の期待受療率}(\ast 2) = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別受療率} \times \text{地域の性年齢階級別年少人口})}{\text{地域の年少人口}}$$

注1) 「主たる診療科」が「小児科」ではない医師も、小児に対する医療を一定程度提供している場合がある。

注2) 患者の流入出に関しては、患者住所地を基準に流入出実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととする。

課題と施策の方向

1 課題

本県は、「相対的医師少数都道府県」に該当しており、地域(医療圏)別においても、「相対的医師少数区域」に、広島中央圏域、福山・府中圏域の2圏域が該当しており、特に対策が必要な地域となっています。

しかしながら、上位に位置する圏域であっても、総数として医師が充足しているとは言えないため、これらの相対的に少数とされる圏域に配慮しつつ、県全体での小児科医師の確保や地域偏在の解消を始めとする対策を進めていくことが必要です。

2 医師の確保の方針

小児科医師偏在指標の状況を踏まえて、県全体として、現在の医師数の水準を維持又は向上するための取り組みを本計画期間中において実施します。

また、「相対的医師少数区域」に該当する圏域等については、この計画期間終了時に小児科医師偏在指標の下位33.3%を脱する目安(基準値)を設け、県全体の小児科医師数の底上げを図ることにより、医師の確保に努めます。

【基準値】

指標	現状値	基準値
医師偏在指数	広島県全体：95.7	98.4 (計画期間終了時の下位 33.3%に達する値)
	広島中央圏域：72.0 福山・府中圏域：72.6	85.4 (計画期間終了時の下位 33.3%に達する値)

なお、この基準値を満たすための具体的医師数は公表されていませんが、厚生労働省が一定の仮定のもとに算出した推計によれば、2024年に必要となる小児科医師を確保するためには、年間13人程度の養成を行うことが必要との見解が示されています。

施策内容

医師の確保の方針に基づき、以下の取組を推進します。

1 医師の確保

- (1) 広島県地域医療支援センターによる医師の相談支援や地域の実情に応じた求人・求職者間の紹介・あっせん、臨床研修や専門研修プログラムの県内外へのPRなど、センターを中心とした医師確保対策を総合的に実施し、小児科医師の確保・県内定着を図ります。
- (2) 将来、県内で医療に従事する医師を養成する「大学医学部地域枠」等において、小児科選択への動機付けを行うための制度を設けることに取り組むとともに、地域枠医師を相対的医師少数区域に計画的に配置できるように、大学・市町・医師会等の関係者と合意形成を図ります。
また、大学等と連携して、小児科医師を育成するための魅力ある専門研修プログラムを実施するなど、地域で小児医療を担う医師を育成します。
- (3) 小児科医師に対する研究や研修についての支援を充実するなど、小児医療技術の向上を図るとともに、県内で高度な小児医療を学べる環境を整えることにより、若い小児科医師を県内外から広く集めることを検討します。

2 小児救急医療体制の確保

医療機能に応じた役割分担による医療機関の連携体制の強化と、限られた医療資源の有効活用を図ることにより、必要なときに適切な医療を受けられる体制を維持・確保します。

- (1) 在宅当番医制や休日夜間急患センターの体制の充実を図るなど、地域の実情に応じた小児救急医療体制を確保します。
- (2) 「小児救急医療支援事業」や「小児救急医療拠点病院運営事業」により市町や医療機関の取組を支援するとともに、大学・医療機関等と連携しながら地域の二次救急医療体制を確保

します。

事業の実施に当たっては、地域の中核的病院を中心とした在宅当番医制や病院の小児医療に係る機能の重点・集約化による拠点病院化など、地域の実態に即した新たな実施方策についても検討を進め、具体化に向けた関係機関との積極的な協議を行います。

三次小児救急医療体制については、より高度で専門的な医療を提供できる体制を維持するとともに、緊急時のヘリコプター等による搬送体制の維持・充実を図ります。

3 勤務環境の改善と県民の理解・行動

小児科医師は女性の割合が高いことから、短時間勤務や宿直・休日勤務等の免除など、家庭と仕事の両立ができる柔軟な働き方が選択できるよう、相談体制や短時間勤務制度を導入する病院への支援を充実させることにより、就業継続や定着を図るとともに、未就業の女性医師の就業促進など勤務環境の改善を図ります。

また、休日夜間における救急患者への対応など、小児科医師や医療従事者の負担軽減を図るため、小児救急医療電話相談事業の積極的な周知と適切な受療行動を促すとともに、小児医療提供体制の現状など必要な情報提供を行います。

Ⅲ 外来医療計画

(外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項)

III 外来医療計画

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

現 状

1 県内の外来医療の状況

(1) 医療施設（病院，一般診療所）の状況

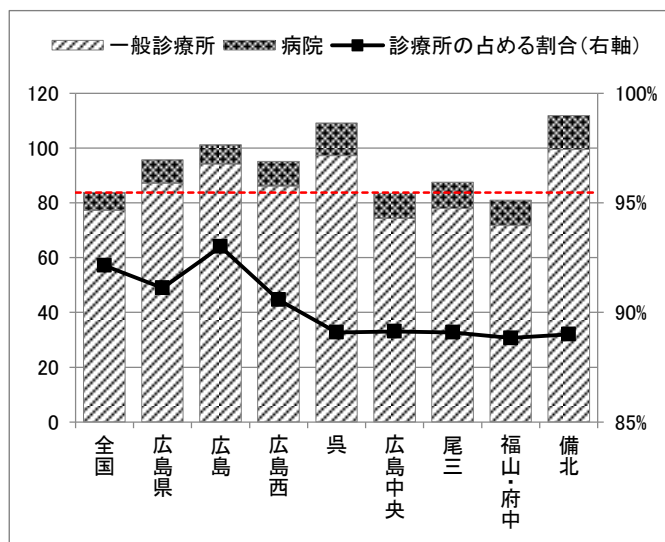
①医療施設数

平成 29（2017）年「医療施設調査」によると，県内の医療施設は一般診療所が 2,482 施設（91.1%），病院が 242 施設（8.9%）となっており，人口 10 万人対でみると一般診療所と病院のいずれも全国平均を上回っています。

図表 24-1 外来医療機関数

	一般診療所		病院	
	施設数	割合	施設数	割合
全国	98,603	92.1%	8,412	7.9%
広島県	2,482	91.1%	242	8.9%
広島	1,289	93.0%	97	7.0%
広島西	125	90.6%	13	9.4%
呉	245	89.1%	30	10.9%
広島中央	164	89.1%	20	10.9%
尾三	196	89.1%	24	10.9%
福山・府中	374	88.8%	47	11.2%
備北	89	89.0%	11	11.0%

図表 24-2 外来医療機関数（人口 10 万人対）

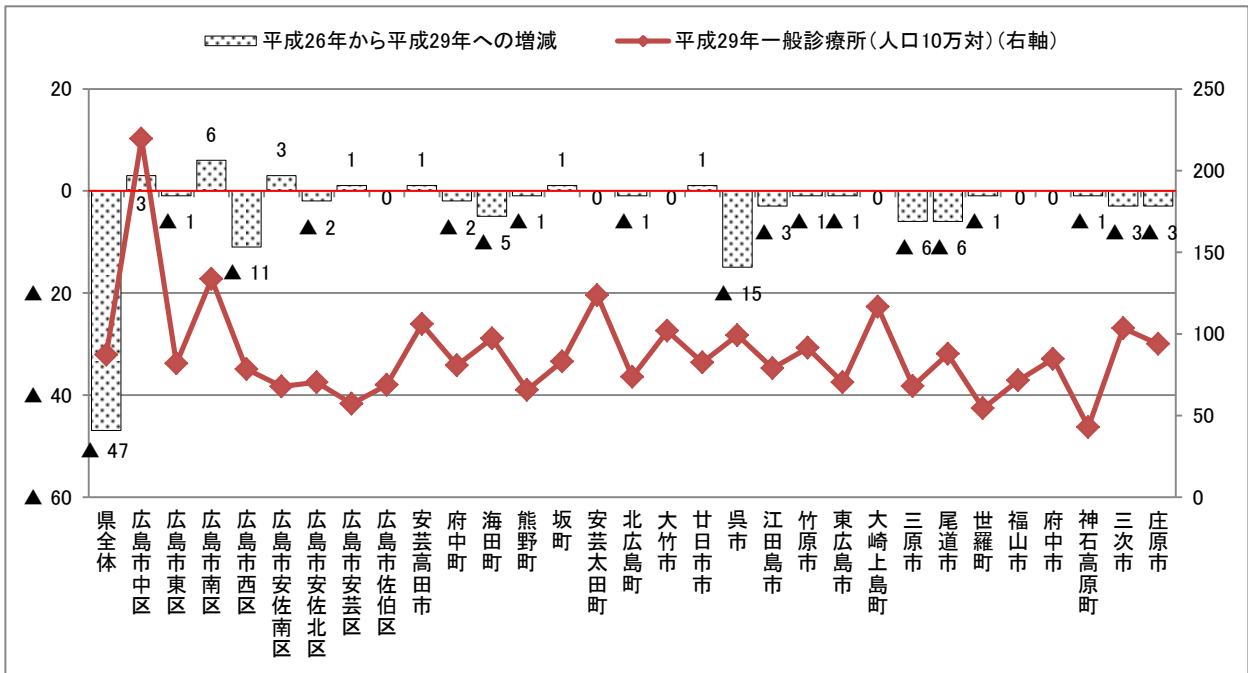


出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」，
基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

平成 29（2017）年と平成 26（2014）年の「医療施設調査」による一般診療所数を比較すると，県全体では 47 施設減少しています。

市区町別にみると，3 施設以上減少しているのは 8 市区町あることに対し，3 施設以上増加しているのは 3 市区町となっています。

図表 25 一般診療所の増減（市区町別）



出典：厚生労働省「平成 26（2014）年医療施設調査」・「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

(2) 外来患者の受療動向

① 外来患者の流出割合

患者住所別別に、当該二次保健医療圏内に所在する病院又は一般診療所で受診した外来患者の割合をみると、全ての圏域で 8 割を超えています。

特に広島、福山・府中圏域では 95%を超えており、自圏域内での受診率が高くなっています。

図表 26 二次保健医療圏間患者流出割合 [病院+一般診療所]

		患者割合（施設所在地）（病院+一般診療所の外来患者数，人/日）							
		広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	県外
患者割合 (患者住所地)	広島	96.7%	1.2%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.7%
	広島西	15.6%	82.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
	呉	5.7%	0.1%	91.3%	2.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.5%
	広島中央	4.2%	0.1%	3.8%	89.2%	1.8%	0.2%	0.1%	0.6%
	尾三	0.9%	0.0%	0.1%	2.0%	89.2%	5.8%	0.5%	1.3%
	福山・府中	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	2.2%	95.1%	0.3%	2.0%
	備北	6.1%	0.1%	0.3%	0.8%	0.6%	1.7%	89.3%	1.2%

平成 29（2017）年度の患者受療動向（NDB）データ

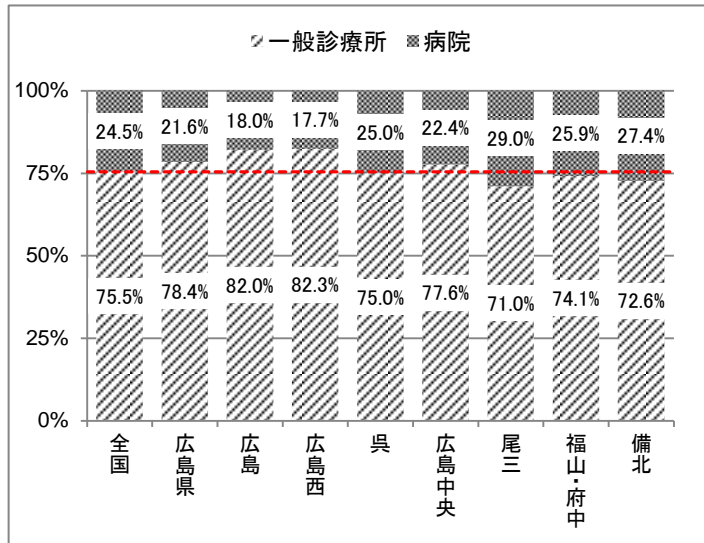
・平成 29（2017）年患者調査の病院+一般診療所の県内・県外の外来患者流出数データを、NDBの平成 29（2017）年 4 月から平成 30（2018）年 3 月までの病院+一般診療所における初再診・在宅医療の診療分データ（12 か月分算定回数）から集計したものの。

②外来患者の受診状況

外来患者の対応割合は、一般診療所が7～8割、病院が2～3割であり、全国平均と同等となっています。

出典：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)の平成29年4月から30年3月までの診療分データ(12か月)に基づき抽出・集計
 ※ 診療所外来患者対応割合＝
 (当該地域内の診療所の外来患者延数)
 ÷ (当該地域内の診療所の外来患者延数
 + 当該地域内の病院の外来患者延数)

図表 27 外来患者対応割合



(3) 医療施設従事医師の状況

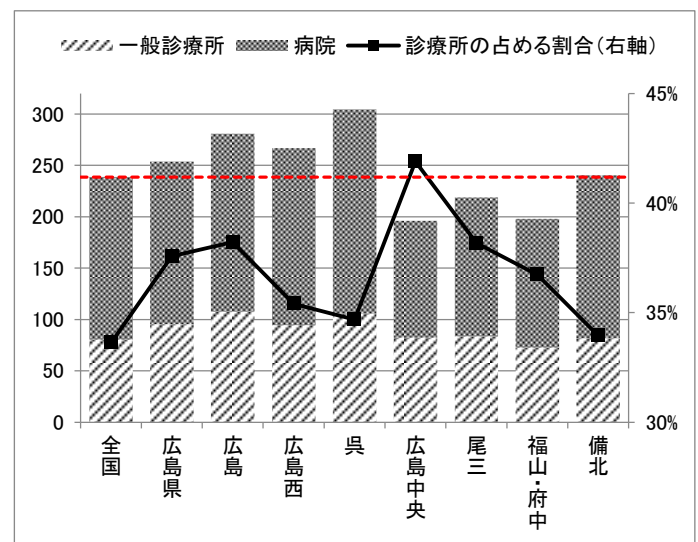
①医療施設従事医師数

平成28(2016)年「医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、県内の医療施設従事医師数は一般診療所が2,714人、病院が4,510人となっており、人口10万人対で見ると一般診療所は全国を上回っています。

図表 28-1 医療施設従事医師数

	一般診療所		病院	
	医師数	10万対	医師数	10万対
全国	102,457	80.2	202,302	158.4
広島県	2,714	95.3	4,510	158.3
広島	1,469	107.3	2,375	173.4
広島西	137	94.4	250	172.2
呉	266	105.5	501	198.8
広島中央	181	82.0	251	113.8
尾三	210	83.5	340	135.2
福山・府中	378	72.6	651	125.1
備北	73	81.6	142	158.7

図表 28-2 医療施設従事医師数(人口10万人対)

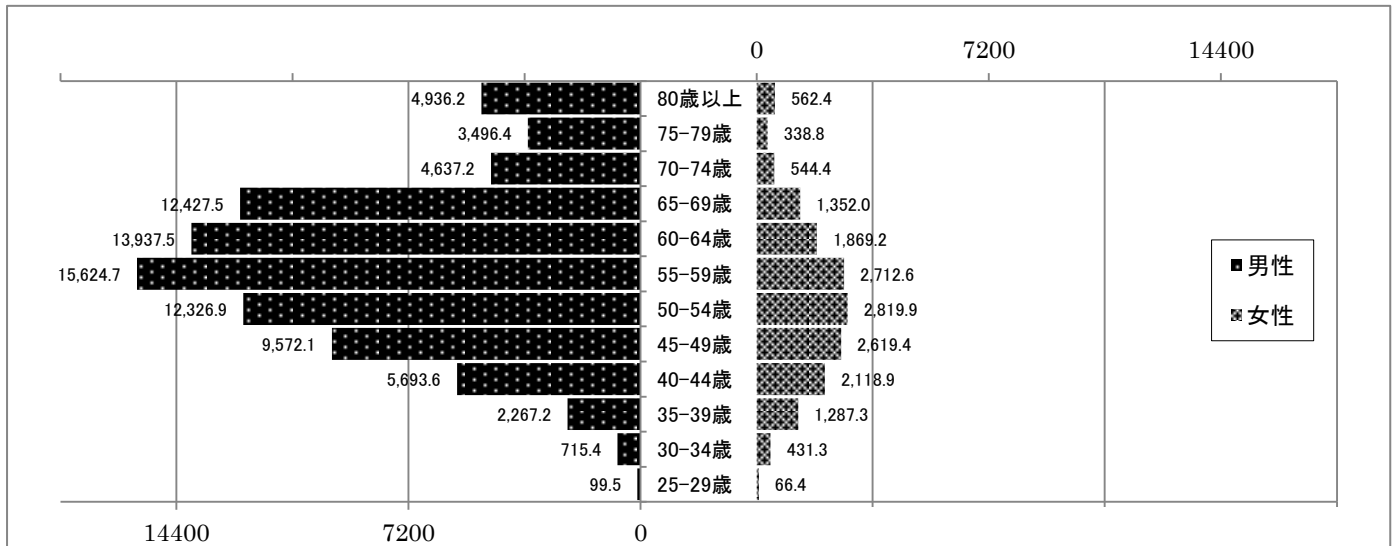


出典：厚生労働省「平成28(2016)年医師・歯科医師・薬剤師調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口(平成30(2017)年1月1日現在)」

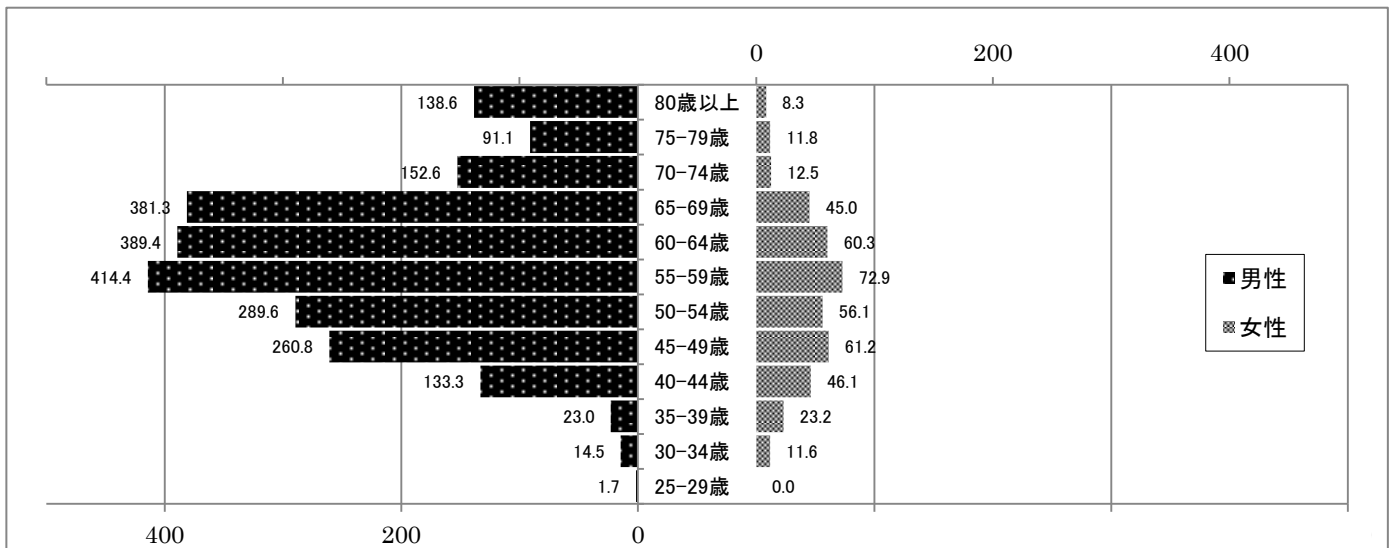
②一般診療所従事医師の年齢別割合

一般診療所の医師を年齢別にみると、本県も全国と同様に55～59歳の医師が最も多く、次いで60～64歳、65～69歳となっており、診療所に従事する医師の高齢化が進んでいます。

図表 29-1 年齢階層別標準化診療所従事医師数（全国）



図表 29-2 年齢階層別標準化診療所従事医師数（広島県）



出典：厚生労働省「平成28（2016）年医師・歯科医師・薬剤師調査」

※ 性・年齢階層別の標準化診療所従事医師数は、当該の性・年齢階級の診療所従事医師数及び労働時間比を用いて、当該の性・年齢階層別標準化診療所従事医師数＝当該の性・年齢階層別診療所従事医師数×当該の性・年齢階層別労働時間比により算出。

(4) 医療機器の保有状況

①医療機器の保有台数

平成 29 (2017) 年「医療施設調査」によると、CT、MRI、マンモグラフィ及び放射線治療(体外照射)は全ての圏域に、PETは広島中央以外の全ての圏域に配置されています。

図表 30 医療機器の保有台数

圏域名	一般診療所保有台数					病院保有台数				
	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療(体外照射)	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療(体外照射)
全国	5,782	2,209	129	1,649	119	8,344	4,787	457	2,699	1,041
広島県	164	63	3	47	7	225	134	10	70	22
広島	65	33	2	26	7	91	58	5	28	10
広島西	9	5	0	3	0	12	5	1	2	1
呉	15	5	1	2	0	27	15	1	9	3
広島中央	19	9	0	2	0	18	9	0	6	1
尾三	13	3	0	1	0	25	18	1	10	3
福山・府中	37	5	0	13	0	45	24	1	12	3
備北	6	3	0	0	0	7	5	1	3	1

出典：厚生労働省「平成 29 (2017) 年医療施設調査」

②医療機器の稼働率

医療機器 1 台当たりの稼働件数をみると、一般診療所では全国平均を上回っていますが、圏域毎に大きく差があります。

図表 31 医療機器の稼働率(機器 1 台あたり件数)

圏域名	一般診療所(件数/台)					病院(件数/台)				
	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療(体外照射)	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療(体外照射)
全国	662	1,945	1,019	625	23	2,437	1,890	794	482	20
広島県	692	2,200	2,250	688	23	1,946	1,519	1,229	310	10
広島	833	2,495	*	662	23	1,891	1,451	1,183	306	9
広島西	720	744	*	132	-	1,860	1,860	319	722	*
呉	472	1,914	0	242	-	1,835	1,621	1,362	310	7
広島中央	455	1,929	-	1,001	-	1,565	1,144	-	276	14
尾三	579	703	-	62	-	2,118	1,328	1,730	200	4
福山・府中	671	4,289	-	938	-	2,130	1,918	2,554	338	25
備北	799	698	-	-	-	2,428	1,118	413	403	*

出典：厚生労働省「平成 29 (2017) 年医療施設調査」

※ 表記の「-」は台数が無い場合、「0」は台数があっても検査件数が無い場合、「*」は検査件数が 10 件未満によるデータの秘匿を表す。

2 区域単位（対象区域）

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する取組を具体化する区域（対象区域）は、現在の二次保健医療圏と同じ7圏域とします。

これは、二次保健医療圏が通常の保健医療需要を充足できる圏域、すなわち特殊な保健医療等を除く一般の医療需要に対応するために設定された区域であり、また、広島県地域医療構想における病床の機能の分化及び連携を一体的に推進する区域（構想区域）であることを踏まえています。

3 外来医師偏在指標

（1）考え方

外来医療計画では、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能となる指標として「外来医師偏在指標」を設定します。

外来医師偏在指標は、外来医療サービスの提供主体である診療所医師数に基づいて算定することとし、次の4つの要素を勘案した人口10万人対診療所医師数としています。

- ①医療需要（ニーズ）及び人口構成とその変化
- ②患者の流出入等
- ③医師の性別・年齢分布
- ④医師偏在の種別（区域，入院／外来）

（2）算定方法

外来医師偏在指標は、外来医療機能の偏在等を客観的に可視化する指標として、厚生労働省が定めた算定式を用いて、全国で統一的に算出されています。

外来医師偏在指標 =

$$\frac{\text{標準化診療所医師数}(\ast 1)}{\left[\frac{\text{地域の人口}}{10\text{万}} \times \text{地域の標準化受療率比}(\ast 2) \right]} \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}(\ast 4)$$

$$(\ast 1) \text{標準化診療所医師数} = \sum \text{性年齢階級別診療所医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{診療所医師の平均労働時間}}$$

$$(\ast 2) \text{地域の標準化外来受療率比} = \frac{\text{地域の外来期待受療率}(\ast 3)}{\text{全国の外来期待受療率}}$$

$$(\ast 3) \text{地域の外来期待受療率} = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

$$(\ast 4) \text{地域の診療所の外来患者対応割合} = \frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所} + \text{病院の外来延べ患者数}}$$

(3) 外来患者流出入の調整

外来医師偏在指標の算定にあたって、都道府県間の外来患者の流出入については、必要に応じて都道府県間で調整を行うこととされています。

厚生労働省から提供のあったデータによると、本県の流出入は僅か(2,000人/日未満)であったことから、他の都道府県との協議・調整は行わず、厚生労働省から提供された流出入を適用することとしました。

(4) 算定結果

《外来医師偏在指標》

医療圏名	外来医師偏在指標	全国順位 〔355 圏域中〕	多数区域 〔上位 33.3%〕	外来標準化 受療率比	診療所外来 患者数割合
全国	106.3	—	—	1.000	75.5%
広島県	118.2	—	—	1.014	78.4%
広島	131.3	27	多数区域	0.971	82.0%
広島西	114.5	68	多数区域	1.038	82.3%
呉	127.5	33	多数区域	1.108	75.0%
広島中央	107.4	101	多数区域	0.980	77.6%
尾三	107.9	96	多数区域	1.110	71.0%
福山・府中	94.8	185		1.017	74.1%
備北	100.3	147		1.162	72.6%

《外来医師偏在指標関連データ》

■診療所従事医師数

医師・歯科医師・薬剤師調査(2016年)12月31日現在の医療施設(病院及び診療所)従事医師数のうち、診療所従事医師数(性・年齢階級別医師数)。

■労働時間比

平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」(研究班)より、診療所従事医師の性・年齢階級別の労働時間比を算出。

■人口

住民基本台帳人口(2017年)2018年1月1日現在の人口(外国人含む、性・年齢階級別の人口)。

■外来受療率

患者調査(2017年)全国の性・年齢階級別入院患者数

住民基本台帳人口(2018年1月1日時点)の性・年齢階級別人口を用いて以下の方法で算出。

全国の性・年齢階級別の外来受療率=全国の性・年齢階級別外来患者数(人)÷全国の性・年齢階級別人口(10万人)

■診療所の外来患者対応割合

NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)の平成29年4月から30年3月までの診療分データ(12か月)に基づき抽出・集計したもの。

(5) 外来医師多数区域の設定

外来医師偏在指標の値が全二次保健医療圏(355圏域)の中で上位33.3%に該当する二次保健医療圏を「外来医師多数区域」に設定します。

外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとされています。

県内の二次保健医療圏では、広島、広島西、呉、広島中央、尾三の5つの二次保健医療圏が外来医師多数区域となっています。

4 医療機器の配置状況

(1) 考え方

外来医療計画では、医療機器の項目ごと、性・年齢別ごとに大きな差のあるニーズを可視化する指標として、医療機器の項目ごと及び地域ごとに性・年齢構成を調整した「調整人口当たり台数」を設定します。

なお、この計画で対象とする医療機器^{*}は、CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療（体外照射）とします。

^{*} CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）、MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）、PET（PET及びPET-CT）、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）並びにマンモグラフィ

(2) 算定方法

調整人口当たり台数は、地域の医療機器のニーズを踏まえて地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の項目ごとに可視化する指標として、厚生労働省が定めた算定式を用いて、全国で統一的に算出されています。

$$\text{調整人口当たり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化検査率比}(\ast 1)}$$

$$(\ast 1) \text{地域の標準化検査率比} = \frac{\text{地域の性年齢調整人口当たり期待検査数(外来}(\ast 2))}{\text{全国の人口当たり期待検査数(外来)}}$$

$$(\ast 2) \text{地域の人口当たり期待検査数} = \frac{\sum \left\{ \frac{\text{全国の性年齢階級別検査数(外来)}}{\text{全国の性年齢階級別人口}} \times \text{地域の性年齢階級別人口} \right\}}{\text{地域の人口}}$$

(3) 算定結果

《調整人口当たり台数》

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
広島	12.1	6.9	0.54	3.9	1.32
広島西	13.7	6.6	0.65	3.4	0.64
呉	14.2	7.0	0.69	4.4	1.01
広島中央	17.4	8.4	0.00	3.8	0.47
尾三	12.8	7.4	0.35	4.4	1.01
福山・府中	15.5	5.5	0.19	4.9	0.57
備北	11.5	7.6	0.95	3.5	0.90

出典：厚生労働省「平成29(2017)年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口(平成30(2017)年1月1日現在)」
 放射線治療(対外照射)の合計装置台数の一部はNDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)の年間算定回数から合計台数を推計。

二次保健医療圏ごとの状況

1 広島圏域

(1) 外来医療の状況

①外来医師偏在指標

131.3（全国順位 27/335 位）であり、全国上位 33.3%に該当するため、広島圏域は外来医師多数区域となります。

②外来医療機能別の状況

■ 夜間・休日等における初期救急医療

広島圏域における人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数は、一般診療所が 753 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来施設数は、一般診療所が 35.9 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数における施設の割合は、一般診療所が 53.5%、病院が 46.5%で、一般診療所による対応割合が高くなっています。

一般診療所における時間外等外来患者数は、1 箇所あたり 21.0 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

図表 32 時間外等外来医療の提供状況

	時間外等外来患者延数（回/月）				時間外等外来施設数（月平均施設数）				1 箇所あたり（回/月）	
	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	病院
全国	985,287	772	829,374	649	34,523	27.0	6,489	5.1	28.5	127.8
広島県	23,357	820	17,162	602	1,018	35.7	185	6.5	22.9	92.6
広島	10,317	753	8,979	656	492	35.9	76	5.5	21.0	118.1

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

■ 在宅医療

広島圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（訪問診療）の提供状況は、一般診療所が 1,692 回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの訪問診療実施施設数は一般診療所が 25.9 施設で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

訪問診療を実施している診療所 1 箇所あたりの訪問回数は 65.2 回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

広島圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（往診）の提供状況は、一般診療所が 212 回/月で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

図表 33-1 在宅医療（訪問診療）の提供状況

	在宅患者訪問診療患者延数（回/月）				訪問診療実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	1,264,888	990	167,314	131	21,507	16.8	3,003	2.4	58.8	55.7
広島県	41,207	1,446	3,815	134	739	26.0	86	3.0	55.7	44.4
広島	23,178	1,692	1,243	91	355	25.9	28	2.0	65.2	44.5

図表 33-2 在宅医療（往診）の提供状況

	在宅患者往診患者延数（回/月）				往診実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	199,048	156	13,614	10.7	21,317	16.7	1,936	1.5	9.3	7.0
広島県	7,021	246	382	13.4	751	26.4	62	2.2	9.4	6.1
広島	2,902	212	116	8.4	357	26.0	24	1.7	8.1	4.8

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

※ 「*」印は秘匿マーク。原則 1-3 の施設数の場合を示すが、都道府県等の総数から二次医療圏の施設数を特定可能な場合は、1-3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

■ 学校医・予防接種等の公衆衛生

広島圏域における学校医（市町立）について診療科別にみると、全ての診療科において 60 歳代の医師が最も多く、次いで 50 歳代、70 歳代となっており、学校医の高齢化が進んでいます。

図表 34 学校医（市町立）の診療科別年齢階層（下段：15 歳未満 10 万人対）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	年齢不詳	計
内科系	0 (0.0)	1 (0.5)	22 (11.6)	66 (34.9)	113 (59.8)	65 (34.4)	11 (5.8)	0 (0.0)	278 (147.2)
眼科系	0 (0.0)	2 (1.1)	45 (23.8)	77 (40.8)	79 (41.8)	31 (16.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	234 (123.9)
耳鼻科系	1 (0.5)	8 (4.2)	22 (11.6)	78 (41.3)	92 (48.7)	40 (21.2)	8 (4.2)	0 (0.0)	249 (131.8)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.6)	4 (2.1)	4 (2.1)	2 (1.1)	0 (0.0)	13 (6.9)
計	1 (0.5)	11 (5.8)	89 (47.1)	224 (119)	288 (153)	140 (74.1)	21 (11.1)	0 (0.0)	774 (409.8)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

広島圏域における予防接種の対応施設は、インフルエンザが71施設、小児定期が45施設で、そのうち8割以上が無床診療所となっています。

図表 35 予防接種対応施設の状況

	無床診療所	有床診療所	病院	計
インフルエンザ (10万人対)	72 (5.26)	1 (0.07)	9 (0.66)	82 (5.99)
小児定期 (5歳未満10万人対)	40 (66.2)	2 (3.31)	5 (8.27)	47 (77.7)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

※ 広島市、海田町の施設数は含んでいない。

(2) 地域で不足する外来医療機能

広島圏域で不足している外来医療機能は次のとおりです。

- 初期救急
- 在宅医療
- 公衆衛生（学校医）

(3) 医療機器の状況

①医療機器の配置状況

広島圏域には、対象医療機器は全て配置されており、人口10万人当たりの台数は、全て全国平均を上回っています。

図表 36 調整人口当たり台数（台/10万人）

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
広島	12.1	6.9	0.54	3.9	1.32

出典：厚生労働省「平成29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成30（2017）年1月1日現在）」

放射線治療（体外照射）の合計装置台数の一部はNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の年間算定回数から合計台数を推計。

②医療機器の共同利用方針

広島圏域における共同利用方針（全医療機器共通）は、次のとおりです。

- 対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

2 広島西圏域

(1) 外来医療の状況

① 外来医師偏在指標

114.5（全国順位 68/335 位）であり、全国上位 33.3%に該当するため、広島西圏域は外来医師多数区域となります。

② 外来医療機能別の状況

■ 夜間・休日等における初期救急医療

広島西圏域における人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数は、一般診療所が 1,246 人/月で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来施設数は、一般診療所が 38.7 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数における施設の割合は、一般診療所が 83.9%、病院が 16.1%で、一般診療所による対応割合がかなり高くなっています。

一般診療所における時間外等外来患者数は、1 箇所あたり 32.2 人/月で、全国及び県平均より多くなっています。

図表 37 時間外等外来医療の提供状況

	時間外等外来患者延数（回/月）				時間外等外来施設数（月平均施設数）				1 箇所あたり（回/月）	
	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	病院
全国	985,287	772	829,374	649	34,523	27.0	6,489	5.1	28.5	127.8
広島県	23,357	820	17,162	602	1,018	35.7	185	6.5	22.9	92.6
広島西	1,809	1,246	347	239	56	38.7	8	5.5	32.2	43.8

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

■ 在宅医療

広島西圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（訪問診療）の提供状況は、一般診療所が 704 回/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの訪問診療実施施設数は一般診療所が 26.3 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

訪問診療を実施している診療所 1 箇所あたりの訪問回数は 26.8 回/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

広島西圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（往診）の提供状況は、一般診療所が 151 回/月であり、全国及び県平均より少なくなっています。

図表 38-1 在宅医療（訪問診療）の提供状況

	在宅患者訪問診療患者延数（回/月）				訪問診療実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	1,264,888	990	167,314	131	21,507	16.8	3,003	2.4	58.8	55.7
広島県	41,207	1,446	3,815	134	739	26.0	86	3.0	55.7	44.4
広島西	1,022	704	112	77	38	26.3	*	-	26.8	-

図表 38-2 在宅医療（往診）の提供状況

	在宅患者往診患者延数（回/月）				往診実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	199,048	156	13,614	10.7	21,317	16.7	1,936	1.5	9.3	7.0
広島県	7,021	246	382	13.4	751	26.4	62	2.2	9.4	6.1
広島西	219	151	*	-	38	26.5	*	-	5.7	-

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

※ 「*」印は秘匿マーク。原則 1-3 の施設数の場合を示すが、都道府県等の総数から二次医療圏の施設数を特定可能な場合は、1-3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

■ 学校医・予防接種等の公衆衛生

広島西圏域における学校医（市町立）について診療科別にみると、60 歳代の医師が最も多く、次いで 50 歳代、70 歳代となっており、学校医の高齢化が進んでいます。

図表 39 学校医（市町立）の診療科別年齢階層（下段：15 歳未満 10 万人対）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	年齢不詳	計
内科系	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (21.8)	3 (16.3)	16 (87.1)	8 (43.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (168.7)
眼科系	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (10.9)	3 (16.3)	1 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (32.6)
耳鼻科系	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.4)	0 (0.0)	2 (10.9)
その他	0 (0.0)	1 (5.4)	5 (27.2)	9 (49.0)	12 (65.3)	2 (10.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	29 (157.8)
計	0 (0.0)	1 (5.4)	9 (49.0)	15 (81.6)	31 (169)	11 (59.9)	1 (5.4)	0 (0.0)	68 (370.0)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

広島西圏域における予防接種の対応施設は、インフルエンザが100施設、小児定期が52施設で、そのうち8割以上が無床診療所となっています。

図表 40 予防接種対応施設の状況

	無床診療所	有床診療所	病院	計
インフルエンザ (10万人対)	85 (58.5)	3 (2.07)	12 (8.27)	100 (68.9)
小児定期 (5歳未満10万人対)	45 (766)	3 (51.1)	4 (68.1)	52 (885)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

(2) 地域で不足する外来医療機能

広島西圏域で不足している外来医療機能は次のとおりです。

- 初期救急
- 在宅医療
- 公衆衛生（学校医）

(3) 医療機器の状況

①医療機器の配置状況

広島西圏域には、対象医療機器は全て配置されており、人口10万人当たりの台数は、放射線治療（体外照射）が全国平均を下回っています。

図表 41 調整人口当たり台数（台/10万人）

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
広島西	13.7	6.6	0.65	3.4	0.64

出典：厚生労働省「平成29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成30（2017）年1月1日現在）」

放射線治療（体外照射）の合計装置台数の一部はNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の年間算定回数から合計台数を推計。

②医療機器の共同利用方針

広島西圏域における共同利用方針（全医療機器共通）は、次のとおりです。

- 対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

3 呉圏域

(1) 外来医療の状況

①外来医師偏在指標

127.5（全国順位 33/335 位）であり、全国上位 33.3%に該当するため、呉圏域は外来医師多数区域となります。

②外来医療機能別の状況

■ 夜間・休日等における初期救急医療

呉圏域における人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数は、一般診療所が 734 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来施設数は、一般診療所が 38.1 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数における施設の割合は、一般診療所が 66.8%、病院が 33.2%で、一般診療所による対応割合が高くなっています。

一般診療所における時間外等外来患者数は 1 箇所あたり 19.3 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

図表 42 時間外等外来医療の提供状況

	時間外等外来患者延数（回/月）				時間外等外来施設数（月平均施設数）				1 箇所あたり（回/月）	
	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	病院
全国	985,287	772	829,374	649	34,523	27.0	6,489	5.1	28.5	127.8
広島県	23,357	820	17,162	602	1,018	35.7	185	6.5	22.9	92.6
呉	1,849	734	917	364	96	38.1	18	7.0	19.3	52.2

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

■ 在宅医療

呉圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（訪問診療）の提供状況は、一般診療所が 2,068 回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの訪問診療実施施設数は一般診療所が 33.1 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

訪問診療を実施している診療所 1 箇所あたりの訪問回数は 62.4 回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

呉圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（往診）の提供状況は、一般診療所が 404 回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

図表 43-1 在宅医療（訪問診療）の提供状況

	在宅患者訪問診療患者延数（回/月）				訪問診療実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	1,264,888	990	167,314	131	21,507	16.8	3,003	2.4	58.8	55.7
広島県	41,207	1,446	3,815	134	739	26.0	86	3.0	55.7	44.4
呉	5,212	2,068	814	323	84	33.1	6	2.4	62.4	133.8

図表 43-2 在宅医療（往診）の提供状況

	在宅患者往診患者延数（回/月）				往診実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	199,048	156	13,614	10.7	21,317	16.7	1,936	1.5	9.3	7.0
広島県	7,021	246	382	13.4	751	26.4	62	2.2	9.4	6.1
呉	1,019	404	63	25.0	86	34.2	7	2.7	11.8	9.1

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。
 ※ 「*」印は秘匿マーク。原則 1-3 の施設数の場合を示すが、都道府県等の総数から二次医療圏の施設数を特定可能な場合は、1-3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

■ 学校医・予防接種等の公衆衛生

呉圏域における学校医（市町立）について診療科別にみると、60 歳代の医師が最も多く、次いで 50 歳代、40 歳代となっています。

図表 44 学校医（市町立）の診療科別年齢階層（下段：15 歳未満 10 万人対）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	年齢不詳	計
内科系	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (21.9)	19 (69.5)	34 (124)	8 (29.3)	3 (11.0)	0 (0.0)	70 (256.0)
眼科系	0 (0.0)	2 (7.3)	6 (21.9)	3 (11.0)	3 (11.0)	2 (7.3)	1 (3.7)	0 (0.0)	17 (62.2)
耳鼻科系	0 (0.0)	5 (18.3)	3 (11.0)	5 (18.3)	3 (11.0)	1 (3.7)	4 (14.6)	0 (0.0)	21 (76.8)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
計	0 (0.0)	7 (25.6)	15 (54.9)	27 (98.8)	40 (146)	11 (40.2)	8 (29.3)	0 (0.0)	108 (395.0)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

呉圏域における予防接種の対応施設は、インフルエンザが 178 施設、小児定期が 94 施設で、そのうち 8 割以上が無床診療所となっています。

図表 45 予防接種対応施設の状況

	無床診療所	有床診療所	病院	計
インフルエンザ (10 万人対)	145 (57.5)	13 (5.16)	20 (7.94)	178 (70.6)
小児定期 (5 歳未満 10 万人対)	80 (97.0)	8 (97.0)	6 (72.7)	94 (1,139.7)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

(2) 地域で不足する外来医療機能

呉圏域で不足している外来医療機能は次のとおりです。

➤ 初期救急

- 地域医療の担い手である医師の高齢化が進んでいる。特に小児救急医療に関しては、現行の夜間・休日等の小児初期救急医療体制の維持が困難になる恐れがあります。

➤ 在宅医療

- 呉圏域における訪問診療などの指標は全国及び県平均を上回っているが、島嶼部など医療資源が少なく集落が点在し山間斜面の住居等も多い地域では、医師の高齢化とも相まって訪問診療等が難しくなると予想されます。

図表 46-1 年齢構成別医師数(診療所)

区 分	39 歳 以下	40～64 歳	65 歳 以上	合計	構成割合		
					39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
全 国	4,721	65,112	32,624	102,457	4.6%	63.6%	31.8%
広 島 県	75	1,675	964	2,714	2.8%	61.7%	35.5%
呉 圏 域	10	155	101	266	3.8%	58.3%	38.0%

出典：厚生労働省「平成 28 (2016) 年医師・歯科医師・薬剤師調査」

図表 46-2 医療施設従事医師数(病院・診療所別)

区 分	平成 20 (2008) 年			平成 30 (2018) 年			増 減		
	病 院	診 療 所	計	病 院	診 療 所	計	病 院	診 療 所	計
広 島 県	3,947	2,577	6,524	4,543	2,743	7,286	+596	+166	+762
呉 圏 域	472	304	776	500	249	749	+28	▲55	▲27
呉 市	457	280	737	481	231	712	+24	▲49	▲25
江田島市	15	24	39	19	18	37	+4	▲6	▲2

出典：厚生労働省「平成 20 (2008) 年医師・歯科医師・薬剤師調査」 閲覧第 4 表
「平成 30 (2018) 年医師・歯科医師・薬剤師統計」 閲覧第 8 表

(3) 医療機器の状況

①医療機器の配置状況

呉圏域には、対象医療機器は全て配置されており、人口 10 万人当たりの台数は、全て全国平均を上回っています。

図表 47 調整人口当たり台数 (台/10 万人)

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
呉	14.2	7.0	0.69	4.4	1.01

出典：厚生労働省「平成 29 (2017) 年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口 (平成 30 (2017) 年 1 月 1 日現在)」

放射線治療 (体外照射) の合計装置台数の一部は NDB (レセプト情報・特定健診等情報データベース) の年間算定回数から合計台数を推計。

②医療機器の共同利用方針

呉圏域における共同利用方針 (全医療機器共通) は、次のとおりです。

- 対象医療機器 (CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療) については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

4 広島中央圏域

(1) 外来医療の状況

①外来医師偏在指標

107.4（全国順位 101/335 位）であり，全国上位 33.3%に該当するため，広島中央圏域は外来医師多数区域となります。

②外来医療機能別の状況

■ 夜間・休日等における初期救急医療

広島中央圏域における人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数は，一般診療所が 893 人/月で，全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来施設数は，一般診療所が 35.3 施設で，全国平均より多く，県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数における施設の割合は，一般診療所が 62.6%，病院が 37.4%で，一般診療所による対応割合が高くなっています。

一般診療所における時間外等外来患者数は 1 箇所あたり 25.3 人/月で，全国平均より少なく，県平均より多くなっています。

図表 48 時間外等外来医療の提供状況

	時間外等外来患者延数（回/月）				時間外等外来施設数（月平均施設数）				1 箇所あたり（回/月）	
	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	病院
全国	985,287	772	829,374	649	34,523	27.0	6,489	5.1	28.5	127.8
広島県	23,357	820	17,162	602	1,018	35.7	185	6.5	22.9	92.6
広島中央	1,971	893	1,178	534	78	35.3	15	6.8	25.3	79.0

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

■ 在宅医療

広島中央圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（訪問診療）の提供状況は，一般診療所が 980 回/月で，全国及び県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの訪問診療実施施設数は一般診療所が 23.9 施設で，全国平均より多く，県平均より少なくなっています。

訪問診療を実施している診療所 1 箇所あたりの訪問回数は 41.0 回/月で，全国及び県平均より少なくなっています。

広島中央圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（往診）の提供状況は，一般診療所が 192 回/月で，全国平均より多く，県平均より少なくなっています。

図表 49-1 在宅医療（訪問診療）の提供状況

	在宅患者訪問診療患者延数（回/月）				訪問診療実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	1,264,888	990	167,314	131	21,507	16.8	3,003	2.4	58.8	55.7
広島県	41,207	1,446	3,815	134	739	26.0	86	3.0	55.7	44.4
広島中央	2,162	980	165	75	53	23.9	9	4.0	41.0	18.7

図表 49-2 在宅医療（往診）の提供状況

	在宅患者往診患者延数（回/月）				往診実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	199,048	156	13,614	10.7	21,317	16.7	1,936	1.5	9.3	7.0
広島県	7,021	246	382	13.4	751	26.4	62	2.2	9.4	6.1
広島中央	423	192	*	-	51	23.1	*	-	8.3	-

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

※ 「*」印は秘匿マーク。原則 1-3 の施設数の場合を示すが、都道府県等の総数から二次医療圏の施設数を特定可能な場合は、1-3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

■ 学校医・予防接種等の公衆衛生

広島中央圏域における学校医（市町立）について診療科別にみると、50 歳代の医師が最も多く、次いで 60 歳代、70 歳代となっています。

図表 50 学校医（市町立）の診療科別年齢階層（下段：15 歳未満 10 万人対）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	年齢不詳	計
内科系	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (22.9)	24 (78.4)	22 (71.8)	12 (39.2)	2 (6.5)	0 (0.0)	67 (218.7)
眼科系	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (9.8)	4 (13.1)	3 (9.8)	2 (6.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (39.2)
耳鼻科系	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.3)	3 (9.8)	3 (9.8)	1 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (26.1)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.5)	3 (9.8)	0 (0.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	6 (19.6)
計	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (35.9)	33 (108)	31 (101)	15 (49.0)	3 (9.8)	0 (0.0)	93 (303.6)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

広島中央圏域における予防接種の対応施設は、インフルエンザが23施設、小児定期が78施設で、そのうち8割以上が無床診療所となっています。

図表 51 予防接種対応施設の状況

	無床診療所	有床診療所	病院	計
インフルエンザ (10万人対)	19 (8.61)	0 (0.0)	4 (1.81)	23 (10.4)
小児定期 (5歳未満10万人対)	66 (685)	4 (41.5)	8 (83.1)	78 (809.8)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

※ 東広島市のインフルエンザ施設数は含んでいない。

(2) 地域で不足する外来医療機能

広島中央圏域で不足している外来医療機能は次のとおりです。

➤ 初期救急

○ 広島中央圏域では勤務医が少ないため、二次救急医療機関だけでなく、初期救急も影響を受けています。特に小児救急医療に関しては、現行の夜間・休日等の小児初期救急医療体制の維持が困難な状況にあります。

➤ 在宅医療

○ 診療所医師の高齢化や外来診療とのかけ持ちによる負担増により、在宅医療に取り組む医師の確保が課題となっており、在宅医療の提供体制を維持できなくなることが懸念されています。

➤ 公衆衛生（学校医、健康診断・検診）

○ 小児科の医師不足により、学校医の確保が困難となっており、一人の学校医が複数の学校をかけ持ちせざるを得ない状況が続いています。

○ 大崎上島町では小児科医がいないため、乳幼児健診や予防接種を行う際に、他市町を受診するなど、受診者の移動に伴う負担が生じています。

(3) 医療機器の状況

①医療機器の配置状況

広島中央圏域には、PETが配置されておらず、放射線治療（体外照射）が全国平均を下回っています。

図表 52 調整人口当たり台数（台/10万人）

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
広島中央	17.4	8.4	0.00	3.8	0.47

出典：厚生労働省「平成29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成30（2017）年1月1日現在）」

放射線治療（体外照射）の合計装置台数の一部はNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の年間算定回数から合計台数を推計。

②医療機器の共同利用方針

広島中央圏域における共同利用方針（全医療機器共通）は、次のとおりです。

- 対象医療機器（CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

5 尾三圏域

(1) 外来医療の状況

①外来医師偏在指標

107.9（全国順位 96/335 位）であり、全国上位 33.3%に該当するため、尾三圏域は外来医師多数区域となります。

②外来医療機能別の状況

■ 夜間・休日等における初期救急医療

尾三圏域における人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数は、一般診療所が 713 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来施設数は、一般診療所が 37.2 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数における施設の割合は、一般診療所が 43.4%、病院が 56.6%で、病院による対応割合が高くなっています。

一般診療所における時間外等外来患者数は 1 箇所あたり 19.2 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

図表 53 時間外等外来医療の提供状況

	時間外等外来患者延数（回/月）				時間外等外来施設数（月平均施設数）				1 箇所あたり（回/月）	
	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	病院
全国	985,287	772	829,374	649	34,523	27.0	6,489	5.1	28.5	127.8
広島県	23,357	820	17,162	602	1,018	35.7	185	6.5	22.9	92.6
尾三	1,794	713	2,343	932	94	37.2	21	8.3	19.2	112.0

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

■ 在宅医療

尾三圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（訪問診療）の提供状況は、一般診療所が 1,303 回/月で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの訪問診療実施施設数は一般診療所が 34.2 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

訪問診療を実施している診療所 1 箇所あたりの訪問回数は 38.1 回/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

尾三圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（往診）の提供状況は、一般診療所が 402 回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

図表 54-1 在宅医療（訪問診療）の提供状況

	在宅患者訪問診療患者延数（回/月）				訪問診療実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	1,264,888	990	167,314	131	21,507	16.8	3,003	2.4	58.8	55.7
広島県	41,207	1,446	3,815	134	739	26.0	86	3.0	55.7	44.4
尾三	3,276	1,303	157	63	86	34.2	14	5.5	38.1	11.4

図表 54-2 在宅医療（往診）の提供状況

	在宅患者往診患者延数（回/月）				往診実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	199,048	156	13,614	10.7	21,317	16.7	1,936	1.5	9.3	7.0
広島県	7,021	246	382	13.4	751	26.4	62	2.2	9.4	6.1
尾三	1,011	402	20	8.1	86	34.3	6	2.2	11.7	3.6

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。
 ※ 「*」印は秘匿マーク。原則 1-3 の施設数の場合を示すが、都道府県等の総数から二次医療圏の施設数を特定可能な場合は、1-3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

■ 学校医・予防接種等の公衆衛生

尾三圏域における学校医（市町立）について診療科別にみると、70 歳代の医師が最も多く、次いで 50 歳代、60 歳代となっており、医師の高齢化が進んでいます。

図表 55 学校医（市町立）の診療科別年齢階層（下段：15 歳未満 10 万人対）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	年齢不詳	計
内科系	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.5)	10 (34.8)	11 (38.3)	18 (62.7)	4 (13.9)	0 (0.0)	46 (160.3)
眼科系	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.5)	5 (17.4)	2 (7.0)	4 (13.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (48.8)
耳鼻科系	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.5)	3 (10.5)	1 (3.5)	2 (7.0)	1 (3.5)	1 (3.5)	11 (38.3)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
計	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (31.4)	18 (62.7)	14 (48.8)	24 (83.6)	5 (17.4)	1 (3.5)	71 (247.4)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

尾三圏域における予防接種の対応施設は、インフルエンザが111施設、小児定期が74施設で、そのうち8割以上が無床診療所となっています。

図表 56 予防接種対応施設の状況

	無床診療所	有床診療所	病院	計
インフルエンザ (10万人対)	90 (35.8)	9 (3.58)	12 (4.77)	111 (44.1)
小児定期 (5歳未満10万人対)	61 (715)	4 (46.9)	9 (106)	74 (867.7)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」
※ 三原市のインフルエンザ施設数は含んでいない。

(2) 地域で不足する外来医療機能

尾三圏域で不足している外来医療機能は次のとおりです。

- 初期救急
- 在宅医療
- 公衆衛生（予防接種、健康診断・検診）

(3) 医療機器の状況

①医療機器の配置状況

尾三圏域には、対象医療機器は全て配置されており、人口10万人当たりの台数は、PETが全国平均を下回っています。

図表 57 調整人口当たり台数（台/10万人）

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
尾三	12.8	7.4	0.35	4.4	1.01

出典：厚生労働省「平成29(2017)年医療施設調査」
基準人口は「住民基本台帳人口(平成30(2017)年1月1日現在)」
放射線治療(対外照射)の合計装置台数の一部はNDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)の年間算定回数から合計台数を推計。

②医療機器の共同利用方針

尾三圏域における共同利用方針(全医療機器共通)は、次のとおりです。

- 対象医療機器(CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療)については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

6 福山・府中圏域

(1) 外来医療の状況

①外来医師偏在指標

94.8（全国順位 185/335 位）であり、全国上位 33.3%に該当しないため、福山・府中圏域は外来医師多数区域にあたりません。

②外来医療機能別の状況

■ 夜間・休日等における初期救急医療

福山・府中圏域における人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数は、一般診療所が 993 人/月で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来施設数は、一般診療所が 32.1 施設で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの時間外等外来患者延数における施設の割合は、一般診療所が 69.3%、病院が 30.7%で、一般診療所による対応割合が高くなっています。

一般診療所における時間外等外来患者数は、1 箇所あたり 30.9 人/月で、全国及び県平均より多くなっています。

図表 58 時間外等外来医療の提供状況

	時間外等外来患者延数（回/月）				時間外等外来施設数（月平均施設数）				1 箇所あたり（回/月）	
	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	病院
全国	985,287	772	829,374	649	34,523	27.0	6,489	5.1	28.5	127.8
広島県	23,357	820	17,162	602	1,018	35.7	185	6.5	22.9	92.6
福山・府中	5,165	993	2,290	440	167	32.1	41	7.8	30.9	56.4

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

■ 在宅医療

福山・府中圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（訪問診療）の提供状況は、一般診療所が 1,025 回/月で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

人口 10 万人あたりの訪問診療実施施設数は一般診療所が 17.6 施設で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

訪問診療を実施している診療所 1 箇所あたりの訪問回数は 58.4 回/月で、全国平均より少なく、県平均より多くなっています。

福山・府中圏域における人口 10 万人あたりの在宅医療（往診）の提供状況は、一般診療所が 203 回/月で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

図表 59-1 在宅医療（訪問診療）の提供状況

	在宅患者訪問診療患者延数（回/月）				訪問診療実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	1,264,888	990	167,314	131	21,507	16.8	3,003	2.4	58.8	55.7
広島県	41,207	1,446	3,815	134	739	26.0	86	3.0	55.7	44.4
福山・府中	5,331	1,025	1,303	250	91	17.6	22	4.2	58.4	59.2

図表 59-2 在宅医療（往診）の提供状況

	在宅患者往診患者延数（回/月）				往診実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	199,048	156	13,614	10.7	21,317	16.7	1,936	1.5	9.3	7.0
広島県	7,021	246	382	13.4	751	26.4	62	2.2	9.4	6.1
福山・府中	1,058	203	170	32.6	98	18.8	19	3.6	10.8	9.0

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

※ 「*」印は秘匿マーク。原則 1-3 の施設数の場合を示すが、都道府県等の総数から二次医療圏の施設数を特定可能な場合は、1-3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

■ 学校医・予防接種等の公衆衛生

福山・府中圏域における学校医（市町立）について診療科別にみると、全ての診療科において 60 歳代の医師が最も多く、次いで 70 歳代、50 歳代となっており、医師の高齢化が進んでいます。

図表 60 学校医（市町立）の診療科別年齢階層（下段：15 歳未満 10 万人対）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	年齢不詳	計
内科系	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (10.1)	18 (26.0)	28 (40.4)	24 (34.6)	6 (8.7)	0 (0.0)	83 (119.7)
眼科系	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	3 (4.3)	7 (10.1)	2 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (18.8)
耳鼻科系	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	2 (2.9)	7 (10.1)	3 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (18.8)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.9)	2 (2.9)	6 (8.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (14.4)
計	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (15.9)	25 (36.1)	48 (69.2)	29 (41.8)	6 (8.7)	0 (0.0)	119 (171.6)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

福山・府中圏域における予防接種の対応施設は、インフルエンザが28施設、小児定期が137施設で、そのうち7割以上が無床診療所となっています。

図表 61 予防接種対応施設の状況

	無床診療所	有床診療所	病院	計
インフルエンザ (10万人対)	21 (4.04)	2 (0.38)	5 (0.96)	28 (5.4)
小児定期 (5歳未満10万人対)	105 (478)	15 (68.2)	17 (77.3)	137 (623.2)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」
※ 福山市のインフルエンザ施設数は含んでいない。

(2) 地域で不足する外来医療機能

福山・府中圏域で不足している外来医療機能は次のとおりです。

- 初期救急
- 在宅医療
- 公衆衛生（学校医、健康診断・検診）

(3) 医療機器の状況

①医療機器の配置状況

福山・府中圏域には、対象医療機器は全て配置されており、人口10万人当たりの台数は、PETと放射線治療（体外照射）が全国平均を下回っています。

図表 62 調整人口当たり台数（台/10万人）

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
福山・府中	15.5	5.5	0.19	4.9	0.57

出典：厚生労働省「平成29（2017）年医療施設調査」
基準人口は「住民基本台帳人口（平成30（2017）年1月1日現在）」
放射線治療（体外照射）の合計装置台数の一部はNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の年間算定回数から合計台数を推計。

②医療機器の共同利用方針

福山・府中圏域における共同利用方針（全医療機器共通）は、次のとおりです。

- 対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

7 備北圏域

(1) 外来医療の状況

①外来医師偏在指標

100.3（全国順位 147/335 位）であり、全国上位 33.3%に該当しないため、備北圏域は外来医師多数区域にあたりません。

なお、人口対比医師数をベースとしたこの指標では、全国の半数より上位に位置していますが、圏域の面積が広大で、かつ山あいや谷あいの集落が数多く所在するなど、住民の医療へのアクセスが困難な状況から、外来医療を担う医師が充足しているとは言えない状況となっています。

②外来医療機能別の状況

■ 夜間・休日等における初期救急医療

備北圏域における人口 10万人あたりの時間外等外来患者延数は、一般診療所が506人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

人口 10万人あたりの時間外等外来施設数は、一般診療所が 39.9 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10万人あたりの時間外等外来患者延数における施設の割合は、一般診療所が 29.0%、病院が 71.0%で、病院による対応割合が高くなっています。

一般診療所における時間外等外来患者数は 1 箇所あたり 12.7 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

図表 63-1 時間外等外来医療の提供状況

	時間外等外来患者延数（回/月）				時間外等外来施設数（月平均施設数）				1 箇所あたり（回/月）	
	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	10 万対	病院	10 万対	診療所	病院
全国	985,287	772	829,374	649	34,523	27.0	6,489	5.1	28.5	127.8
広島県	23,357	820	17,162	602	1,018	35.7	185	6.5	22.9	92.6
備北	452	506	1,108	1,238	36	39.9	7	8.2	12.7	151.1

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

三次市では、三次地区医師会が管理運営を行う三次市休日夜間急患センター、庄原市では、庄原市が管理運営し、庄原市医師会及び庄原赤十字病院が運営に協力する庄原市休日診療センター、東城地域では、在宅当番医制によって、初期救急医療における一定の役割を果たしています。

図表 63-2 初期救急医療体制の患者数の推移（三次市・庄原市）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
三次市休日夜間急患センター	3,892	3,361	3,516	3,343	2,815
庄原市休日診療センター	955	757	849	855	682
東城地域在宅当番医制	1,518	1,307	1,277	1,238	846

■ へき地医療

備北圏域内には、無医地区が35地区（県全体の64.8%）あり、これらの地区では、1人又は夫妻2人だけの高齢者世帯が多い上、交通がきわめて不便であり、また冬季には積雪量も多く、容易に医療機関を利用することができない状況が続いています。

へき地医療確保のため、三次・庄原両市が中心になって、へき地診療所を設置・運営し、医師の確保を推進していますが、十分な人員配置となっていない医療機関もあります。

市立三次中央病院、庄原赤十字病院及び庄原市立西城市民病院は、県からへき地医療拠点病院の指定を受けて、へき地医療支援活動を実施しています。また、市立三次中央病院は、庄原赤十字病院及び庄原市立西城市民病院が行うへき地医療支援活動を維持するための連携や医師派遣等の協力や支援を行っています。

市立三次中央病院、庄原赤十字病院、庄原市立西城市民病院、神石高原町立病院、府中市市民病院、三次市、庄原市、神石高原町及び府中市を実施主体として、広島県北部地域移動診療車運用協議会が組織され、庄原市東城町の帝釈地区・小奴可、内堀両地区と同市西城町の小鳥原・高尾地区での移動巡回診療事業が行われています。

■ 在宅医療

備北圏域における人口10万人あたりの在宅医療（訪問診療）の提供状況は、一般診療所が1,145回/月で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

人口10万人あたりの訪問診療実施施設数は一般診療所が36.1施設で、全国及び県平均より多くなっています。

訪問診療を実施している診療所1箇所あたりの訪問回数は31.8回/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

備北圏域における人口10万人あたりの在宅医療（往診）の提供状況は、一般診療所が436回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

備北地域医療構想調整会議による病床の機能分化等の調整や、備北地対協 地域包括ケア支援専門部会による医療と介護の連携に係る取組等を通して、入・転・退院時の支援体制の確立に努めています。

医療機関から地域包括支援センター等に退院調整の連絡があった退院調整比率が年々上昇し、令和元年（6月暫定値）は県内トップの90.8%となるなど、良好な連携体制が構築されてきています。

図表 64-1 在宅医療（訪問診療）の提供状況

	在宅患者訪問診療患者延数（回/月）				訪問診療実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	1,264,888	990	167,314	131	21,507	16.8	3,003	2.4	58.8	55.7
広島県	41,207	1,446	3,815	134	739	26.0	86	3.0	55.7	44.4
備北	1,025	1,145	21	23	32	36.1	*	-	31.8	-

図表 64-2 在宅医療（往診）の提供状況

	在宅患者往診患者延数（回/月）				往診実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	199,048	156	13,614	10.7	21,317	16.7	1,936	1.5	9.3	7.0
広島県	7,021	246	382	13.4	751	26.4	62	2.2	9.4	6.1
備北	390	436	*	-	34	38.5	*	-	11.3	-

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」
 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。
 ※ 「*」印は秘匿マーク。原則 1-3 の施設数の場合を示すが、都道府県等の総数から二次医療圏の施設数を特定可能な場合は、1-3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

■ 学校医・予防接種等の公衆衛生

備北圏域における学校医（市町立）について診療科別にみると、60 歳代の医師が最も多く、次いで 70 歳代、50 歳代となっており、医師の高齢化が進んでいます。

図表 65 学校医（市町立）の診療科別年齢階層（下段：15 歳未満 10 万人対）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	年齢不詳	計
内科系	0 (0.0)	1 (9.7)	9 (87.3)	10 (97.0)	15 (146)	14 (136)	2 (19.4)	0 (0.0)	51 (494.9)
眼科系	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.7)	0 (0.0)	2 (19.4)	3 (29.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (58.2)
耳鼻科系	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (19.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (29.1)
その他	0 (0.0)	2 (19.4)	5 (48.5)	8 (77.6)	20 (194)	4 (38.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	39 (378.4)
計	0 (0.0)	3 (29.1)	17 (165)	18 (174)	37 (359)	22 (214)	2 (19.4)	0 (0.0)	99 (960.6)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」
 基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

備北圏域における予防接種の対応施設は、インフルエンザが 25 施設となっています。

図表 66 予防接種対応施設の状況

	無床診療所	有床診療所	病院	計
インフルエンザ （10 万人対）	63 (70.4)	5 (5.59)	9 (10.1)	77 (86.1)
小児定期 （5 歳未満 10 万人対）	24 (788)	4 (131)	1 (32.8)	29 (952)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」
 ※ 庄原市の小児定期施設数は含んでいない。

(2) 地域で不足する外来医療機能

備北圏域で不足している外来医療機能は次のとおりです。

➤ 初期救急

- 初期救急医療に参加する診療所の廃止などに伴う医師等の人員不足から、医療従事者等の負担が大きくなっています。

図表 67-1 初期救急医療体制参加状況
(平成 30 年度:三次市・庄原市)

区 分	診療所等数
三次市休日夜間急患センター	内科 20, 外科 11*
庄原市休日診療センター	12
東城地域在宅当番医制	5

※三次市休日夜間急患センターの外科に市立三次中央病院を含む。

図表 67-2 備北圏域の診療所数の推移
(北部保健所)

区 分	診療所数
平成 25 年度	99
平成 26 年度	97
平成 27 年度	96
平成 28 年次	97
平成 29 年度	93
平成 30 年度	91
令和元年度	89

※各年度とも年度末時点で令和元年度は 1 月末時点

➤ ヘき地医療

- ヘき地に勤務する医師等医療従事者の確保と定着が困難となっており、医療機関を容易に受診することが困難な状況になる可能性があります。
- 小児科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科等の診療科は、市内中心部に集中しており、ヘき地で専門的医療の提供を継続的に受けることが困難であるため、ヘき地における地域医療を担う総合診療医（プライマリ・ケア医）の養成が必要です。
- ヘき地の医療を担っている医師等医療従事者の高齢化により、医療体制の維持が懸念されています。

➤ 在宅医療

- 備北圏域では、今後 75 歳以上の後期高齢者人口の増加が推計されており、これに伴って、在宅医療等での対応が必要な患者数も増加していくことが予測されます。
- また、地域医療構想の推進においても病床機能の分化と連携により在宅医療等へ移行する患者等の増加が見込まれます。
- 一方、診療所医師の高齢化などにより在宅医療の提供体制を維持できなくなることが懸念されています。

➤ 公衆衛生（学校医、健康診断・検診）

- 小児科開設医が、三次市 1 人、庄原市 1 人の圏域全体で 2 名しかいない状況となっています。
- 三次市では、開業小児科、耳鼻科、眼科の医師不足により、乳幼児健診や予防接種を実施する小児科医師及び学校医の確保継続が懸念されています。

- 庄原市では、小児科が市内中心部のため、乳幼児の予防接種や健診を小児科医が行う場合には、受診者の移動に伴う負担が生じています。

また、診療所医師の高齢化による学校医の医師数確保が課題となっており、特に、眼科及び耳鼻科が深刻で、小・中学校 26 校を眼科医 2 名、耳鼻科医 2 名でカバーしている状況となっています。

(3) 医療機器の状況

①医療機器の配置状況

備北圏域には、対象医療機器は全て配置されており、人口10万人当たりの台数は、放射線治療（体外照射）が全国平均を下回っています。

図表 68 調整人口当たり台数（台/10万人）

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
備北	11.5	7.6	0.95	3.5	0.90

出典：厚生労働省「平成29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成30（2017）年1月1日現在）」

放射線治療（体外照射）の合計装置台数の一部はNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の年間算定回数から合計台数を推計。

②備北メディカルネットワークの取組

備北圏域（三次市、庄原市）を医療連携推進区域として、医療機関相互の業務の連携を推進し、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供できる地域完結型医療の実現を目指すことを理念とする地域医療連携推進法人として、平成29年4月2日に、市立三次中央病院、庄原赤十字病院、庄原市立西城市民病院及び三次地区医療センターの4病院で組織する「備北メディカルネットワーク」が設立されています。

備北メディカルネットワークは、病院等相互の機能分担及び業務連携に関する事項の一つとして、共同購買の仕組みづくりを目標に掲げ、診療材料や医療機器などについて、スケールメリットを生かした価格交渉などに取り組んでいます。

③市立三次中央病院の取組

地域医療支援病院となっている市立三次中央病院では、PET-CTやMRIなどの高度検査機器等を取り揃え、地域の開業医からの紹介に対応するとともに共同利用を実施しています。（平成30年度共同利用実績 CT…56件、MRI…43件、RI…39件、PET-CT…122件）

④医療機器の共同利用方針

備北圏域における共同利用方針（全医療機器共通）は、次のとおりです。

- 対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

施策の方向

1 外来医療に係る医療提供体制

(1) 協議の場の設置

医療法第30条の18の2第1項に定める「外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場」は、各圏域に設置している地域医療構想調整会議とします。

協議の場では、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行い、その結果を公表します。

(2) 医療機関等に対する情報提供

県ホームページ等を通じて、二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標及び外来医師多数区域である二次保健医療圏の情報や医療機関のマッピングに関する情報等を公表します。

また、開業希望者に対しては、開業に当たっての事前相談の機会や届出様式を入手する機会に、外来医療計画に定める「地域で不足する外来医療機能」に関する事項などを情報提供します。

なお、新規開業に間接的に関わる機会があると考えられる管下の金融機関、医薬品・医療機器卸売業者、調剤薬局等に対する情報提供を行うことも有効と考えられるため、様々な機会を捉えて周知に努めていきます。

(3) 診療所の新規開業に係る手続き

外来医師多数区域における診療所の新規開業手続きへの対応は次のとおりとします。

- 届出様式の提出に際して「地域で不足する外来医療機能」を担うことについての申出書の提出を求め、合意の有無及び合意する場合に担おうとする外来医療機能を具体的に確認します。
- 合意がない場合は、新規開業者に関する情報（医療機関名や所在地など）や合意しない理由について地域医療構想調整会議で報告するとともに、必要に応じて、当該協議の場への出席を要請します。

各圏域での具体的な手続きについては別に定めることとし、県ホームページ等により公表します。

また、「地域で不足する外来医療機能」についても、地域の医療ニーズの変化や充足度に応じて、適宜見直しを行い、県ホームページで公開します。

なお、「地域で不足する外来医療機能」を担うことについての合意の有無や合意内容、地域医療構想調整会議での確認の有無やその結果により、診療所の開設が妨げられるものではありません。

(4) 目標

全圏域で「不足する外来医療機能」の解消を目指します。

2 医療機器の効率的な活用

(1) 協議の場の設置

医療法第30条の18の2第1項に定める「医療機器の効率的な活用に係る協議の場」は、「外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場」を活用し、各圏域に設置している地域医療構想調整会議とします。

協議の場では、医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項等について協議を行い、その結果を公表します。

(2) 医療機関等に対する情報提供

県ホームページ等を通じて、二次医療圏ごとの医療設備・機器等の情報や共同利用の方針、医療機器を有する病院及び有床診療所のマッピングに関する情報等を公表し、医療機器の購入を検討している医療機関が、近隣の医療機関で保有している共同利用可能な医療機器の配置状況及び利用状況を把握できる環境を整備します。

また、新規購入希望者に対しては、医療機器の設置の届出様式を入手する機会等を通じて、医療設備・機器等の共同利用の方針及び具体的な共同利用計画等に関する事項などを情報提供します。

なお、医療設備・機器等の情報発信に際して、医療機器を有する医療機関から医療機器の耐用年数や老朽化の状況等の情報提供を求める仕組みも検討していきます。

(3) 地域医療支援病院の役割

地域医療支援病院では、地域の病院・診療所との医療機器の共同利用が承認要件の一つとされており、積極的な役割を担うことが期待されています。

このため、地域医療支援病院における共同利用の状況や課題の有無を整理し、医療機器の効率的な活用方針の検討に向け、地域において必要な協議を進めていきます。

また、共同利用における検査依頼の受付から検査結果の提供までの流れが円滑に進むよう、予約体制や読影を行う医師の配置状況、検査結果の提供体制等について、地域における協議を通じて情報提供を進めていきます。

(4) 医療機器の共同利用に係る手続き

全圏域における医療機器の新規購入手続きへの対応は次のとおりとします。

- ・ 届出様式の提出に際して共同利用計画書の提出を求め、共同利用の有無及び共同利用を行う場合の具体的な内容を確認します。
- ・ 共同利用を行わない場合は、新規購入者に関する情報（医療機関名や所在地など）や共同利用を行わない理由について地域医療構想調整会議で報告するとともに、必要に応じて、当該協議の場への出席を要請します。

各圏域での具体的な手続きについては別に定めることとし、県ホームページ等により公表します。

なお、医療機器の共同利用の有無や共同利用計画の内容、地域医療構想調整会議での確認の有無やその結果により、医療機器の購入・更新が妨げられるものではありません。

3 住民の理解促進

(1) 医療提供体制の情報発信

外来医療計画の推進には、医療を受ける当事者である患者、住民の理解を得ることが重要です。

医療法第6条の2第3項では、「国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。」とされています。

この趣旨を踏まえ、住民の方々が医療提供体制等について理解を深め、適切な判断が行えるよう、地域で不足する外来医療機能の確保に向けた取組について、行政・関係団体が一体となって情報発信を行っていきます。

(2) 住民の理解促進のための取組

身近な地域で、日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介等を行う「かかりつけ医」を持つことで、病気の予防や健康増進、病状が変化したときの早期発見と適切な治療が期待できます。

また、外来診療を行っていない休日や夜間の時間帯に、緊急性のない軽度の症状であっても安易に救急医療機関を受診することは、重症患者への対応に支障を来すこととなり、地域の救急医療体制の維持の支障となります。

かかりつけ医を持つことや診療時間内に受診する重要性を、患者である住民に理解してもらうため、行政や医療機関が連携して情報発信を行うとともに、住民の自主的組織等も活用して、地域全体で地域医療を支えていく必要があります。

IV 計画の推進体制と評価

IV 計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制

医師確保対策の推進に当たっては、広島県地域医療支援センターを中心に、大学・医師会・県・市町・医療機関等が、緊密に連携して一体的な体制の下で進めていきます。

また、「広島県医療対策協議会」、「広島県へき地医療支援機構運営委員会」等の関係会議において、具体実施に係る協議・報告・振り返り等のPDCAサイクルによる事業成果の検証等を行いながら、関係者の共通認識と理解・協力の下で各種の取組を推進します。

外来医療機能など、二次保健医療圏ごとに検討が必要な事項については、市郡地区医師会や医療機関及び市町などで構成する各圏域の「地域医療構想調整会議」を協議の場として、地域の外来医療機能や医療機器の共同利用推進のための検討を行うほか、医療介護総合確保基金を活用した支援やその他必要な協議を行います。

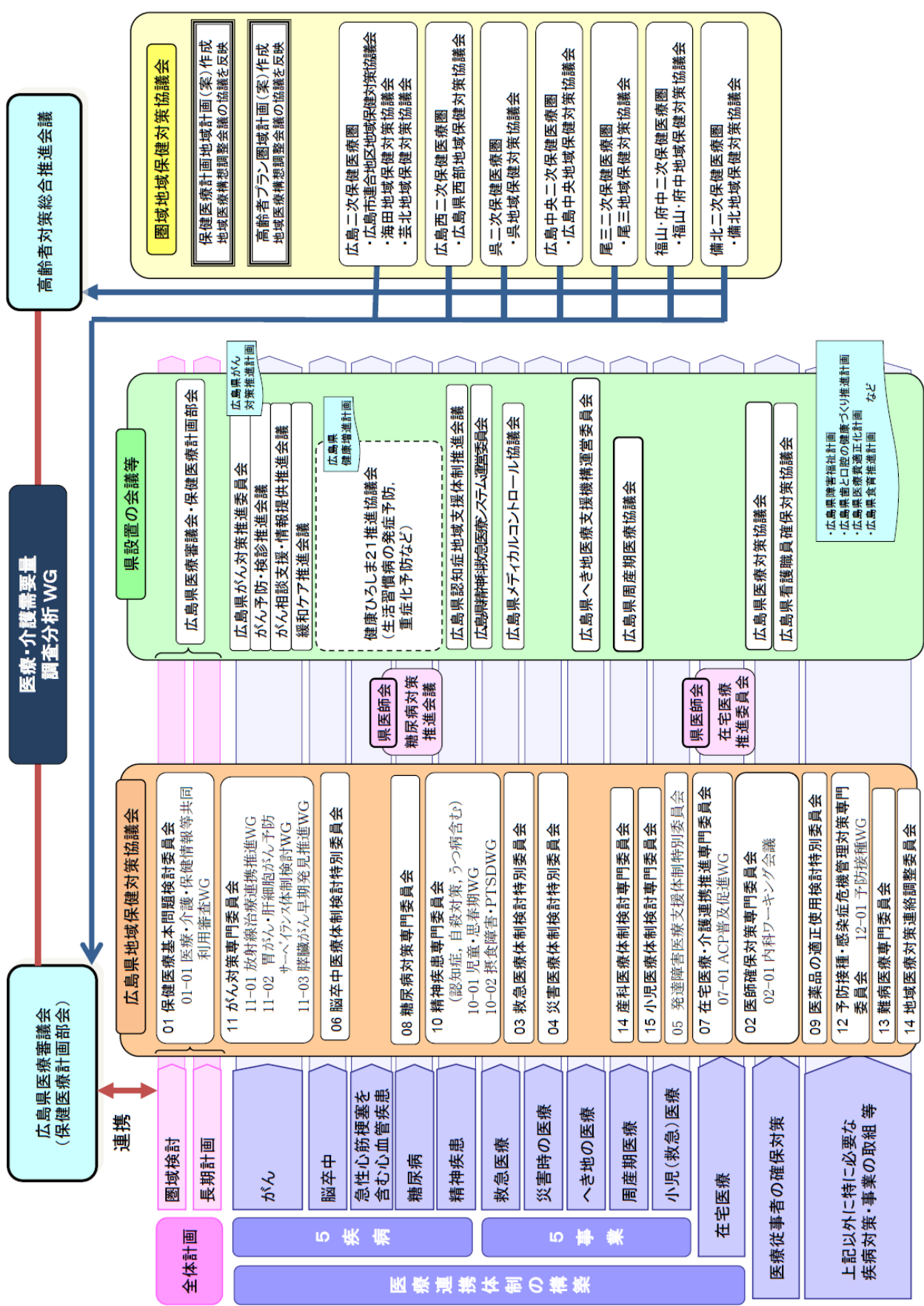
2 施策の評価と評価結果の公表

毎年度、数値目標の年次推移や施策の取組状況を広島県医療審議会に報告するとともに、評価を行い、必要に応じて施策の見直しを図るなど、「PDCA (plan-do-check-action) サイクル」を効果的に機能させます。

全県及び二次保健医療圏における計画の進捗状況及び評価結果については、県のホームページ等において公表します。

参考

第7次広島県保健医療計画の検討・推進体制



参考資料（データ集）

1	医師確保計画に関連するデータ	90
2	外来医療計画に関連するデータ	94

■	広島県医療審議会委員名簿	102
■	広島県医療対策協議会委員名簿	103
■	広島県へき地医療支援機構運営委員会委員名簿	104
■	広島県周産期医療協議会委員名簿	105
■	広島県地域保健対策協議会「小児医療体制検討特別委員会」委員名簿	106
■	広島県保健医療計画の検討状況等	107
■	県民意見募集（パブリックコメント）の実施	107

1 医師確保計画に関連するデータ

参考図表1 県内の地域別医師数（医療施設従事医師数）

区分	医療施設従事医師数				人口10万対医師数				増減 (H28⇒H30比較)	
	H24年	H26年	H28年	H30年	H24年	H26年	H28年	H30年	医師数	人口10万対
広島県	6,992	7,145	7,224	7,286	245.5	252.2	254.6	258.6	62	4.0
広島	3,660	3,778	3,844	3,891	270.2	278.3	281.2	284.4	47	3.2
広島市	3,348	3,460	3,537	3,594	283.4	291.8	295.6	299.7	57	4.0
府中町	106	112	106	106	209.8	219.7	207.2	206.9	0	▲ 0.3
海田町	40	39	35	34	141.5	136.6	121.1	115.5	▲ 1	▲ 5.6
熊野町	18	17	18	17	74.4	71.0	76.4	73.1	▲ 1	▲ 3.3
坂町	34	35	35	36	257.3	269.8	274.1	282.4	1	8.3
安芸高田市	67	70	69	58	218.2	235.4	237.1	206.2	▲ 11	▲ 30.8
安芸太田町	13	14	13	14	188.6	214.5	205.6	236.4	1	30.8
北広島町	34	31	31	32	173.9	160.7	165.1	174.5	1	9.4
広島西	346	359	387	387	244.3	254.9	271.5	272.1	0	0.6
大竹市	90	93	99	95	318.9	331.5	357.8	350.5	▲ 4	▲ 7.3
廿日市市	256	266	288	292	225.7	235.9	250.8	253.7	4	2.9
呉	787	789	767	749	301.6	310.2	306.2	307.7	▲ 18	1.6
呉市	754	750	730	712	320.8	326.8	322.2	322.8	▲ 18	0.6
江田島市	33	39	37	37	127.7	156.9	154.6	162.1	0	7.4
広島中央	398	413	432	448	175.9	183.0	190.1	196.8	16	6.8
竹原市	50	53	51	52	179.3	197.0	196.5	209.1	1	12.6
東広島市	339	350	373	388	178.2	183.3	192.8	198.8	15	6.0
大崎上島町	9	10	8	8	110.7	126.9	101.8	105.9	0	4.0
尾三	565	547	550	554	218.9	216.6	221.1	228.9	4	7.8
三原市	194	194	191	183	196.7	200.1	200.5	197.4	▲ 8	▲ 3.1
尾道市	353	332	337	348	248.0	238.8	245.4	260.1	11	14.7
世羅町	18	21	22	23	105.4	126.8	136.7	148.3	1	11.6
福山・府中	1,023	1,047	1,029	1,040	199.3	204.9	200.5	204.0	11	3.4
福山市	950	980	967	977	205.6	212.3	208.1	211.0	10	2.9
府中市	65	60	55	56	157.3	149.4	139.3	146.2	1	7.0
神石高原町	8	7	7	7	80.6	74.7	78.0	81.7	0	3.7
備北	213	212	215	217	226.4	231.9	240.5	250.8	2	10.3
三次市	134	136	139	142	242.6	252.6	261.9	275.3	3	13.4
庄原市	79	76	76	75	203.3	202.1	209.2	214.6	▲ 1	5.3
過疎市町(※)	460	464	457	452	181.4	188.7	190.5	195.1	▲ 5	4.6

※医師・歯科医師・薬剤師調査・統計（厚労省）より広島県作成。市町別の人口10万対医師数は、各年の推計人口（10月1日現在）を用いて算出。

※過疎市町：管内全域において過疎地域自立促進特別措置法が適用される市町（安芸高田市、安芸太田町、北広島町、江田島市、大崎上島町、世羅町、府中市、神石高原町、三次市、庄原市）

参考図表 2 県内の診療科別医師数（医療施設従事医師数・病院-診療所別）

診療科 (主たる診療科)		医療施設従事医師数 【①：病院】				医療施設従事医師数 【②：診療所】				医療施設従事医師数 【①+②：計】				H30増減 (H28比)
		H24	H26	H28	H30	H24	H26	H28	H30	H24	H26	H28	H30	
内科	内科	582	593	595	583	1,090	1,127	1,076	1,106	1,672	1,720	1,671	1,689	18
	呼吸器内科	110	101	105	112	12	11	15	18	122	112	120	130	10
	循環器内科	221	223	239	230	51	45	47	54	272	268	286	284	▲ 2
	消化器内科	246	256	271	282	81	61	68	82	327	317	339	364	25
	腎臓内科	48	56	63	70	11	12	16	22	59	68	79	92	13
	神経内科	92	94	97	97	10	15	10	14	102	109	107	111	4
	糖尿病（代謝内科）	45	56	64	58	21	18	22	23	66	74	86	81	▲ 5
	血液内科	37	42	37	46	0	0	0	0	37	42	37	46	9
	アレルギー科	1	2	0	0	2	1	1	2	3	3	1	2	1
	リハビリ科	13	13	22	23	5	5	6	8	18	18	28	31	3
	感染症内科	1	1	4	4	0	0	0	0	1	1	4	4	0
計	1,396	1,437	1,497	1,505	1,283	1,295	1,261	1,329	2,679	2,732	2,758	2,834	76	
皮膚科	73	78	81	76	126	134	128	131	199	212	209	207	▲ 2	
小児科	186	198	198	209	176	170	167	169	362	368	365	378	13	
精神科	289	288	280	276	79	86	90	82	368	374	370	358	▲ 12	
心療内科	5	5	4	5	10	12	11	15	15	17	15	20	5	
外科	外科	357	364	351	337	183	180	149	139	540	544	500	476	▲ 24
	呼吸器外科	39	44	41	43	0	0	1	1	39	44	42	44	2
	心臓血管外科	60	57	58	59	1	3	4	3	61	60	62	62	0
	乳腺外科	29	31	37	34	7	6	10	8	36	37	47	42	▲ 5
	気管食道外科	2	2	4	1	0	0	0	0	2	2	4	1	▲ 3
	消化器外科	100	100	113	114	5	3	5	2	105	103	118	116	▲ 2
	肛門外科	6	6	5	6	6	6	5	4	12	12	10	10	0
	小児外科	19	14	20	17	0	1	0	0	19	15	20	17	▲ 3
	計	612	618	629	611	202	199	174	157	814	817	803	768	▲ 35
泌尿器科	101	96	100	111	40	37	38	41	141	133	138	152	14	
脳神経外科	143	148	152	151	41	44	42	43	184	192	194	194	0	
整形外科	322	345	333	329	202	199	196	203	524	544	529	532	3	
形成外科	20	25	25	26	15	15	16	14	35	40	41	40	▲ 1	
美容外科	1	0	0	0	10	9	8	12	11	9	8	12	4	
眼科	85	85	87	90	213	224	210	222	298	309	297	312	15	
耳鼻咽喉科	81	80	94	89	136	134	132	128	217	214	226	217	▲ 9	
産科・産婦人科	135	134	144	129	110	106	100	109	245	240	244	238	▲ 6	
婦人科	17	11	11	7	15	14	12	10	32	25	23	17	▲ 6	
リハビリテーション科	33	42	42	55	6	5	4	3	39	47	46	58	12	
放射線科	125	122	129	128	15	14	21	19	140	136	150	147	▲ 3	
麻酔科	175	197	202	209	9	11	15	13	184	208	217	222	5	
病理診断科	16	25	29	35	2	2	0	4	18	27	29	39	10	
臨床検査科	8	9	13	12	0	0	0	0	8	9	13	12	▲ 1	
救急科	51	44	57	63	0	0	0	0	51	44	57	63	6	
臨床研修医	284	291	311	359	0	0	0	0	284	291	311	359	48	
その他・不詳等	96	136	92	68	48	21	89	39	144	157	181	107	▲ 74	
計	4,254	4,414	4,510	4,543	2,738	2,731	2,714	2,743	6,992	7,145	7,224	7,286	62	

※医師・歯科医師・薬剤師調査・統計（厚生労働省）から引用

参考図表3 “医師の確保を特に図るべき区域”（医師少数スポット）設定地域一覧

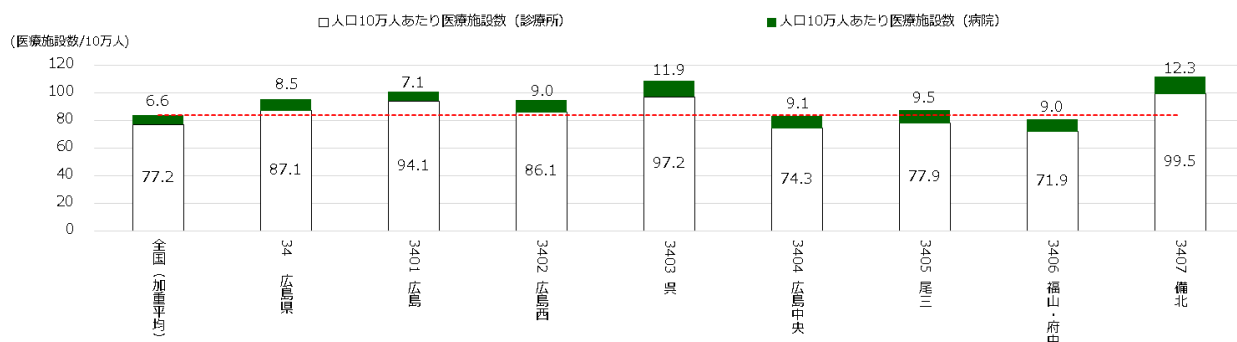
二次保健医療圏	市町	設定地域単位	地域名 (日常生活圏域名等)	地域内の町名・番地等
広島	安芸高田市	1	吉田町	吉田町
		1	美土里町	美土里町
		1	高宮町	高宮町
	安芸太田町	1	加計	穴、坪野、加計、津浪、観音、下筒賀、下殿河内
	北広島町	1	芸北	雲耕、移原、大暮、大利原、大元、奥中原、奥原、苅屋形、川小田、草安、荒神原、小原、才乙、高野、土橋、中祖、南門原、西八幡原、橋山、東八幡原、細見、政所、溝口、宮地、米沢
1		大朝	筏津、岩戸、大朝、大塚、新庄、田原、宮迫	
呉	呉市	1	安芸灘	下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町
広島西	廿日市市	1	吉和	吉和
尾三	三原市	1	三原市北部	八幡町宮内、八幡町垣内、八幡町屋中、八幡町野串、八幡町簀、八幡町美生、八幡町本庄、久井町筋原、久井町吉田、久井町江木、久井町下津、久井町泉、久井町和草、久井町羽倉、久井町坂井原、久井町小林、久井町山中野、久井町土取、大和町上徳良、大和町下徳良、大和町萩原、大和町福田、大和町篠、大和町蔵宗、大和町大草、大和町平坂、大和町姥ヶ原、大和町和木、大和町箱川、大和町椋梨、大和町大具、大和町上草井、大和町下草井
		1	北部	美ノ郷町、木ノ庄町、原田町、御調町
		1	瀬戸田	因島原町、因島洲江町、瀬戸田町
		2	百島	百島町
	世羅町	1	世羅町	世羅町
福山・府中	福山市	1	南部2	内海町、沼隈町
	府中市	1	南部	府中町、出口町、土生町、本山町、元町、鶉飼町、広谷町、桜が丘一丁目～三丁目、府川町、高木町、中須町、栗柄町、用土町、目崎町、父石町、上山町、荒谷町、河面町、篠根町、僧殿町、河南町、三郎丸町、河佐町、久佐町、諸毛町、小国町、阿字町、木野山町、行藤町、斗升町
		1	北部	上下町上下、上下町深江、上下町国留、上下町矢野、上下町矢多田、上下町松崎、上下町井永、上下町佐倉、上下町水永、上下町岡屋、上下町階見、上下町二森、上下町小堀、上下町小塚、上下町有福
神石高原町	1	神石高原町	神石高原町	

二次保健 医療圏	市町	設定地域 単位	地域名 (日常生活圏域名等)	地域内の町名・番地等
備北	三次市	1	北部	君田町東入君, 君田町西入君, 君田町石原, 君田町藤兼, 君田町泉吉田, 君田町櫃田, 君田町茂田, 布野町横谷, 布野町上布野, 布野町下布野, 布野町戸河内, 作木町伊賀和志, 作木町森山西, 作木町森山中, 作木町森山東, 作木町岡三泷, 作木町大畠, 作木町光守, 作木町西野, 作木町上作木, 作木町下作木, 作木町香淀, 作木町門田, 作木町大山
		1	中部	向江田町, 和知町, 上田町, 有原町, 三若町, 石原町, 海渡町, 糸井町, 大田幸町, 小田幸町, 木乗町, 志幸町, 塩町, 江田川之内町, 高杉町, 廻神町, 東酒屋町, 西酒屋町, 清河町, 南畑敷町, 畠敷町, 四拾貫町, 後山町
		1	東部	吉舎町吉舎, 吉舎町安田, 吉舎町上安田, 吉舎町三玉, 吉舎町矢野地, 吉舎町海田原, 吉舎町矢井, 吉舎町敷地, 吉舎町丸田, 吉舎町清綱, 吉舎町檜, 吉舎町吉舎川之内, 吉舎町辻, 吉舎町雲通, 吉舎町徳市, 三良坂町灰塚, 三良坂町光清, 三良坂町仁賀, 三良坂町田利, 三良坂町皆瀬, 三良坂町三良坂, 三良坂町長田, 三良坂町岡田, 甲奴町本郷, 甲奴町西野, 甲奴町梶田, 甲奴町福田, 甲奴町太郎丸, 甲奴町有田, 甲奴町抜湯, 甲奴町小童, 甲奴町宇賀
	庄原市	1	庄原	庄原市板橋町, 市町, 上谷町, 大久保町, 尾引町, 小用町, 掛田町, 上原町, 川北町, 川手町, 川西町, 木戸町, 高茂町, 是松町, 実留町, 春田町, 新庄町, 高門町, 高町, 田原町, 戸郷町, 殿垣内町, 中本町, 永末町, 七塚町, 濁川町, 西本町, 東本町, 一木町, 平和町, 本郷町, 本町, 本村町, 水越町, 三日市町, 峰田町, 宮内町, 門田町, 山内町
		1	西城	西城町
		1	口和	口和町
		1	高野	高野町
		1	総領	総領町

- ・設定単位「1」:「市町村介護保険事業計画」(介護保険法第117条)において県内市町が定める『日常生活圏域』
- ・設定単位「2」:離島振興法で指定されている『離島』

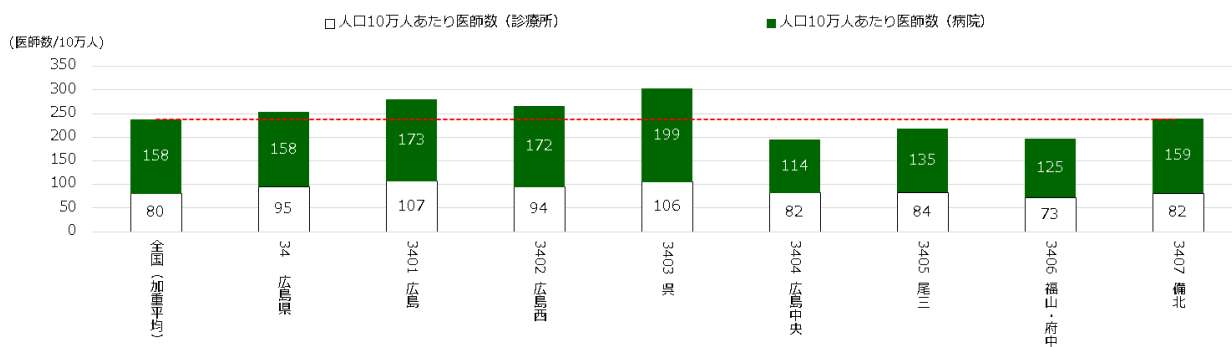
2 外来医療計画に関連するデータ

参考図表4 人口10万人あたり医療施設数

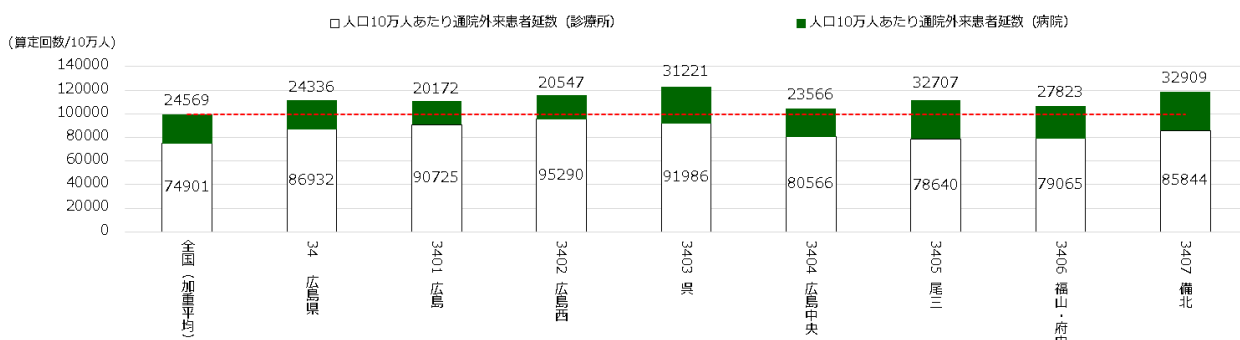


※ ここでの医療施設数は、平成26年医療施設調査の対象となった施設数。

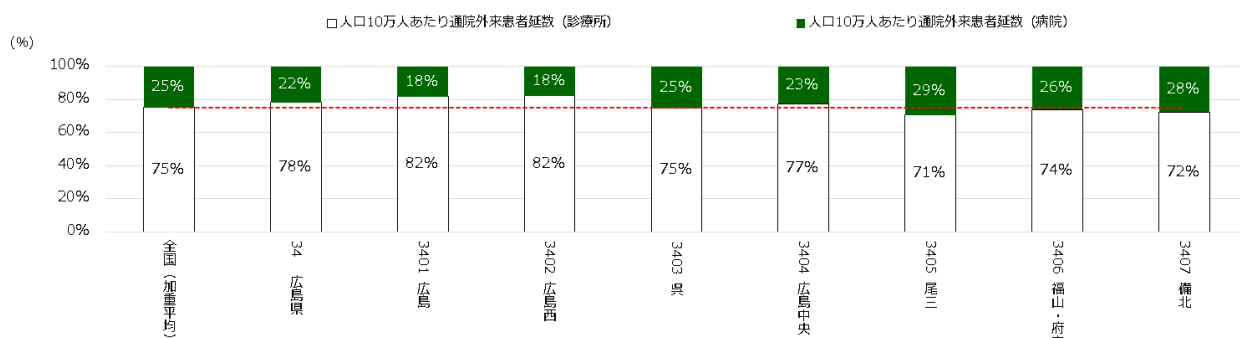
参考図表5 人口10万人あたり医師数



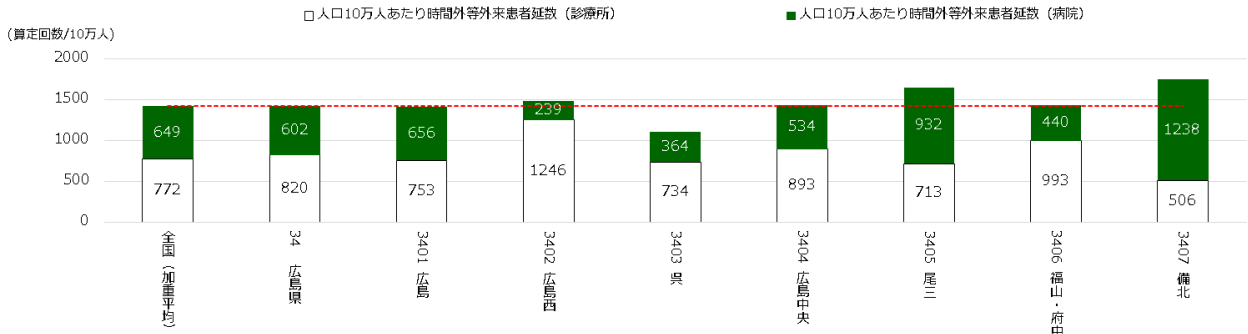
参考図表6 人口10万人あたり通院外来患者数



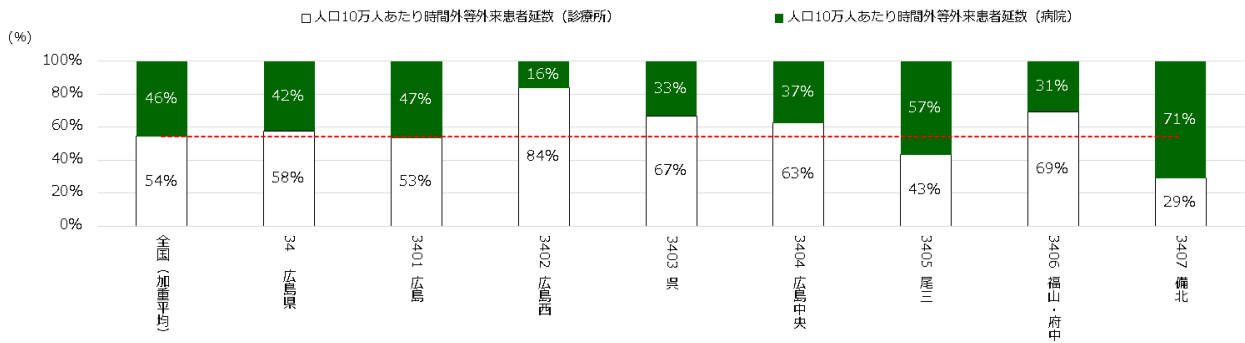
参考図表7 通院外来患者の対応割合



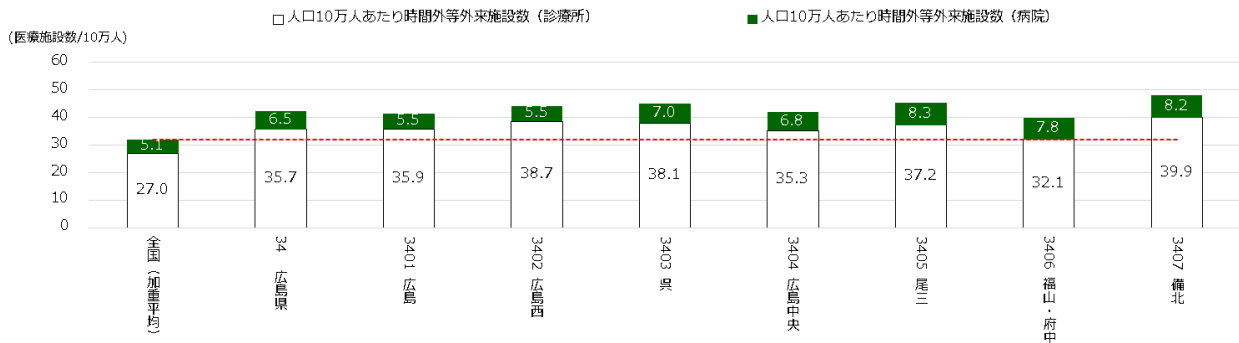
参考図表8 人口10万人あたり時間外等外来患者数



参考図表9 時間外等外来患者の対応割合

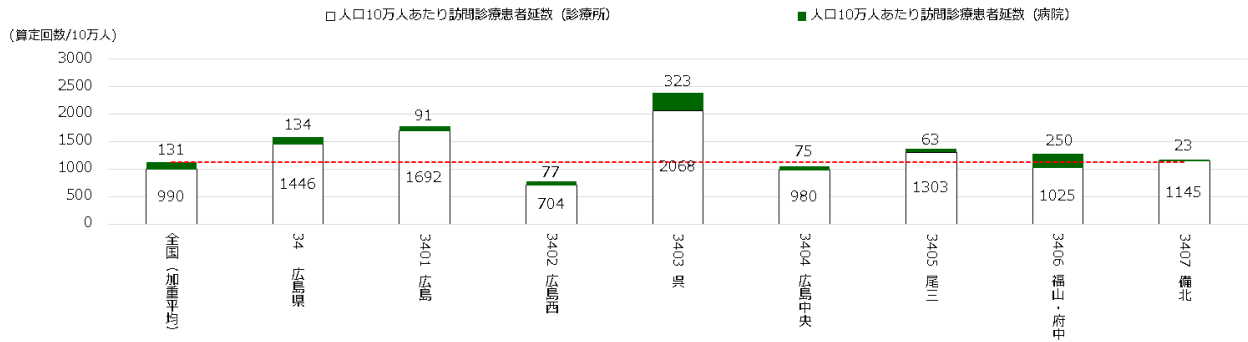


参考図表10 人口10万人あたり時間外等外来医療施設数

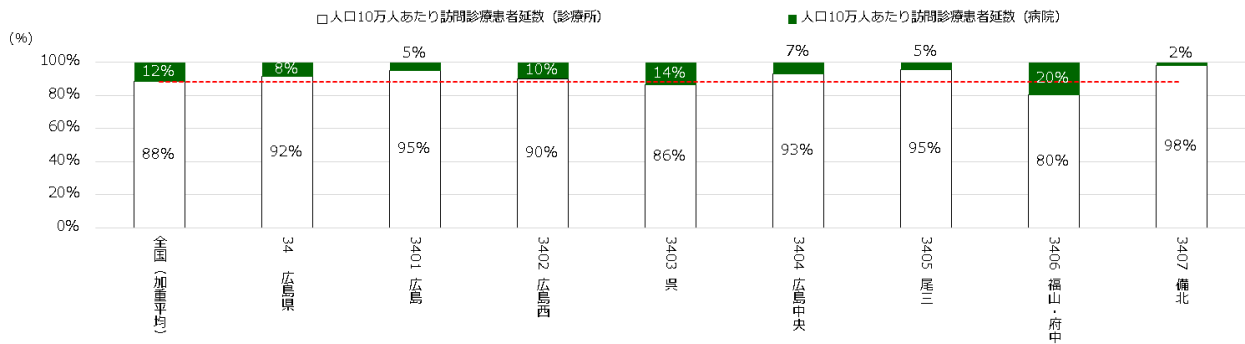


※ ここでの医療施設数は、平成29年度NDBデータで当該レセプトの算定があった施設数(月平均施設数)。

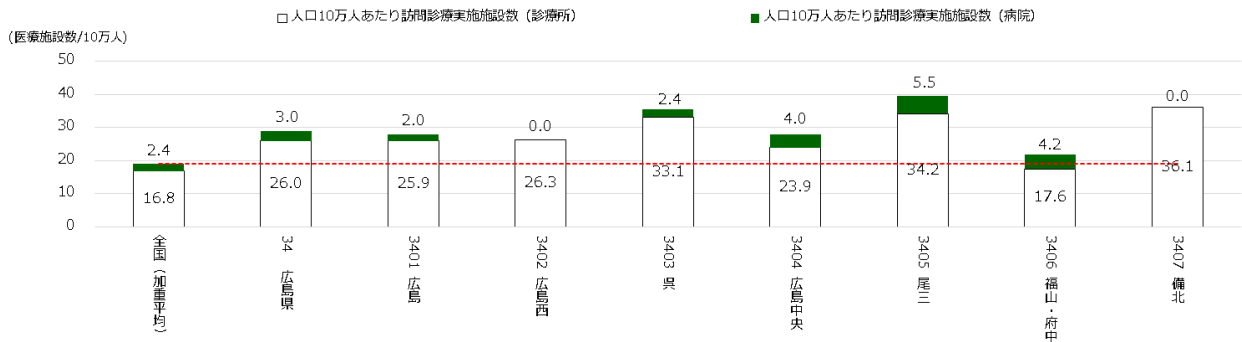
参考図表11 人口10万人あたり訪問診療患者数



参考図表12 訪問診療患者の対応割合

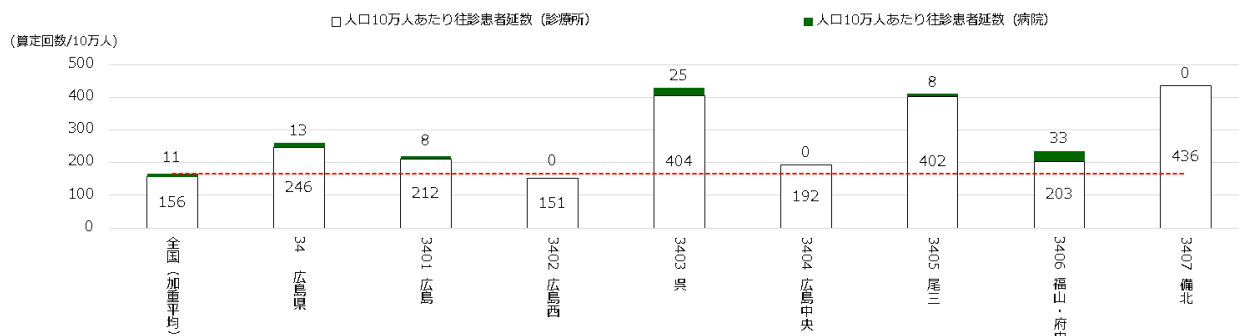


参考図表13 人口10万あたり訪問診療医療施設数

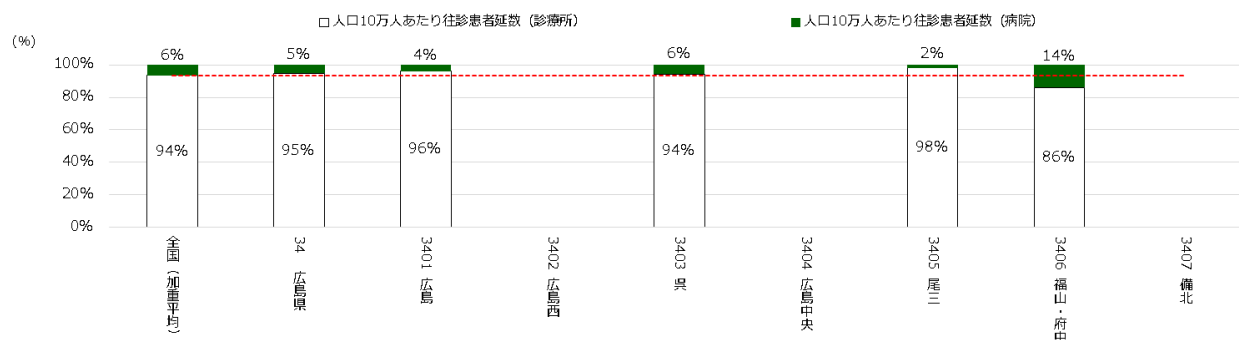


※ ここでの医療施設数は、平成29年度NDBデータで当該レセプトの算定があった施設数（月平均施設数）。

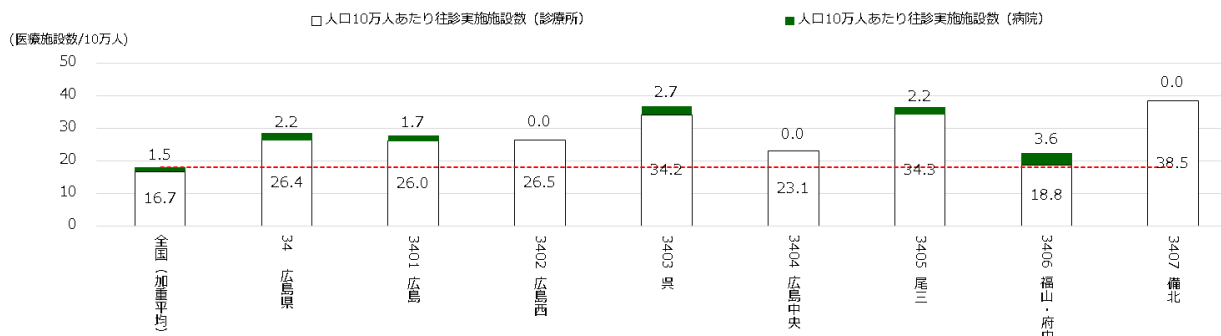
参考図表14 人口10万人あたり往診患者数



参考図表15 往診患者の対応割合

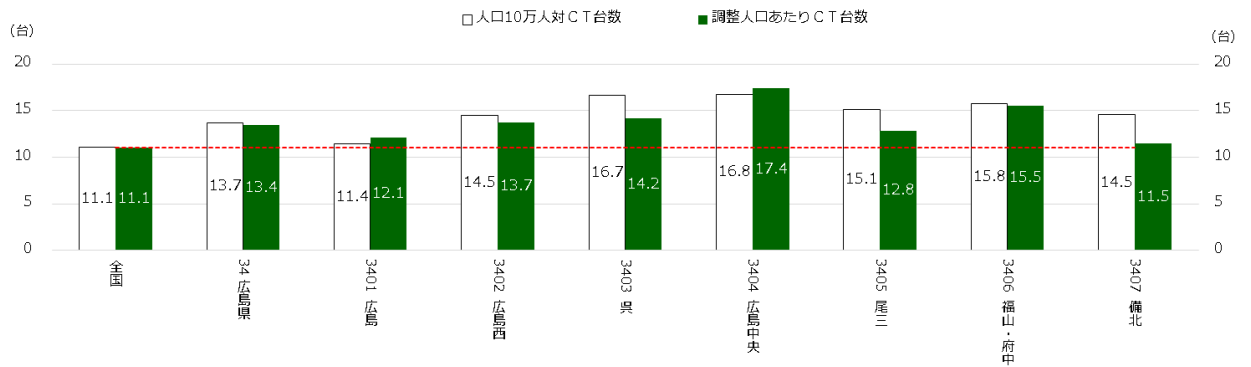


参考図表16 人口10万人あたり往診医療施設数

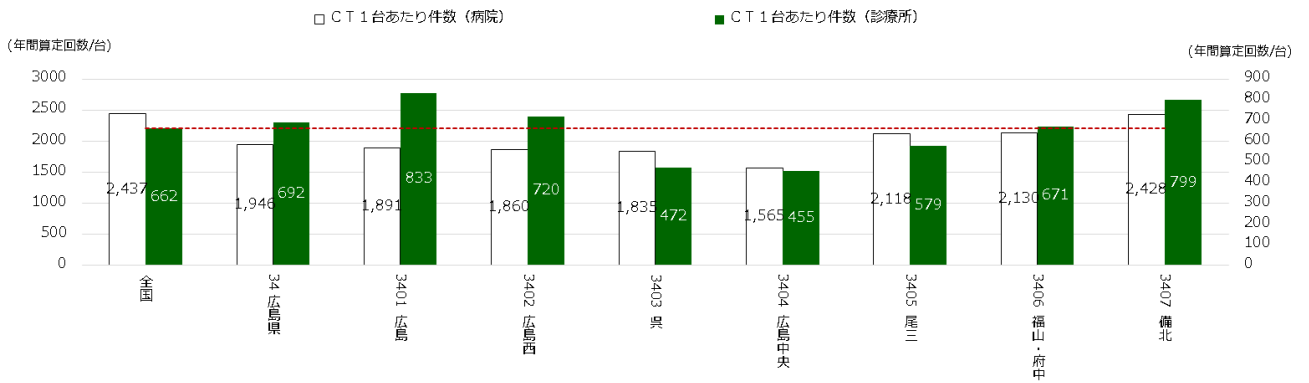


※ ここでの医療施設数は、平成29年度NDBデータで当該レセプトの算定があった施設数(月平均施設数)。

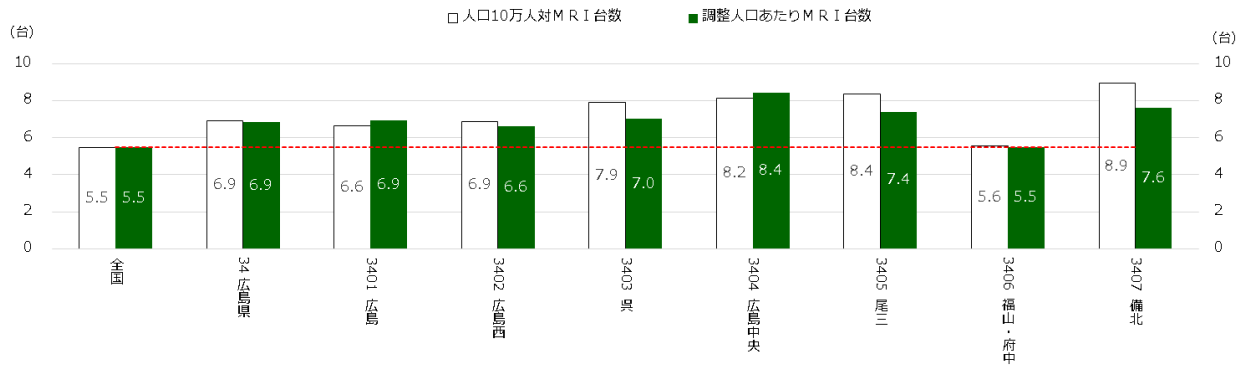
参考図表17 CT〔人口10万人対台数と調整人口あたり台数〕



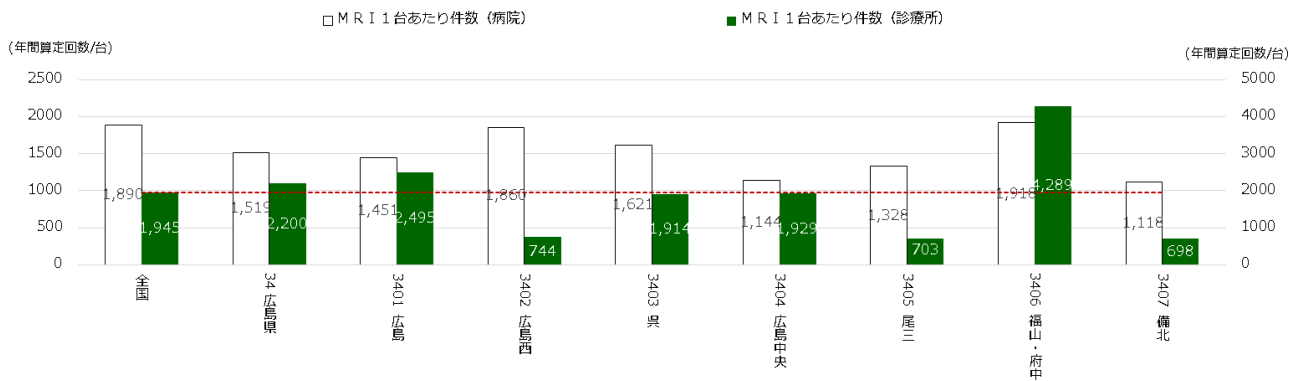
参考図表18 CT〔稼働状況〕



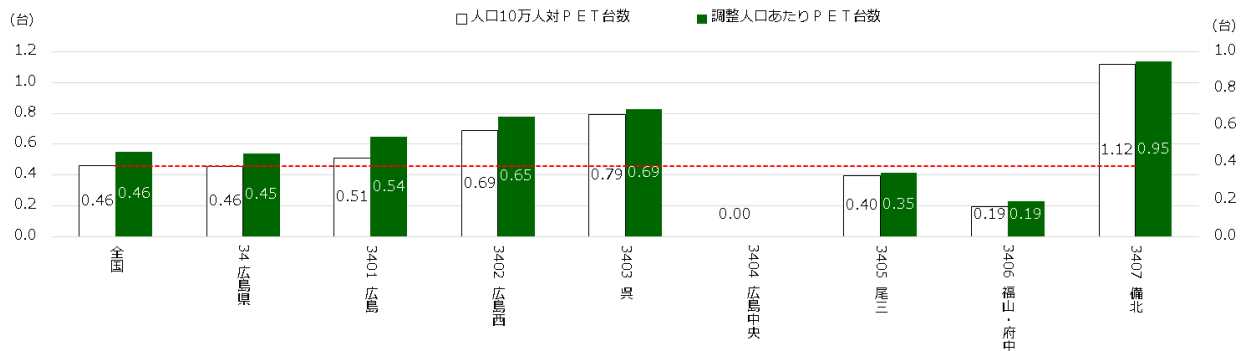
参考図表19 MRI〔人口10万人対台数と調整人口あたり台数〕



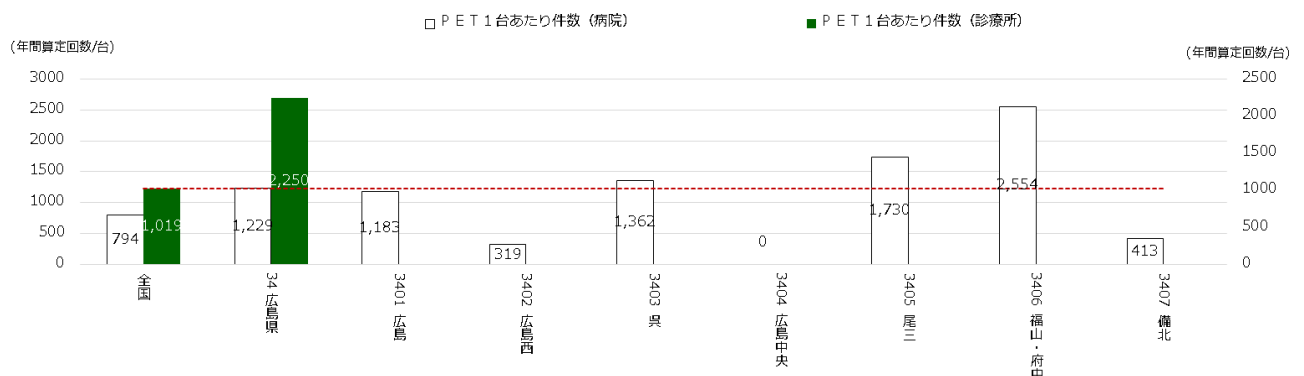
参考図表20 MRI〔稼働状況〕



参考図表21 P E T〔人口10万人対台数と調整人口あたり台数〕

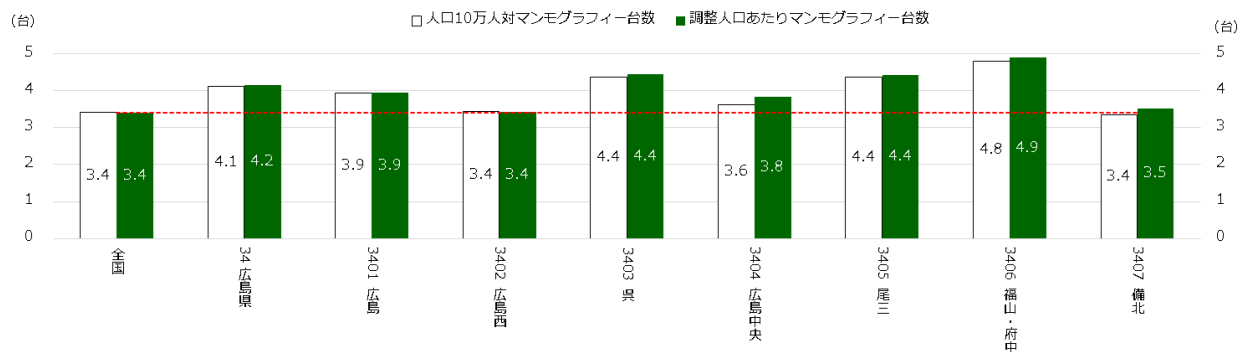


参考図表22 P E T〔稼働状況〕

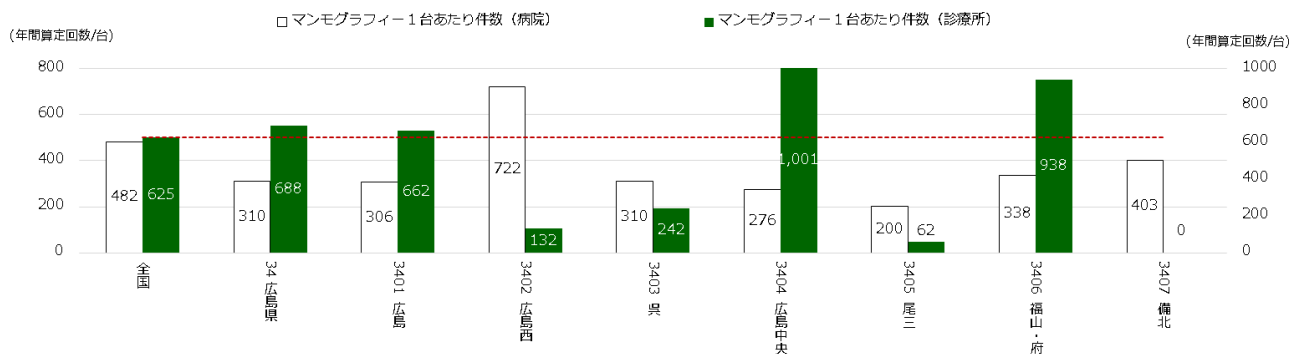


※ データ値表記の「0」は、台数があっても検査件数がない場合と台数がない場合及び秘匿の場合がある。

参考図表23 マンモグラフィ〔人口10万人対台数と調整人口あたり台数〕

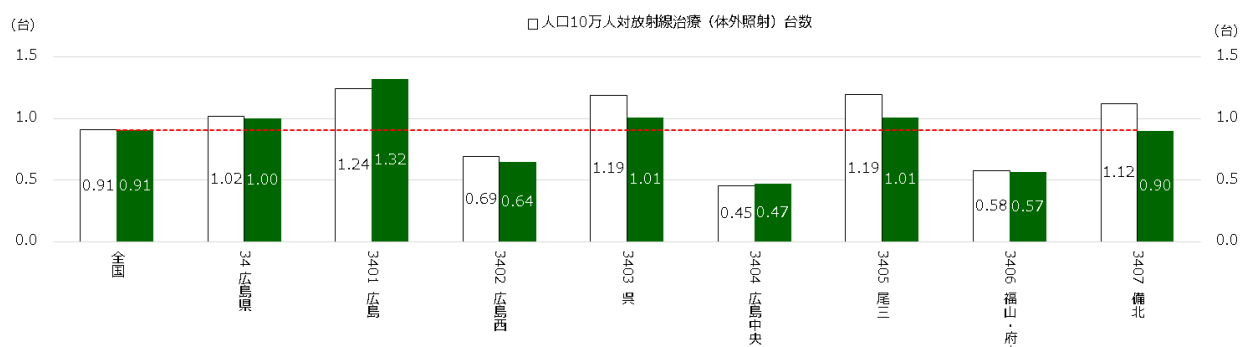


参考図表24 マンモグラフィ〔稼働状況〕

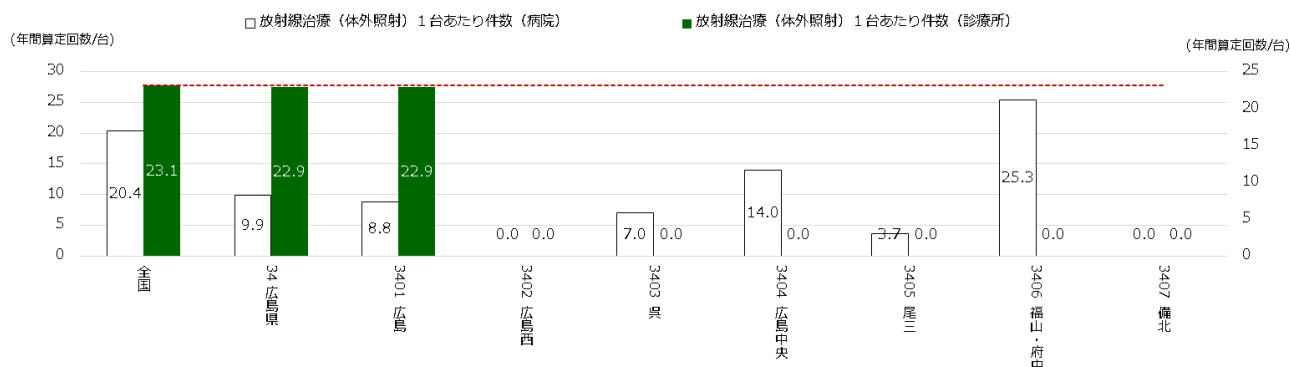


※ データ値表記の「0」は、台数があっても検査件数がない場合と台数がない場合及び秘匿の場合がある。

参考図表25 放射線治療（対外照射）〔人口10万人対台数と調整人口あたり台数〕



参考図表26 放射線治療（対外照射）〔稼働状況〕



※ データ値表記の「0」は、台数があっても検査件数が無い場合と台数が無い場合及び秘匿の場合がある。

《参考図表4～16の出典データ》

- ◆人口
住民基本台帳人口（2017年） 2018年1月1日現在の人口（外国人含む）
- ◆医療施設数
医療施設調査（2017年） 10月1日現在の病院数及び一般診療所数の特別集計
- ◆医療施設従事医師数
医師・歯科医師・薬剤師調査（2016年） 12月31日現在の医療施設（病院及び診療所）従事医師数

《参考図表17～26の出典データ》

- ◆人口
住民基本台帳人口（2017年） 2018年1月1日現在の人口（外国人含む）
- ◆CT
医療施設調査（2017年） 病院票及び一般診療所票の「マルチスライスCT」、「その他のCT」の合計装置台数。
- ◆MRI
医療施設調査（2017年） 病院票及び一般診療所票の「3.0テスラ以上」、「1.5テスラ以上3.0テスラ未満」、「1.5テスラ未満」の合計装置台数。
- ◆PET
医療施設調査（2017年） 病院票及び一般診療所票の「PET」、「PETCT」の合計装置台数。
- ◆マンモグラフィ
医療施設調査（2017年） 病院票及び一般診療所票の「マンモグラフィ」の装置台数。
- ◆放射線治療（体外照射）
医療施設調査（2017年） 病院票の「リニアック・マイクروتロン」、「ガンマナイフ・サイバナイフ」の合計装置台数。
医療施設調査（2017年） 一般診療所票の「ガンマナイフ・サイバナイフ」の都道府県別の装置台数を参考に、平成29年度NDBデータの年間算定回数から「リニアック・マイクروتロン」、「ガンマナイフ・サイバナイフ」の合計台数を推計した。

参考図表 27 医療施設従事医師（一般診療所）の主たる診療科別の医師数

	広島県	広島市	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	大竹市	廿日市市	呉市	江田島市	竹原市	東広島市	大崎上島町	三原市	尾道市	世羅町	福山市	府中市	神石高原町	三次市	庄原市
総数	2,714	1,325	26	49	30	18	6	5	10	29	108	247	19	27	146	8	64	137	9	342	34	2	48	25
内科	1,076	462	12	17	7	7	4	4	8	12	43	107	12	9	60	6	24	65	7	150	14	2	26	18
呼吸器内科	15	11	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
循環器内科	47	27	0	2	0	0	0	0	0	0	2	5	0	2	2	0	1	2	0	4	0	0	0	0
消化器内科 (胃腸内科)	68	35	1	1	1	0	0	0	0	1	5	7	0	0	3	1	1	1	1	10	0	0	0	0
腎臓内科	16	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0
神経内科	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0
糖尿病内科 (代謝内科)	22	13	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0
血液内科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
皮膚科	128	62	0	4	3	2	0	0	0	1	5	12	0	2	5	0	4	6	0	15	2	0	3	2
アレルギー科	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リウマチ科	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
感染症内科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小児科	167	80	0	5	1	2	0	0	0	2	9	16	1	1	10	0	4	10	0	23	1	0	2	0
精神科	90	59	0	1	1	0	0	0	0	0	3	3	0	0	10	0	3	5	0	4	0	0	0	1
心療内科	11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
外科	149	62	5	2	2	0	0	0	0	1	3	20	3	3	2	0	4	7	0	24	4	0	6	1
呼吸器外科	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心臓血管外科	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
乳腺外科	10	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
気管食道外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消化器外科 (胃腸外科)	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
泌尿器科	38	16	0	0	1	0	0	0	0	0	2	6	0	0	2	0	1	1	0	9	0	0	0	0
肛門外科	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
脳神経外科	42	20	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	7	0	1	1	0	6	1	0	0	0
整形外科	196	98	1	3	3	1	1	1	1	3	8	18	0	1	10	1	5	13	0	19	4	0	3	2
形成外科	16	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
美容外科	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
眼科	210	102	3	4	4	3	0	0	1	4	9	14	1	5	12	0	5	9	1	25	4	0	3	1
耳鼻いんこう科	132	68	1	2	2	1	1	0	0	2	4	11	1	2	5	0	3	6	0	19	3	0	1	0
小児外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産婦人科	100	49	2	2	2	1	0	0	0	1	4	7	0	0	6	0	5	6	0	12	0	0	3	0
産科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
婦人科	12	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リハビリテーション科	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0
放射線科	21	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
麻酔科	15	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0
病理診断科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床検査科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救急科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床研修医	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全科	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他・不詳等	88	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	9	0	2	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0

出典：厚生労働省「平成 28（2016）年医師・歯科医師・薬剤師調査」の特別集計結果

広島県医療審議会委員名簿

【令和元（2020）年7月～】

役職	氏名	医療審議会	保健医療計画部会
広島県精神科病院協会会長	石井知行	○	○
広島県地域女性団体連絡協議会事務局長	市川幸子	○	
広島大学大学院医歯薬保健学研究科長	大段秀樹	○	
広島大学歯学部長	加藤功一	○	
県立広島大学保健福祉学部教授	金子努	○	○
広島県看護協会会長	川本ひとみ	○	○
全国健康保険協会広島支部長	神田和幸	○	○
広島大学理事・副学長（医療担当）	木内良明	○	○
広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	衣笠正純	○	○
広島県歯科医師会会長	甲野峰基	○	○
広島県民生委員児童委員協議会会長	猪上優彦（～R2.2） 佐藤裕幸（R2.2～）	○	○
広島県議会議員	下森宏昭	○	
広島県医療法人協会会長	種村一磨	○	
独立行政法人国立病院機構（中国四国ブロック） 呉医療センター院長	下瀬省二	○	○
広島県健康福祉局長	田中剛	○	○
広島県市長会 三原市長	天満祥典	○	○
広島県医師会副会長	豊田秀三	○	○
広島県薬剤師会会長	豊見雅文	○	○
広島県議会議員	中本隆志	○	
健康保険組合連合会広島連合会常任理事	新井法博	○	○
日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	橋本敬治	○	
広島大学医学部長	秀道広	○	
広島県病院協会会長	檜谷義美	○	部会長
全国自治体病院協議会広島県支部 県立広島病院院長	平川勝洋	会長	○
広島県医師会会長	平松患一	○	
広島県町村会 北広島町長	箕野博司	○	○
広島県議会議員	森川家忠	○	
県立広島大学保健福祉学部教授	安武繁	○	
広島県国民健康保険団体連合会副理事長 坂町長	吉田隆行	○	○

【専門委員】

広島県老人福祉施設連盟会長	池田円		○
広島県介護支援専門員協会会長	落久保裕之		○
広島県医師会副会長	栗原正雄		○
広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長	小山峰志		○
広島県消防長会会長	斉藤浩		○
広島市健康福祉局保健医療担当局長	阪谷幸春		○
広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会 職場改善・資質向上部会長	平石朗		○
認知症のひとと家族の会広島県支部世話人代表	村上敬子		○
広島県歯科医師会専務理事	山崎健次		○

（敬称略，氏名50音順）

広島県医療対策協議会委員名簿

【平成 31（2019）年 4 月～令和 2（2020）年 3 月】

役 職	氏 名	備 考
広島県 病院事業管理者（併）参与（医療担当）	浅 原 利 正	
広島県市町会 府中市長	小 野 申 人	
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 地域医療人材育成講座 教授	片 岡 仁 美	
岡山大学病院 病院長	金 澤 右	
日本労働組合総連合会 広島県連合会 女性委員会 委員長	亀 井 美砂子	
広島県看護協会 会長	川 本 ひとみ	
広島大学病院 病院長	木 内 良 明	
広島県医師会 副会長	桑 原 正 雄	職務代理
広島県歯科医師会 会長	甲 野 峰 基	
広島県町村会 安芸太田町長	小 坂 眞 治	
広島県国民健康保険団体連合会 常務理事	佐々木 浩 二	
独立行政法人国立病院機構 呉医療センター 院長	下 瀬 省 二	
福山市民病院 福山市病院事業管理者	高 倉 範 尚	
JA 尾道総合病院 院長	田 妻 進	
広島県健康福祉局長	田 中 剛	
JA 広島総合病院 統括副院長	中 尾 正 和	
庄原赤十字病院 院長	中 島 浩一郎	
市立三次中央病院 顧問	中 西 敏 夫	
神石高原町立病院 副院長	服 部 文 子	
広島県病院協会 会長	檜 谷 義 美	議長
広島大学 医学部長	秀 道 広	
県立広島病院 院長	平 川 勝 洋	
広島市立安佐市民病院 院長	平 林 直 樹	
社会医療法人 興生総合病院 院長	藤 原 恒太郎	
広島大学医学部 地域医療システム学講座 教授	松 本 正 俊	
独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター 院長	勇 木 清	

（敬称略，氏名 50 音順）

広島県へき地医療支援機構運営委員会委員名簿

【平成 31（2019）年 4 月～令和 2（2020）年 3 月】

役 職	氏 名	備 考
公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 医監	碓 井 亞	
広島西医療センター 院長	奥 谷 卓 也	
公益社団法人広島県看護協会 会長	川 本 ひ と み	
福山市民病院 院長	喜 岡 幸 央	
庄原市長	木 山 耕 三	
広島県健康福祉局地域包括ケア推進部長	熊 谷 聡一郎	
一般社団法人広島県医師会 副会長	桑 原 正 雄	
庄原市立西城市民病院 院長	郷 力 和 明	
広島県健康福祉局医療介護人材課長	斉 藤 一 博	
吉田総合病院 院長	住 元 一 夫	
府中市民病院 院長	多 田 敦 彦	
広島県西部保健所所長	近 末 文 彦	
市立三次中央病院 院長	永 澤 昌	
総合病院庄原赤十字病院 院長	中 島 浩 一 郎	
地域医療連携推進法人備北メディカルネットワーク 代表理事	中 西 敏 夫	
一般社団法人広島県歯科医師会 副会長	新 田 栄 治	
神石高原町立病院 院長	原 田 巨	
広島大学 医学部長	秀 道 広	
県立広島病院 院長	平 川 勝 洋	会長
広島市立安佐市民病院 院長	平 林 直 樹	
大和診療所 所長	藤 家 証 一	
廣島総合病院 院長	藤 本 吉 範	
広島大学医学部 地域医療システム学講座 教授	松 本 正 俊	
安芸太田病院 院長	結 城 常 譜	

（敬称略，氏名 50 音順）

広島県周産期医療協議会審議会委員名簿

【平成31（2019）年4月～令和2（2020）年3月】

役 職	氏 名	備 考
広島大学病院小児科講師	川 口 浩 史	
厚生連尾道総合病院小児科主任部長	木 原 裕 貴	
広島大学大学院医歯薬保健学研究院産婦人科学教授	工 藤 美 樹	会 長
広島市消防局警防部救急担当部長	久 保 富 嗣	
広島県市町村保健活動協議会理事	熊 谷 ふみよ	
広島市立広島市民病院産科主任部長	児 玉 順 一	
国立病院機構東広島医療センター産婦人科部長	兒 玉 尚 志	
厚生連尾道総合病院産婦人科主任部長	坂 下 知 久	
広島県健康福祉局長	田 中 剛	
広島県保健所長会長	近 末 文 彦	
広島県産婦人科医会会長	豊 田 紳 敬	
市立三次中央病院	中 西 敏 夫	
広島市立広島市民病院総合周産期母子医療センター主任部長	西 村 裕	
広島県小児科医会会長	新 田 康 郎	
県立広島病院新生児科部長	福 原 里 恵	
広島県保健師研究協議会会長	増 田 百合香	
国立病院機構呉医療センター産婦人科科長	水之江 知 哉	
県立広島病院成育医療センター長	三 好 博 史	
広島県医師会常任理事	森 美喜夫	
国立病院機構福山医療センター産婦人科診療部長	山 本 暖	
一般社団法人広島県助産師会会長	吉 田 康 子	

(敬称略, 氏名50音順)

広島県地域保健対策協議会小児医療体制検討専門委員会委員名簿

【平成31（2019）年4月～令和2（2020）年3月】

役 職	氏 名	備 考
広島市健康福祉局保健部 医療政策課長	芦 田 雅 嗣	
福山市民病院 小児科	池 田 政 憲	
広島県健康福祉局 障害者支援課長	岩 崎 和 浩	
広島大学大学院医系科学研究科 小児科学 講師	岡 田 賢	ワザバ-
広島市立舟入市民病院 小児科 主任部長	岡 野 里 香	
市立三次中央病院 小児科 主任医長	小 野 厚	
重症児・者福祉医療施設 鈴が峰 病院長	加 藤 聰	
広島大学病院 小児科 診療教授	川 口 浩 史	委員長
JA 尾道総合病院 小児科 主任部長	木 原 裕 貴	
中国労災病院 小児科 部長	小 西 央 郎	
広島県健康福祉局 医療介護人材課長	斉 藤 一 博	
国立病院機構東広島医療センター 小児科 診療部長	下 田 浩 子	
県立広島病院 小児科 主任部長	神 野 和 彦	
JA 広島総合病院 小児科 主任部長	辻 徹 郎	
広島県医師会 常任理事	中 西 敏 夫	
広島県健康福祉局 医務課長	西 丸 幸 治	
広島県小児科医会 副会長	西 村 真一郎	
広島市立広島市民病院 総合周産期母子医療センター 主任部長	西 村 裕	
県立広島病院 新生児科 主任部長	福 原 里 恵	
広島県立障害者療育支援センター わかば療育園長	馬 渡 英 夫	
広島県医師会 常任理事	森 美喜夫	
広島市立広島市民病院 小児科 主任部長	安 井 耕 三	

(敬称略, 氏名50音順)

医師確保計画及び外来医療計画の検討状況

日 程	広島県医療審議会	保健医療計画部会 (県単位地域医療構想調整会議)	関連する検討会議等
H31.3.25	知事から諮問		
H31.3.25	◆計画部会に検討を指示		
R1.8.5			■広島県へき地医療支援機構運営委員会 ・「医師確保計画」骨子の検討
R1.8.9			■広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会 ・「医師確保計画」骨子の検討
R1.8.20			■広島県医療対策協議会 ・「医師確保計画」骨子の検討
R1.8.26	◆検討状況の報告		
R1.9.9		○計画（骨子）の検討	
R1.12.10			■広島県周産期医療協議会 ・「医師確保計画（産科）」素案の審議
R1.12.27		○計画（素案）の審議	
			(1～2月) ■圏域地域医療構想調整会議 外来医療計画の検討 ・地域で不足する外来医療機能 ・医療機器の共同利用方針
R2.1.20			■地対協小児医療体制検討専門委員会 ・「医師確保計画（小児科）」素案の審議
R2.2.28			■広島県へき地医療支援機構運営委員会 ・「医師確保計画」素案の審議
R2.3.5			■広島県医療対策協議会 ・「医師確保計画」素案の審議
R2.3.26		○計画（案）の調整	
R2.3.26	◆答申案の審議		
R2.3.27	知事に答申		

◆：広島県医療審議会、○：保健医療計画部会、■：関連する検討会議等

県民意見募集（パブリックコメント）の実施

実施期間	令和2（2020）年2月19日～3月18日
公表場所	広島県行政情報コーナー、広島県ホームページ 広島県健康福祉局医療介護計画課、各厚生環境事務所・保健所（支所）
受付場所	郵便、ファックス、電子メール、電子申請
御意見のあった主な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・医師偏在指標に基づく目標医師数 ・地域卒卒業医師等の育成・配置 ・中山間地域における医師確保と支援体制 ・地域で不足する外来医療機能の項目 など

医師の確保及び外来医療に係る
医療提供体制の確保に関する計画

令和2（2020）年3月
広島県健康福祉局医療介護計画課
医療介護人材課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

TEL：082-513-3064 FAX：082-502-8744

